

糸の重くなりたる時釣者は縋糸を執りながら身を後方へ反らし鉤をして深く口中に刺さしめ然して急に縋糸を伸ばし遣れば魚は廻轉して其縋糸を體に纏ひ切斷せんとして狂躁す之を少時にして勢力漸く衰ふるを以て其縋糸を引寄せれば魚は縋糸に纏はれるが爲め尾の方を上にして水面に露はる可し因て其尾へ太き綱を引懸け數回之を振り船舷に引付け置けば魚は身を倒にし水中にて反撥し時に頭を水上に露はすことあり此の機に乗じ一人の漁者大鉤を取て其頭に打込み船舷に吊し上げ槌を以て鼻頭をば骨の迸出するまで連打して之を殺すなり之を爲すには右舷の「ミクサビ」を取除き其處にて行ふものなり

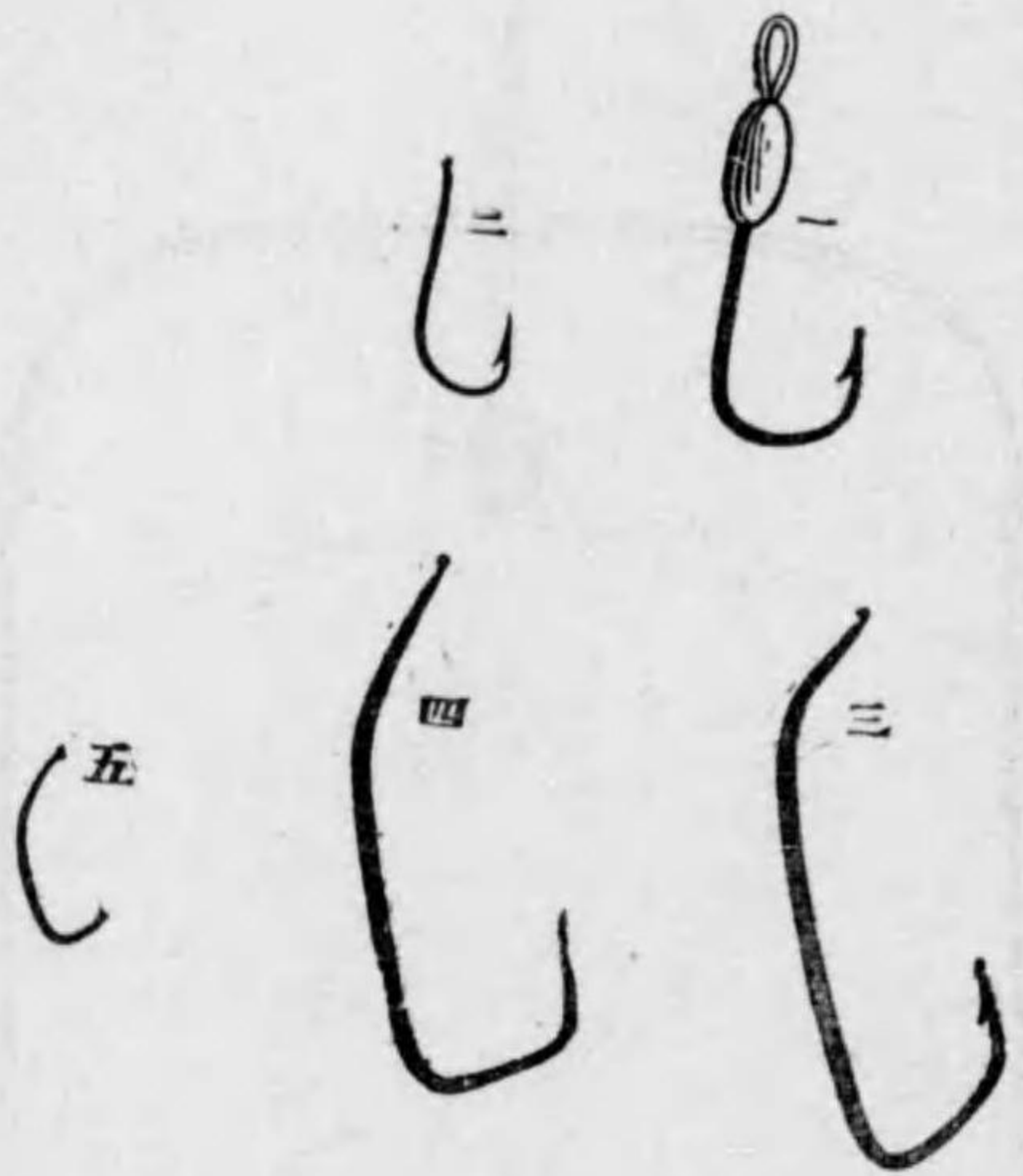
### 第二十五 鮭釣

鮭は所在之を産し多く釣獲するは概ね小魚なり其一尺以上に至る大魚は常に遠海に出漁する地方に於てのみ之を漁す是れ此の魚の大なるものは深海中の礁間に栖息するを以てなり此に記す所は其大魚の釣法なり

#### 一 相模地方に於ける鮭釣

相模地方に於ける鮭釣漁業の季節は十月より翌年二三月に至る  
漁具は方言「ムツブラ」と云ふ縋糸の長さは季節に依て異なると雖も大抵春は二百

鮭釣鉤 圖三十三百第



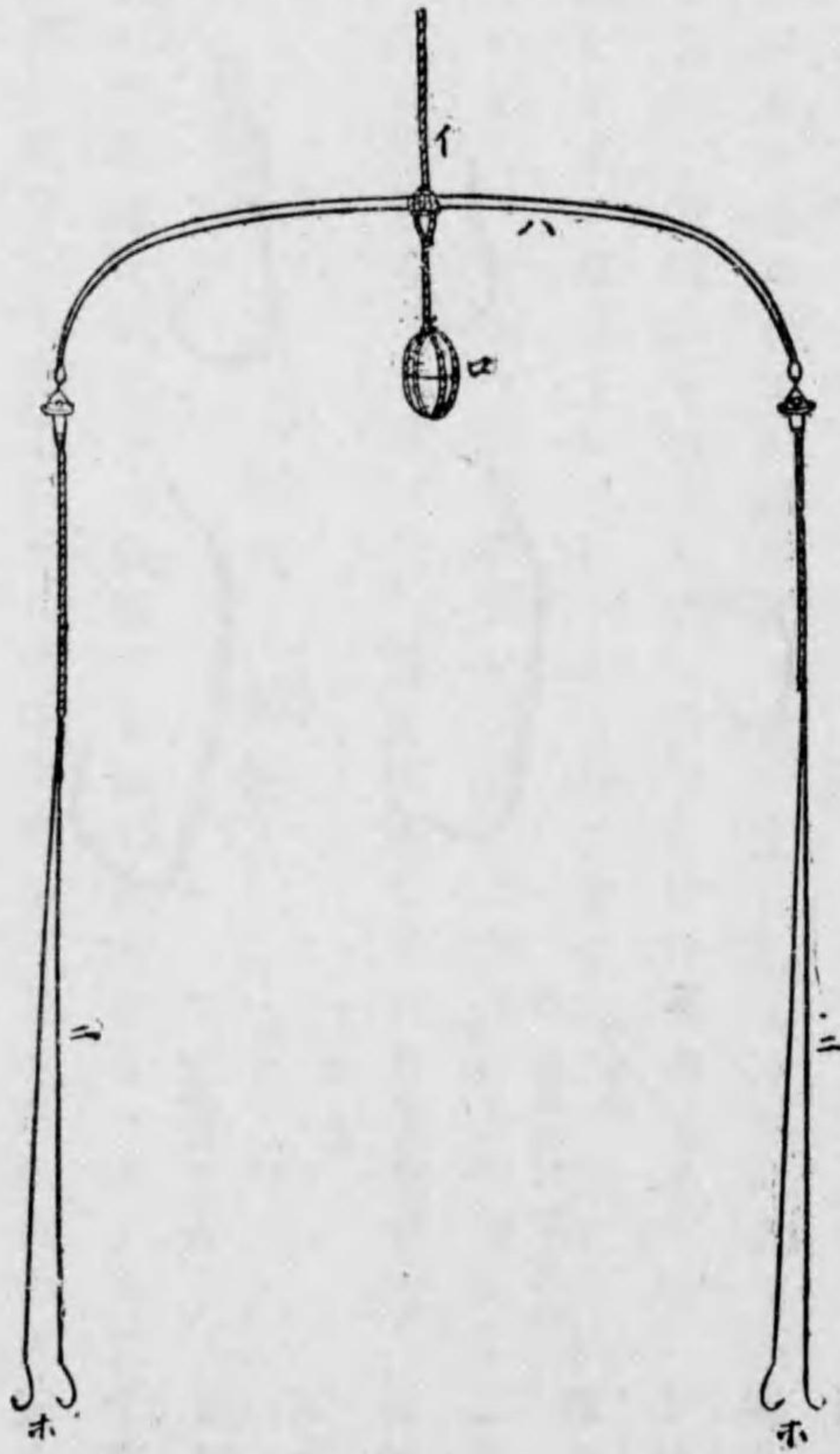
- 一 志摩國答志郡にて使用のもの
- 二 同前
- 三 相模國鎌倉郡にて使用のもの
- 四 同足柄郡にて使用のもの
- 五 同前

其の兩端の撓みて垂れたる端に樞クマを附く樞も亦竹にて製し徑四分厚さ二分の圓形にして其中に通ずる軸も亦竹製徑二分長さ七分とす其末に長さ五尺の麻縋糸



を垂れ之に鉤を結び鉤元五寸程は細き銅線を巻く是れ魚齒の鋭利なるが故なり  
鉤元より別に細き糸を出し餌を括り附くるの用に供す又「ホウデ」の中央には右の

一具釣鯨 圖四十三百第

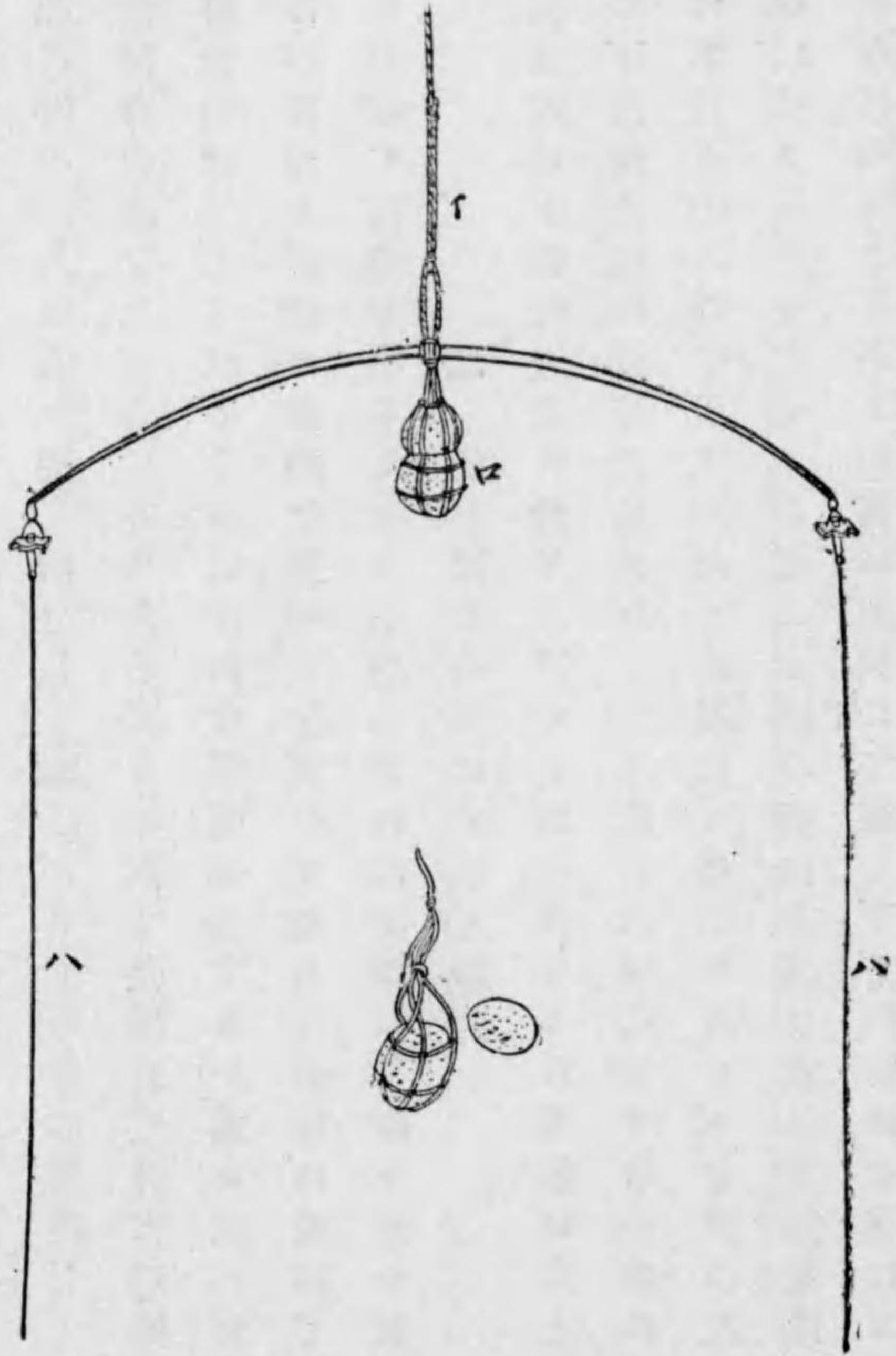


- イ 縲絲
- ロ 石の錘
- ハ 竹製天秤
- ニ 麻絲製縲絲
- ホ 釣鉤

錘を吊り下く其綱の長さ一尺五寸石の重量は二百六七十匁を適度とす然れども

時としては此の重量にては潮流の爲め押流され海底目的の處に達し得ざること

二具釣鯨 圖五十三百第



- イ 縲絲
- ロ 石の錘
- ハ 麻縲絲

あり此の場合には尙ほ百三四十匁の石を錘石の上に載せ以て目的の處に達せし



め而して其網を弛ふれば載せたる添石は下に轉落すべし  
 漁船は胴幅五尺二寸位の漁船に漁夫八九人乗組み深さ二三百尋の漁場に至り船  
 を潮流に浮べ一人は櫂を押し船をして流れざらしめ他は皆座して釣を垂れ海底  
 より五尺許の處を上下して靜に魚の羅るを俟ち魚羅れば速に引揚ぐべし此の魚  
 は深海魚の例として水の上層に至れば氣囊膨脹するが爲め疲れ衰弱して自ら水  
 面に浮び出つるが故に攪網を用ゆるを要せず直ちに船中に釣揚ぐ可し此の釣を  
 爲すには指に皮囊を被らしむべし然らざれば縊絲にて指を擦り傷つくとあり

二 伊豆國賀茂郡に於ける鯨釣

伊豆國賀茂郡下田町近傍に於て三四寸の鯨を漁するの季節は六七月の候にして  
 漁場は下田灣内或は神子元島近海にして深さ八尋乃至十尋の處に於てせり  
 漁具は第百三十六圖に示すが如く鯨鬚にて製したる「ビシ」を用ひ左右端に垂るゝ  
 天蠶絲は長さ三尺五六寸とし餌は小鯨の切肉を用ひ或は友餌を用ふ又時として  
 擬餌釣を用ゆることあり擬餌は鹿角にて製し下方に麻絲を垂れて鈎を付けたる  
 ものなり

漁法は傳馬船一艘に漁夫三四人乗組み漁場に至り錨を投じて船を停め一人一具  
 を使用するものにして晝間の業なり

圖六十三百第

三 具 釣 鯨



第二十六 鯨釣

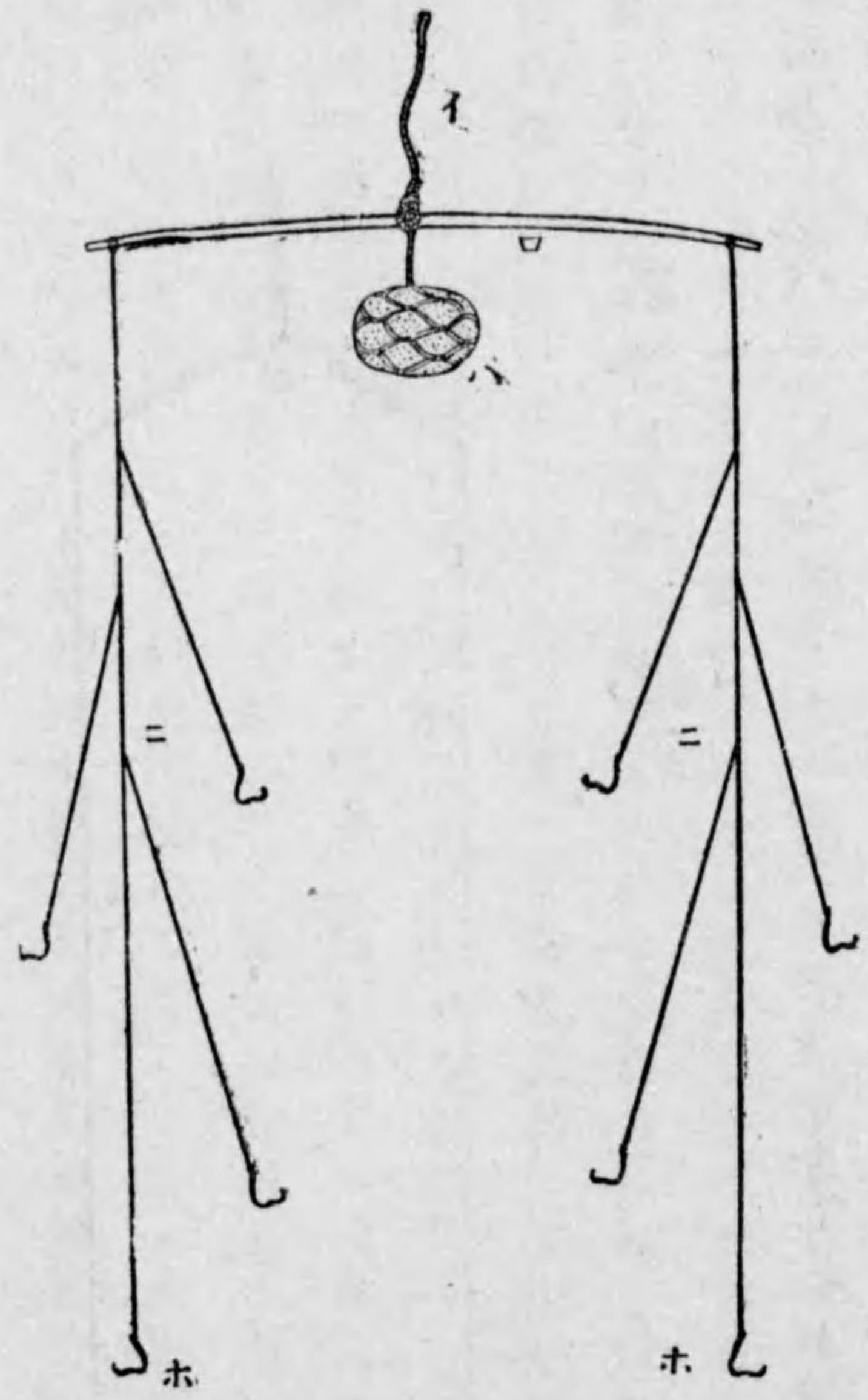
鯨は各地に産すれども日本海の北部殊に多きが如し概ね延繩釣を爲せども夏  
 の土用頃には産卵の爲め殊に場所を擇んで群集するが故に此の時期に於て手  
 釣を爲す

羽後國南秋田郡男鹿地方及山本郡岩館八森等諸村に於て多く此の漁をなす漁具



の構造は縹絲は最上の麻絲にて三子撚徑八分長さ百五尋とし之に葛蔓方言「カナトヂラ」長さ四尺太さ圍一寸許の天秤を繋ぎ中央に重量八百匁許の石を吊り下げ

具釣籠 四百七十三第



イ 縹絲  
ロ 天秤  
ハ 沈子  
ニ 技絲  
ホ 釣鉤

天秤の兩端より長さ八尺の縹絲を垂下し而して夫より一尺づゝを隔て、四本の

技絲を附け各其末に鉤を結ふ餌は鹽藏の烏賊を用ふ。漁法は長さ七尋三尺幅一丈一尺の漁船に漁夫七人乗組み其内二人は艫を押し五人は各釣具を携へ陸を距ること五六里乃至八九里の沖合に至り釣を下す其釣方鯛漁と略ぼ同じ

### 第二十七 太刀魚釣

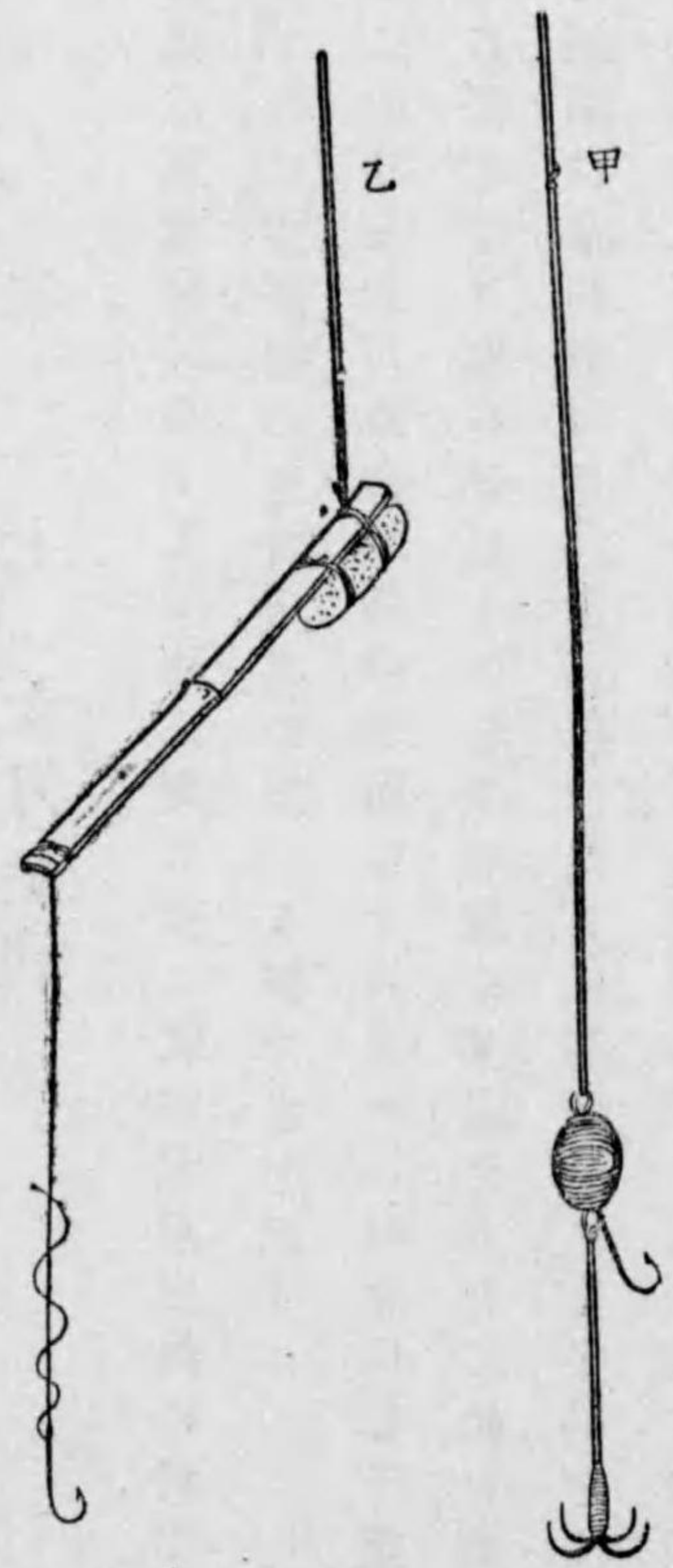
太刀魚は東北海に少くして西南海に多く就中瀬戸内海に於て饒し多くは手釣にして殊に安藝國の漁者巧手の稱あり因て之を記す  
安藝國に於ける太刀魚釣漁業の季節は十月十一月の交にして晝間の業とす此魚の性常に海水深き處に栖むものなるが故に其處をトして釣を爲す  
漁具は縹絲は麻絲製長さ六十五尋の先きに眞鍮線凡そ半尋を接續し其端に重量三十匁の鉛の沈子と俱に一小鉤を附く此の小鉤に餌を裝するものなるが故に之を餌懸鉤と云ふ而して其下に大四番の鐵線を長さ七寸五分に切り其内一寸五分を勾曲して鉤となしたるもの四本を麻絲にて結束し錨狀に爲し其麻絲の上を眞鍮線にて巻き詰めたるものを附く斯く眞鍮線を巻き及び縹絲にも之を繋ぐもの



は此の魚齒の鋭利なるが故に其噛み切らるゝを防がんが爲めなり餌は石鰻アサギの小  
さきものを用ふ

漁法は漁船一艘に漁夫一人若くは二人乗にて漁場に至り一人一具を使用す先づ

第三百七十七圖 太刀魚釣具



小鉤に餌魚  
の全身を装  
し満潮の時  
を待て船頭  
に立ち釣を  
垂れて絶え  
ず縋絲を伸  
縮し魚の餌

に觸るゝを覺ゆるときは迅速に縋絲を引きて魚體を大鉤に罹らしめ直に引揚げ  
捕獲するなり

又一法は縋絲は麻絲製長八尋乃至十尋とし其の端に重重三十枚の石の錘を附け

是に長さ一尺の割竹を繋ぎ又其先きに長さ一尺の銅線を接続し是に大四番の鐵  
線にて作りたる鉤を附く而して一船一人乗にて二具を使用す餌は「ギザミ」の肉を  
截切して釣鉤に装し潮勢及び其干満に拘はらず船を進行しつゝ釣を垂る然れど  
も其時刻は東天既に明けて未だ旭紅を仰がざる前と夕日全く没して仍ほ餘光の  
未だ滅せざる中に於て使用するものにして此の機を失へば更に捕獲の利なしと  
云ふ漁業の季節は前者と同じく十月十一月の交とす

第二十八 鰹釣ハモ

鰹は瀬戸内海に多く就中和泉淡路等の海に饒産す其漁法大抵延繩釣なれども  
和泉國日根郡小島村の漁者は能く手釣をなす今之を記す

一 和泉國日根郡小島村に於ける鰹釣

小島村に於ける鰹釣漁業の季節は六月七月及九月より十一月の間にして晝間の  
業とす

漁具の構造は第三百三十八圖に示す如く鐵鉤四本を組み合せ錨狀と爲し其鉤元よ



り長さ六七寸の眞鍮線を繋ぎ其一端に鉛製重量五匁の圓形なる沈子を附け其下に長さ二寸の餌懸鉤を出し沈子の上方は麻絲製の縉絲に繋ぐなり餌は鱈を用ひ之を餌懸鉤に刺し其上を細絲にて括り付くるものとす  
漁法は漁船一艘に漁夫三人乗にて出漁し其一人は鰲を操り潮流の爲め船の流る

圖八百三第  
具 釣 體



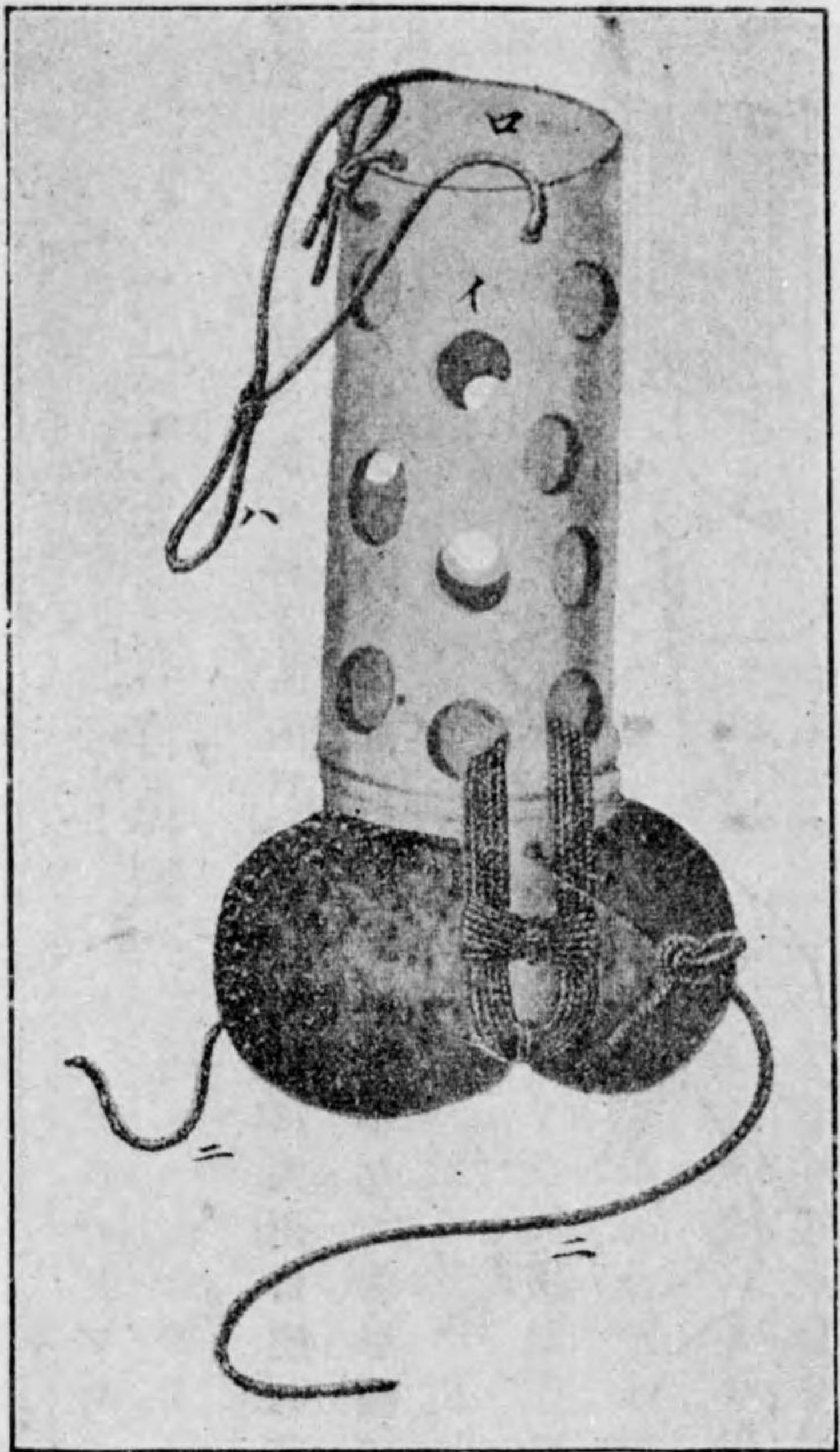
イ 縉絲  
ロ 沈子  
ハ 餌懸鉤  
ニ 括り紐  
ホ 眞鍮線  
ヘ 釣鉤

をを支へ他は皆鉤を下し魚の餌に附きたりと感ずるときは遽に縉絲を曳き魚をして下方の錨狀の鉤の尖頭に罹らしめ以て引揚げ捕獲するなり

二 伊豆國賀茂郡田子村に於ける體釣

伊豆國賀茂郡田子村に於ては體を釣るに第百三十九圖に示すが如き具を使用す

圖九十三第  
具 釣 體



即ち(イ)は竹筒の周圍に無數の孔を穿ちたるものにして此の中に魚肉を細削した

るを納れ  
(ロ)なる鐵  
葉製の蓋  
をなし(ハ)  
の部分  
縉絲に繋  
ぎ鉤(ニ)に  
餌を装し  
之を海中  
に下せば  
(イ)の竹筒  
中の肉屑

は周圍の孔より漏出して四方に散布するを以て魚は其の香を覺めて集まり來り

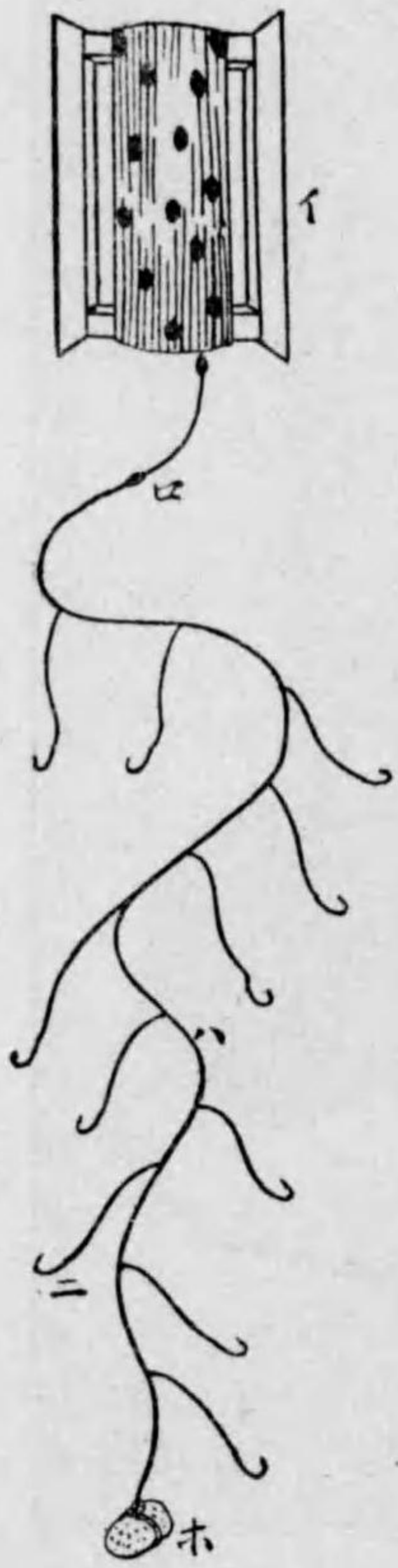


遂に(二)の鉤に罹るなり此の類のもの他方にもあれども之と同一のものは稀なり故に此に附記して参考に供す此の具は鰹に限らず他の魚を釣るにも應用せば利する所あらん

### 第二十九 石首魚釣

石首魚は各地に於て漁すれども瀬戸内海以西殊に九州に饒し其漁法延繩釣を多しとすれども亦手釣をも爲す此に記す所は其小なる者を漁する手釣なり

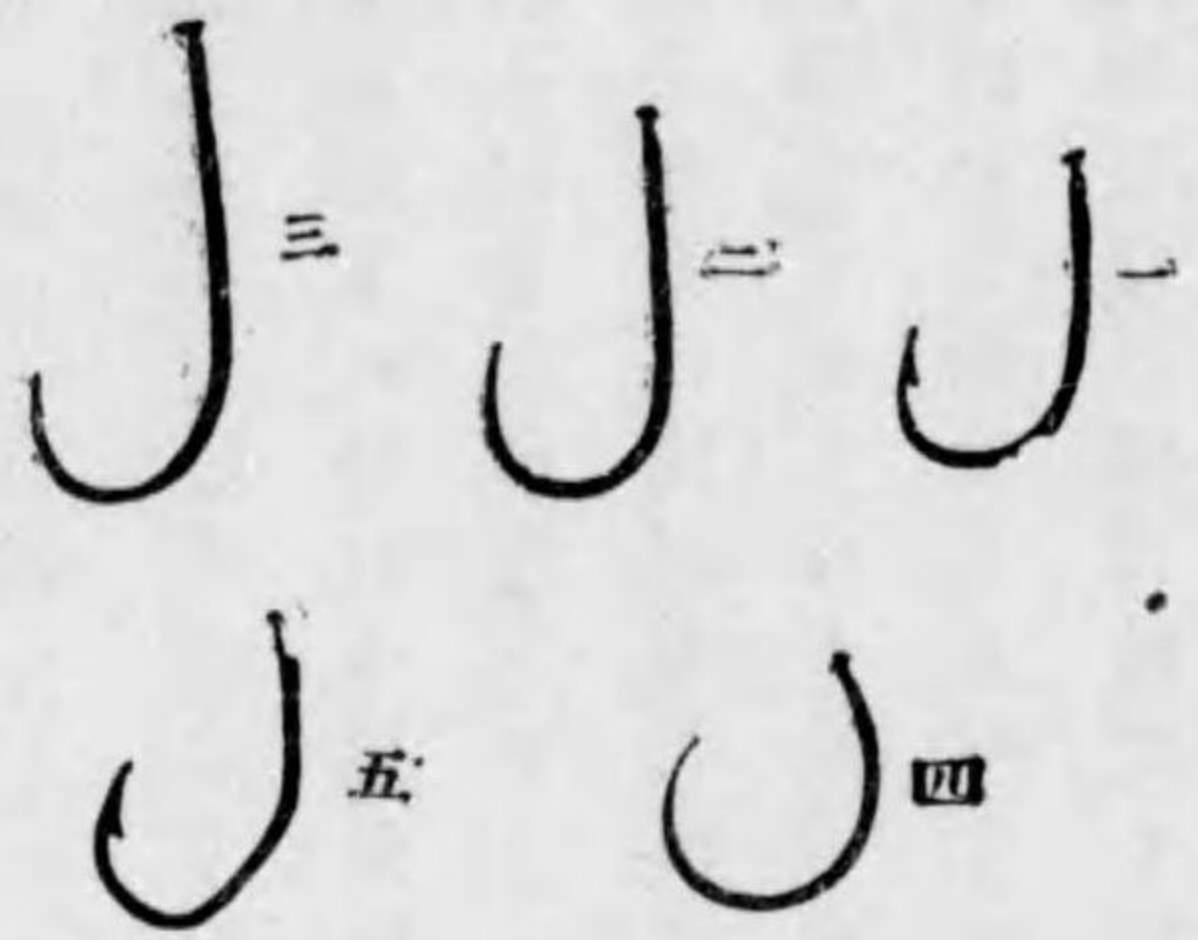
圖十四百第 具釣魚首石



イ 絲 卷  
ロ ビ ン  
ハ 緋 絲  
ニ 釣 鉤  
ホ 沈 子

豊後國北海部郡に於ける石首魚釣漁業の季節は陰曆四月より六月までの間とす

圖一十四百第 鉤釣魚首石



- 一 豊後國にて使用のもの
- 二 周防國にて使用のもの
- 三 同 前
- 四 遠江國にて使用のもの
- 五 上總國にて使用のもの

漁具は緋絲の長さ二百四十尋とし内十三尋は「マガヒ」絲を用ひ餘は通常の麻絲製にして是に鉛製のピシを附く其距離初めは一尺間位とし末は次第に遠ざく鉛の總量七十匁位を用ふ而して是に麻絲製長さ一尺の枝絲を凡一尺距離に三十條を附け各鉤一個づゝを結び緋絲の末端には石を括りて沈子となす餌は烏賊及び蛸を切りて用ふ

漁法は漁船一艘に漁夫三四人乗組み一人は鰹を操りて船の流るゝを止め其他は各釣を下し緋絲端に付けたる石を海底に達せし

め魚の餌を食したるを感ずるときは急に緋絲を強く挽き魚を鉤に罹らしめて其儘止め置き更に緋絲を伸ばして他の枝絲の鉤に魚を罹らしめ斯の如くするもの



數回にして凡七八尾に至りたるるとき始めて引揚げ捕收するなり

大魚の釣方は下に記せる鮠釣の如し

### 第三十 鮠釣

鮠も亦石首魚と同じく瀬戸内海以西の海に饒く其釣漁は概ね手釣を以てす  
安藝地方に於ける鮠釣漁業の季節は十二月より翌年四月までの間にして之を  
行ふは晝間の業とす

漁具の構造は麻絲製の縉絲六十尋に坪絲二十尋天蠶絲三十尋を接続し其末端に  
大四番にて造りたる鉤一個を附く而して其坪絲の間に「ブシマ」と稱する沈錘五十  
個を附け又鉤元より一寸五六分を距りたる處に鉛製重量二十匁の沈子を附けて  
潮流の急なる處に於ても容易に之を使用することを得しむ又餌には「ムシ」を用ふ  
漁法は漁船一艘に漁夫二人位乗組み潮流急なる處を擇んで一人一具を使用す是  
れ此の魚は急潮の處を好んで栖息するを以てなり而して魚の餌を食ひたるとき  
は手に感ずるを以て其機を失はず速に引揚げ捕獲するなり

### 第三十一 鰯釣

安藝國安藝、佐伯、賀茂、豊田四郡の沿海上捕漁場に於ける鰯釣漁業は凡そ周年之を  
爲せども五月より七月に至る間と七月より翌年三月に至る間と漁具を異にす但  
し都て晝間の業とす

漁具の構造は五月より七月の間に用ゐらるるものは坪絲又は麻絲の縉絲廿七尋  
に天蠶絲二尋を接続し其結ひ口に重量十匁の鉛の沈子を附け更に天蠶絲一尋を  
繋ぎ末端に中五番にて作りたる鉤を結び縉絲には「ブシマ」十個を附く餌は小沙魚  
の活きたるものを用ふ

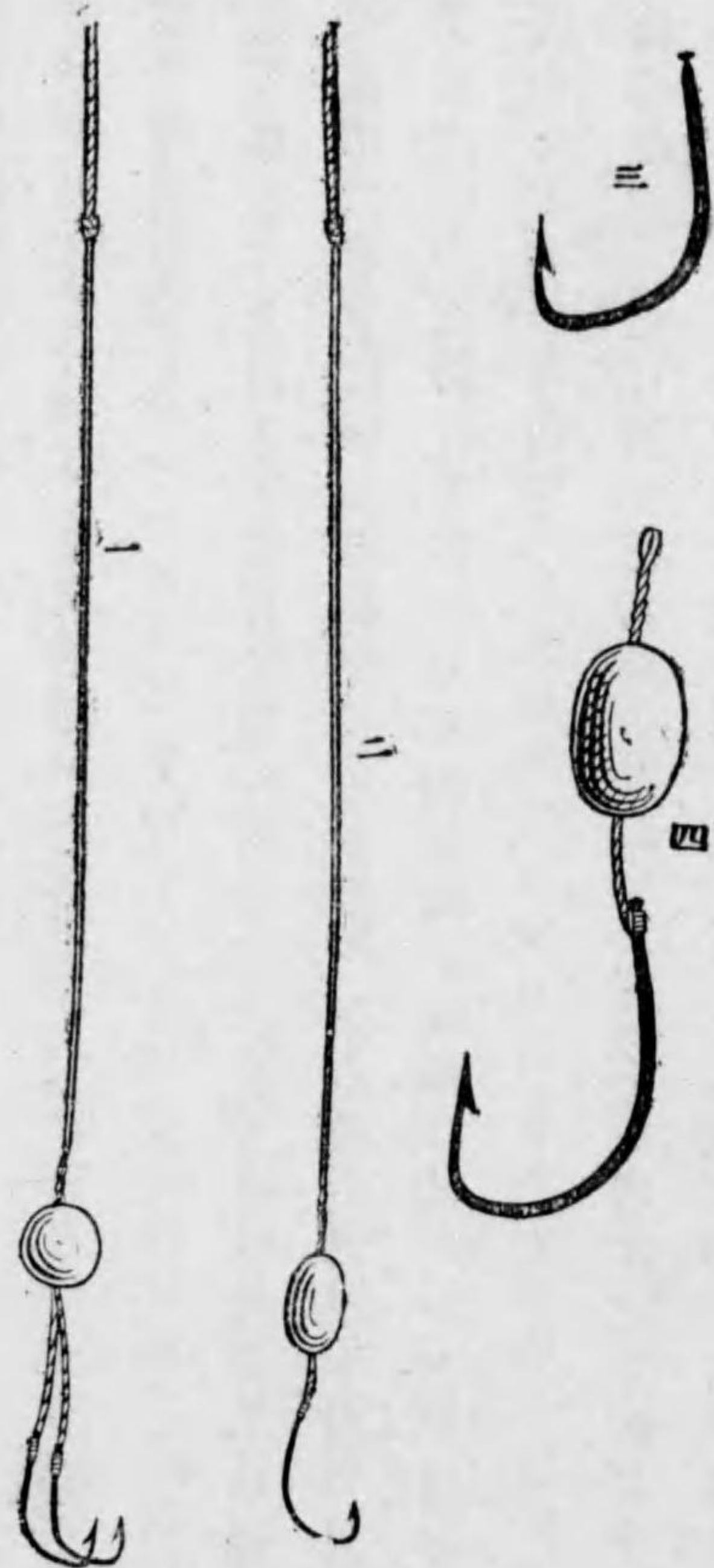
漁法は漁船一艘に漁夫三人乗組み一人二具を使用す之を海に下すに先たち鉤尖  
に魚皮を附け尖頭に餌を装し而して之を下し魚の餌を食ひたるを覺るときは其  
機を失はず之を引揚げ捕獲するなり此の具は専ら海底泥土の處に於て使用する  
ものなり

七月より翌年三月までの間に使用する漁具は坪絲の長さ四十尋に天蠶絲二尋を



接続し是に鉛の重量七匁の沈子を附け其下に長さ一寸五分の木綿糸二條を垂れ  
毎條中五番にて作りたる鉤を附け即ち一縷糸二鉤を以て一具とす餌は小蝦を用  
ふ但た七月の頃は沈子の重量を増して三十匁とし猶天蠶絲の長さも一尋半を延

圖二百四十四 鮎釣具



- 一 七月より翌年三月まで使用するもの
- 二 五月より七月の間使用するもの
- 三 鉤
- 四 鉤に沈子を付けたる状

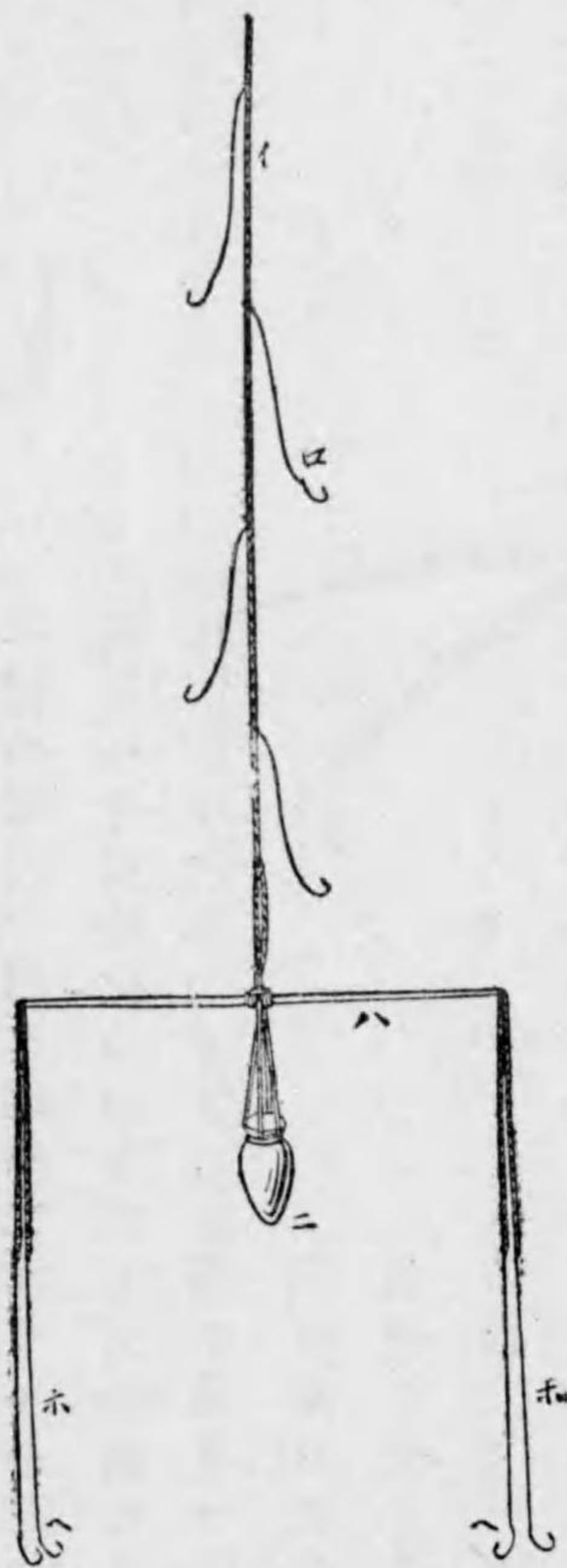
ばし其先端に中五番にて作りたる鉤を附け一縷糸一鉤となし餌は蝦を活きたる  
儘にて用ふ漁法は概ね前者に同じと雖一人一具を使用するものとす

### 第三十二 赤魚釣

一 房總地方に於ける赤魚釣

安房國沿海及び下總國銚子邊の漁村に於ける赤魚釣漁業の季節は一月より三月  
までにして漁場は陸を距ること凡六里内外の處とす

圖三百四十三 赤魚釣具



- イ 釣繩(立繩)
- ロ 繩枝(差繩)
- ハ 天秤(ハゴ)
- ニ 錘
- ホ 縷糸
- ヘ 釣鉤

此の漁は所謂天秤釣にして其天秤は竹にて製し長さ三尺計とす方言之を「ハゴ」と

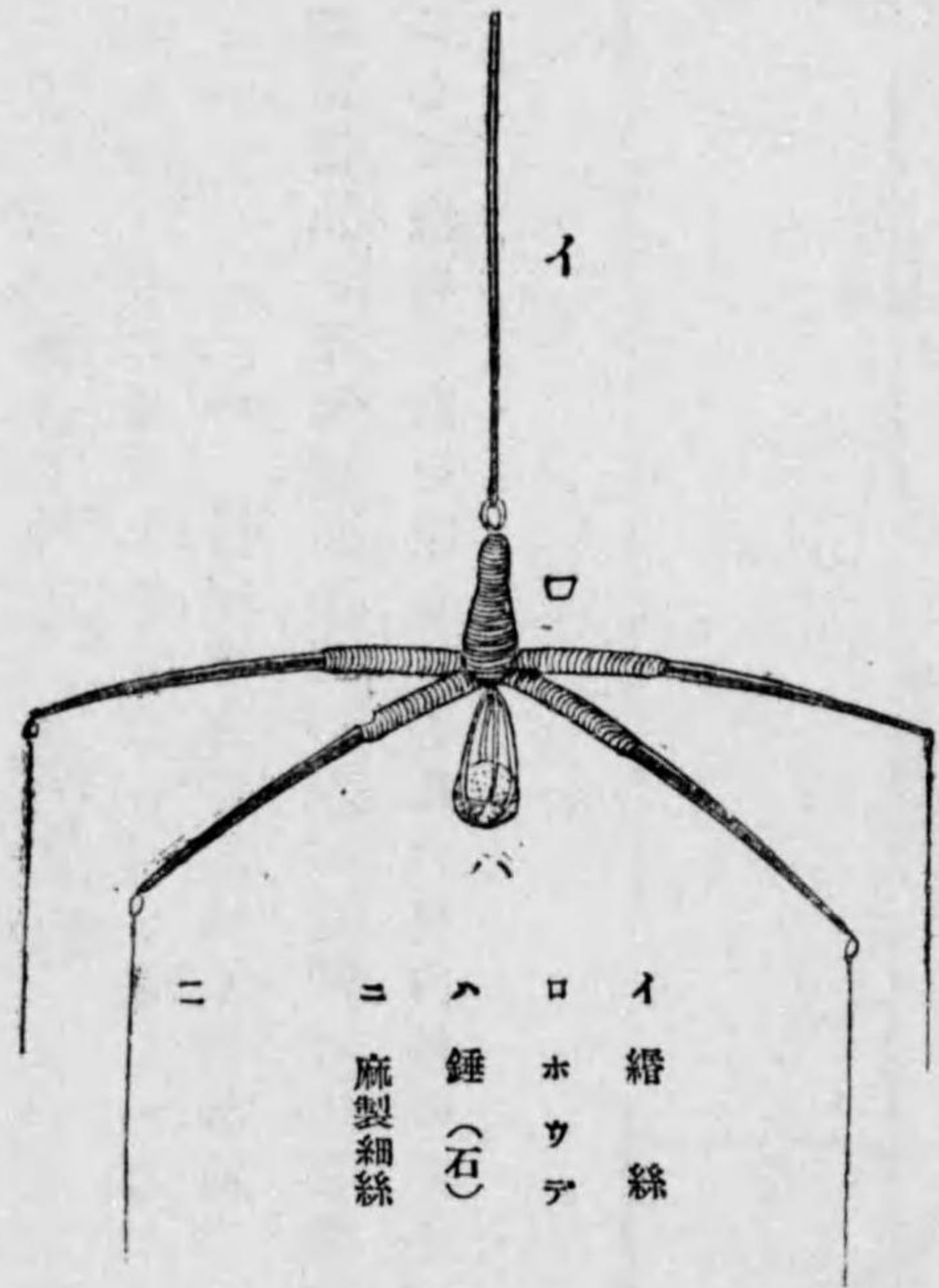


圖四十四百第  
鉤釣魚赤



云ふ釣繩は方言堅繩と稱へ麻にて製す其長さ凡五百尋之を天秤の中央に結ひ天秤の兩端には長さ一尋位の麻製の細き縲絲二本づゝを垂れ其末端には長さ一寸五分位の鉤を附く又堅繩には方言差繩と稱へ長さ一尺許の枝絲に

圖五十四百第  
天秤(デウホ)



鉤を附けたるを一尺餘の距離に附くること凡六本許而して「ハゴ」の中央より下に重量三百匁許の石の錘を垂る餌は鰻を用ふ漁法は小漁船一艘に漁夫六人程乗組み漁場に至り一人毎に漁具一個づゝを垂れ二三十分毎に手に

て繩の輕重を試み魚の罹れりと察するとき之を引揚げ捕獲するなり

二 伊豆國田子村地方に於ける赤魚釣

伊豆國那賀郡田子村地方には赤魚を釣るに木製長さ六七尺の「ホウダ」二本を第四百四十五圖の如く十文字に結束して四端に縲絲を垂れたるものを使用す而して之を使用するに當り釣具の中央交叉の處に別に一個の石を加へ海底に達すれば其石自から墜落するの装置を爲し以て釣具の海底に達せしや否を知るに便す餌は主として柔魚を用ふ

第三十三 鱻投釣

鱻は各地方大抵延繩を以て釣獲するものなれども遠江地方に於ては一種投釣と稱する漁法あり固より大獲を期すべきものにあらずれども其法の奇なるを以て茲に概記す

遠江國長上郡掛塚村に於ける鱻投釣は漁者一人にて陸上より釣獲するものにして其漁具は第十四圖版に示す如く鉛にて一個の錘を作り其一方には麻繩を以て



環状を爲し一方には小孔に縲絲を穿つ縲絲の長さは錘を前面に抛ちて末端陸上に残り猶幾分の餘裕を存する位にて足れりとす而して錘を距ること遠からざる所に天蠶絲の枝絲を結び末端に鈎を附け之に雜魚の切肉を刺して餌とす之を使用するには長さ六尺餘の竿の頭を錘の一端なる環に懸け漁者は海岸に立ち竿を執り力を極めて前面なる海上に向て抛投すれば錘は縲絲を引き飛んで遙に海中に没す是に於て竿を捨て縲絲の一端を持ち徐々に手先へ曳寄すれば鱈の餌を食みたるときは手裏に感ずるを以て直ちに引揚げ捕獲するなり

### 第三十四 柔魚釣

イカには種類甚だ多く世俗烏賊を以て「イカ」と訓す然れども烏賊は海鰓蛸を有するものにして所謂「イフイカ」地方に依り「ゴイカ」「コブイカ」なり之を乾製したるを「カ」「マイカ」等の方稱あり  
甲付烏賊又は甲付鰓と云ふ其色暗黒にして普通の鰓に比すれば眞然別狀なるのみならず其品下る海外に輸出せざるにあらざれども數額猶微々たり其年々貿易品となし一百万圓以上の巨額を出し輸出水産物中第一位を占むる所の鰓

は「スルメイカ」を以て製するものにして尋常の烏賊にあらず其「スルメイカ」の中又各種あり「ケンサキイカ」「ヤリイカ」「尺八イカ」「タテイカ」「ツ、イカ」等の稱あるものは製して一番鰓の名を得鰓中の上品とす又「ベニイカ」「マツイカ」等の稱あるものも亦製して一番鰓の中に加ふ又關東及び佐渡、奥羽、北海道等にて單に「イカ」と稱ふるは尋常の「スルメイカ」にして製して貿易上二番鰓と稱へ東京にて單に鰓と云ふものは是なり別に一種「ミヅイカ」「モイカ」「アヲリイカ」「ブドウイカ」等の稱あるものは乾製して「ミヅルメ」「ブトウズルメ」「フクロスルメ」等の名を附するものありと雖も僅々たる産額にして生食するを多しとす然るに地方の方言種々錯雜し之を概括して通論すること甚だ難し例へば海鰓蛸を有する烏賊を「マイカ」と稱ふる地もあれども豊後、長門、肥前等にては「ケンサキイカ」を「マイカ」と云ひ薩摩にて「イカ」と稱ふるは「ミヅイカ」にして「ケンサキイカ」は「ドンキウ」と呼び「イカ」と言はず東國にて單に「イカ」と謂ふ所の柔魚は隱岐にては「シマメ」と云ひ長門にては「エキレ」と曰ひ肥前にては「ツシマミ」と云ふ其他西國には猶「松イカ」「星イカ」「桔梗イカ」「猿イカ」「獅子イカ」「尻焼イカ」等の品種ありて其中にも亦地方に依り錯雜顛倒の稱



へを爲す例へば長門の「マイカ」を伊豫にて「松イカ」と云ひ其海蝶蛸を具へたる烏賊を長門にて「松イカ」と云ひ長門の「マイカ」伊豫の「松イカ」は豊後にて「手イカ」と云ふの類なり夫れ斯の如く名稱錯雜なりと雖其漁法を概説すれば烏賊即ち「カウイカ」の類は網を用ゆること多く釣るもの少し他は籠に柴枝を堆積し此に集めて捕るの漁法と云ふ籠もあれども是れ眞に僅少にして多くは釣獲す釣獲も亦主として手釣を爲すあり専ら竿釣の部に記せるが如し而して一番鰯二番鰯に製すべき種類のものは手釣を首とし其盛んに釣り得るに及んで初めて竿釣を爲すを多しとす中に全く竿を用ゐざるあり又或は全く竿釣のみを爲す地もなさにあらざるが如しと雖も是れ實に僅々たるものにして且漁業の最も發達せざる地方の事のみ固より記するに足るものなし又其手釣に於ては夜間篝火を焚きて漁するを多しとすれども地方に依り篝火を用ひざるあり自餘の作業にも亦彼此小異あり漁具に至ては大體の趣向に相同しきも形狀に於ては種々雜多にして若し是等漁具漁法の差異を甄別し一々之を記さば哀然快を累ねるに至り煩に堪へざるに至る可し故に今其の釣法に最も進歩したる地方のものを記

し他は皆省略に従ふ其の言はざるを得ざる事項は後に附記せんとす但だ其釣法たる手釣と竿釣と相連接するものなれば釣をミヅイカ之を兩者に分たんと難し因て併せて之を手釣の部に收む

#### 一 佐渡國に於ける柔魚釣

佐渡の國に於て専ら釣獲する所の「いか」は二番鰯に製する所の普通の「スルメイカ」即ち柔魚にして元來佐渡國は他の漁業に於ては未だ發達せず言ふに足るものなきに拘はらず獨り柔魚釣のみ大に開け現時佐渡一國一ヶ年の鰯の産額は三四十萬圓に上り沿海悉く産出地にあらざるはなし故に其盛漁の時に方りては佐渡沿海の住民は平常職業の何たるを問はず苟くも船を有し釣具を執り得べき者は盡く漁者と爲り出てて之を釣るの状態なり斯くの如くなるを以て專業漁夫は地方にて之を釣獲するの外猶遠く北海道函館其他に出稼するもの多く其漁具漁法北海道には既に傳播し尙ほ近年各府縣に於て佐渡より漁者を招聘し傳習するものあるに至れり然れども漁する所は普通の柔魚に止まり一番鰯に製すべき「ケンサキイカ」及び「ミヅイカ」の類は多少産せざるにあらざれども之を捕るに勉めず隨て



是等の鰯の産額は甚だ僅少なり

柔魚の漁季は夏秋冬の三季とし其第一季即ち夏季の漁業は凡八十八夜の頃より始まる元來此の地方の柔魚は能登の海洋より移動群來するものゝ如く故に初季は能登に相對せる所即ち國の西南部羽茂郡澤崎より始まり夫より一方は外洋に面する沿岸に他の一分は越後に對する海岸に沿ふて進行し終に國の北部なる鷺崎に至りて相會し而して潮流との關係に依り越後の新潟に面する邊に於て愈々合して一となり其近傍なる夷港の灣内に群集す此の時は即ち夏漁の盛期にして其漁場海岸に接近し殆んど一里内外の處にあり七八月は最盛を極め一漁夫一度に獲る所千を以て計ふるに至る但た柔魚の體尙小なり秋に及んで漸く長するに隨ひ漸く海岸を離れ其漁場三里斗の處に在り中秋よりは船に篝火を焚きて釣る初冬に至れば柔魚の體頗る肥大すと雖も其漁季は十一月を以て終了す蓋し柔魚次第に深遠の處に去り海上波高き時節に向ふを以てなり

漁具は三種あり一を「ソクマタ」と云ひ二を「トンボ」と云ひ三を「ツノ」と云ふ此三種を以て柔魚の釣具具備せるものとす此の三器を一集に結束し釣鉤を函に納め手に

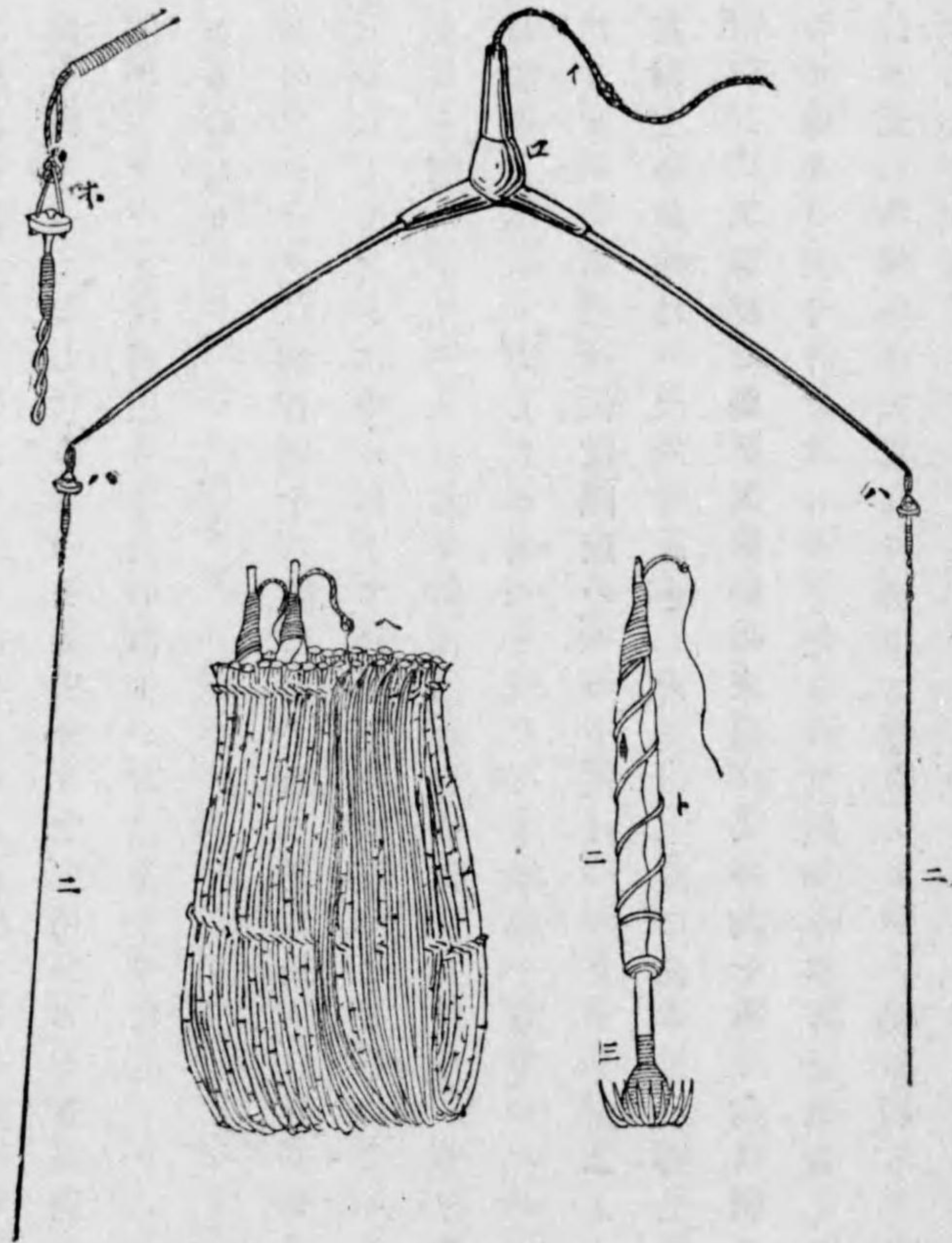
提げて漁場に携ふるものとす但し近來「トンボ」及び「ツノ」の柄中に腔空の處を設け此に鉤を藏すべくなしたるものを製出せり之を用ひるときは別に函を要せず

右三器中「ソクマタ」は純然の手釣の器「トンボ」は全く竿にして「ツノ」は竿の變種と云ふべきものなり

第一具の「ソクマタ」は第四百四十六圖に示す如く俗に云ふ「ウラジロノハネ蟲」の如き形の「ピン」にして之を水中に吊下すれば下部は反轉せるを以て一方に傾斜するものとす其上部の中央三又を爲す處は鉛を以て作る其重量八十匁許以て沈子の用を兼ね鉛の上部より出したる絹絲を繋ぐ可き細繩を方言「ラバシ」と云ふ鉛の左右に出たる「ピン」の兩支は佐渡國產の「トヨシ」又は「シラクチ」と稱ふる木桂の如きにて木あり作り其兩支の距離は一尺八寸許とし兩支の末端に長さ三尺乃至五尺漁者の幹に應じて其好む所の尺の天蠶絲を繋ぎ天蠶絲の末端には各鉤を附く鉤は細き大箸位の太さ度さるすの鐵の小棒長さ三寸許なるものゝ先きに眞鍮鉤十本許を集合して結び付けたるものなり此の小鐵棒は天蠶絲に接する方を「ヒキデ」と稱ふ而して其上へ「生イカ」の肉を巻き之を綿絲にて括り附け以て餌と爲す絹絲は二子燃に麻絲を澀染にした



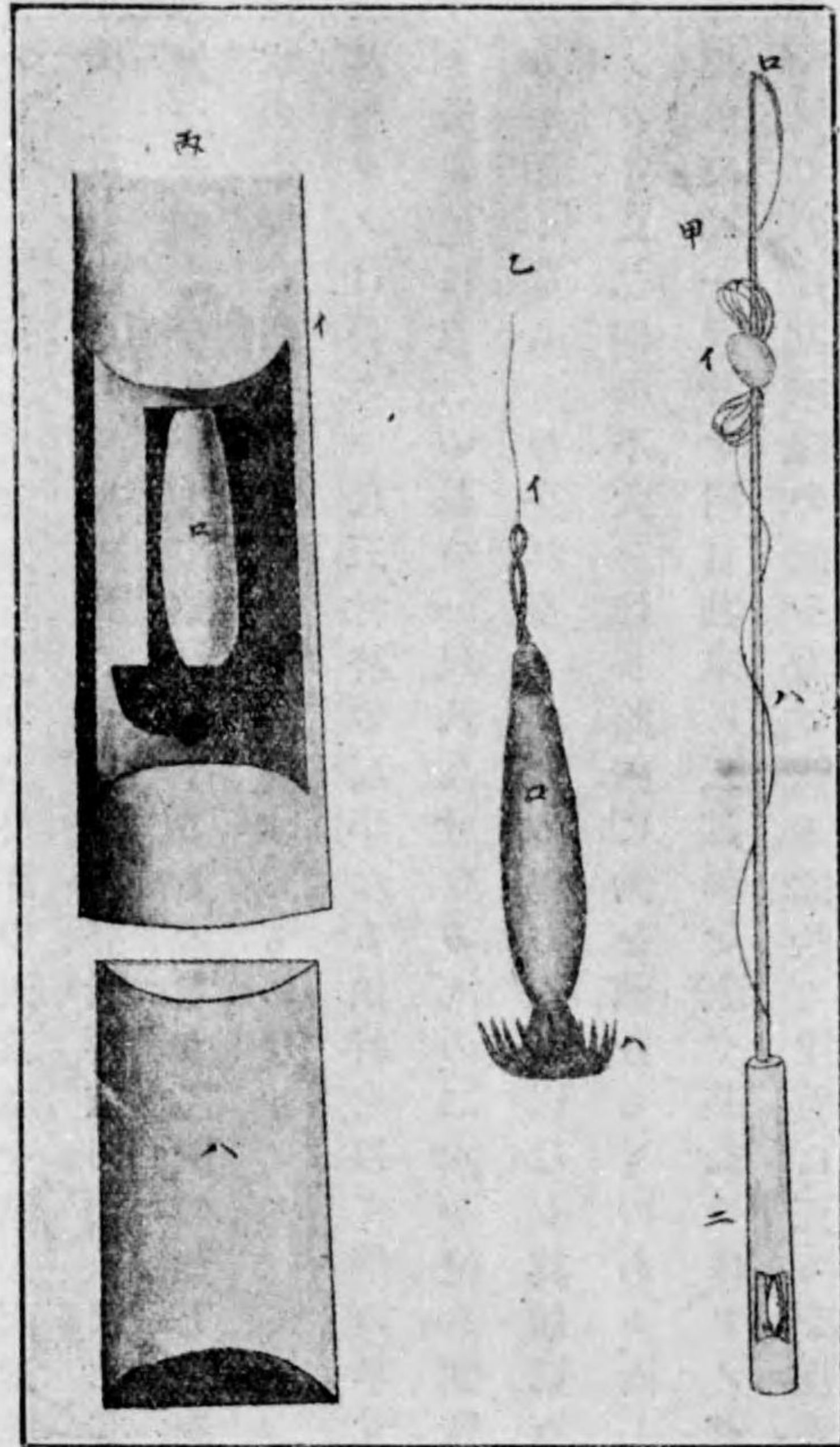
(タマクソ) 具釣魚柔 圖六十四百第



- イ、緋絲(チバシ)
- ロ、天秤
- ハ、撚戻
- ニ、天蠶絲
- ホ、撚戻(ハ)ノ廓
- 大
- ヘ、緋絲
- ト、セキテ

るものにして長さ三十尋之を「ヲバシ」に結び末は絲篋に巻き收む此の具は柔魚の海底に在るものを釣りつゝ誘致して漸く浮上せしむるに用ふ

(ポント) 具釣魚柔 圖七十四百第



- 甲、釣具ノ全形
- イ、緋絲
- ロ、竿頭
- ハ、竿
- ニ、柄
- 乙、サカリ
- イ、天蠶絲
- ロ、カキ
- ハ、鉤
- 丙、柄
- イ、外形
- ロ、サカリ
- ハ、蓋

第二具の「トンボ」は竹竿長さ二尺六七寸許のもの、手元に長さ七寸許の桐の柄を附く此狀第百四十七圖の如し前に記せる函を用ひざるものは圖中丙の如く腔空

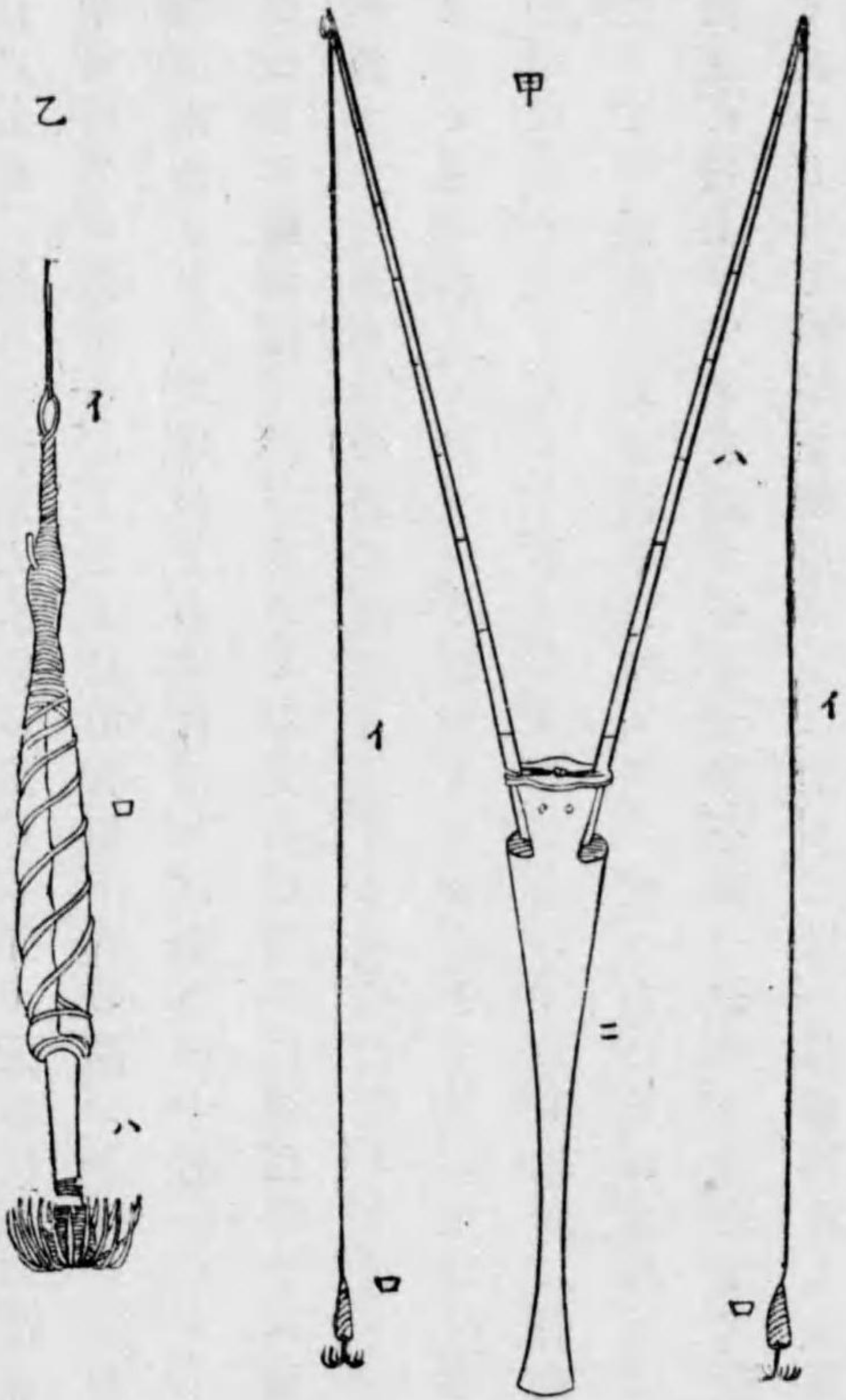


を設け此に鉤を藏め(ハ)の蓋を横より挿し入るゝなり縉絲は麻三子燃にして長さ八九尋とし其末に陶器又は鮑殻を以て甲圖(イ)の如く楕圓形に製したる沈子を附く之を「サグリ」と云ふ又其末に長さ二尺許の天蠶絲を繋ぎ天蠶絲の末端には擬餌鉤を附く其製鐵又は鉛にて長さ一寸五六分狀蕃椒の如くなし其下端に眞鍮鉤十二本乃至十四本を集合して結び附くるものなり乙圖の如し之を「カキ」と云ふ此の具は水の中層にある柔魚を誘ひ釣獲するものなり

第三具の「ツノ」は長さ一尺三寸許の扁平なる桐材を以て竿の手元を作る之を「ツノダイ」と云ふ是に女竹の長さ一尺八九寸なるもの二本を縛し其狀蝸牛の角を伸ばしたるが如くならしむ是れ蓋し「ツノ」の稱ある所以なり其狀第四百四十八圖の如し又「ツノダイ」に二個の小穴を作り此内に鉤を藏むるものあり而して双方の竿頭に二子燃の麻絲一尺許を附け其末に天蠶絲を繋ぐ其長さは「ツノダイ」の手元を握りて竿を揚ぐれば其末端の鉤を着けたる處恰も手首に至るを度とす是れ其釣獲多き時に當り鉤に罹りたる柔魚を處置するに便ならしめんが爲なり天蠶絲の末端には長さ三寸餘の眞鍮の細き棒の一端に眞鍮鉤十二本を集合して結び付けたる

を着く之を「ツノドウ」と云ふ其上を「イカ肉」にて巻くこと猶ソクマタの鉤に於ける

柔魚釣具(ノツ) 圖四百四十八



- 甲、ツノ全形
- イ、縉絲
- ロ、ツノ(竿)
- ハ、ツノダイ(柄)
- 乙、ツノドウ
- イ、縉絲
- ロ、イカ肉
- ハ、鉤

が如し「イカ」肉或は生肉を用ひ或は乾したるものを以てするも可なり此の具は一



人にて二本を左右の手に持ち使用するものにして専ら水の上層に浮べる柔魚を釣るに用ゆるものなり

漁法は釣船一艘に漁者四人乗組み漁場に至り柔魚所在の深淺を窺ひ其十尋以上二十尋内外の深處に在るときは第四百四十六の圖「ソクマタ」を用ひて釣獲し漸次之を誘ひ海面より六七尋以下の處に至れば第四百四十七圖の「トンボ」を執り次第に之を誘致し其愈海面に浮び來れるを見れば兩手に第四百四十八圖の「ツノ」を執り手早く釣獲するなり凡日の將に沒せんとするの頃に在りては「トンボ」を使用し既にして日全く暮るれば「ソクマタ」を使用するを常とす是れ柔魚の性として時刻に由り所在の深淺を異にするを以てなり若し夫れ柔魚を水面に誘致し「ツノ」を使用するに至りては漁者は之を兩手に持ち右に釣り左に垂れ其盛なるに當りては兩手の竿交互に相上下するを以て恰も太鼓を撃つが如き狀を爲す故に之を太鼓釣とも稱す其一人にて四竿を使用するに至りては一種特殊にして蓋し他地方に超越せる所なり然れども其四竿を用ゆるは必ずしも一時に四尾を釣獲せんとするにあらず要するに柔魚の水面に浮ぶや餌に誘はるゝに由るものなれば其釣獲の間に

於て餌の水中に在ること須臾も間斷なく柔魚をして沈下せんとする暇なからしむるに在るなり此の漁を爲す者は概ね晴天と雖も蓑笠を着用す是れ柔魚の墨を吹く爲め身體を汚さるゝを防ぐなり

此の三種の釣具の起原を聞くに古は「ツノ」「トンボ」の二器のみにして深さ二三丈許の處にあるものを釣るに止まりしが享和元年に至り雜多郡片邊村北村辰藏の祖父新左衛門初めて海底に在る柔魚を釣るの器を製出せり是を「ソクマタ」の起原とす然れども深底より僅に一個の柔魚を釣り揚ぐるに止まり猶未だ十分に便ならざるより「ピン」を製し更に三又三鈎を加へて試みしが釣緒絲多きに過ぎ紛亂して使用に堪へず因て二鈎と爲し初めて便の全きを覺へ爰に於て三器備はれり而して其用ゆる所の緒絲は當時尙ほ麻絲のみなりしが文政十二年の頃辰藏の父新十郎初めて天蠶絲を用ひ爾來大に捕獲を増加せりと云ふ但た「ツノ」は往古よりありしと云ふと雖も今の二柄四竿のものにはありしなる可く察するに今の製の如くなりたるは恐らくは天保以降の事ならん

按するに全國中柔魚を釣る漁具を通觀すれば實に千様萬狀なりと雖其三具



を備ふる地は佐渡の外には唯隠岐國あるのみ然も本と是れ佐渡より傳ふる所なれども漁具の構造稍や異りて漁法も亦劣る所あり則ち一人二竿を用ゆるに過ぎざるが如き是なり自餘の諸國にては二器を用ゆるのみ其二器を概すれば一を「タラシ」を「コンガラ」又は「ガハラ」と云ふ「タラシ」は賺すの意にして佐渡の「ソクマタ」は此の「タラシ」の進歩したるものとす地方の「タラシ」は深海のものを釣るを得ざるもの多く且一本の竿を用ゆるもの多し是れ佐渡の進歩を賞する所以なり「コンガラ」は則ち佐渡の「トンボ」に類したるものなり而して一柄二竿の「ツノ」の如きは全く他にあることなし是に由て之を觀れば其優劣自から判明を得べし

現今佐渡に於ける柔魚釣具は各地に冠たりと雖も其「トンボ」は鐵若くは鉛を以て身材とするが如きは猶未だ善く盡さざるものと謂ふべし何となれば鐵の如きは容易に鏽朽するを以てなり近頃北海道函館に石塚又一郎と云ふ者あり金屬の上に珓瑯を施したるものを製出せり其色白きもの褐色の斑點あるもの等好む所に隨ふ又外面を包むに硝子を以てせるあり是等は皆鏽朽を

防ぐのみならず其光輝あるが爲め柔魚の眼に觸れ易くして多く此に群集するの利あり元來函館近傍の柔魚は大抵元と佐渡より傳ふる所なり而して今や該地に於て此の漁具を製するに至るは出藍と謂ふ可し但し此の品は專賣特許を得たるものなり

右記せしは二番鰯に製すべき普通の柔魚の釣法なり其一番鰯に製すべき「ケンサキイカ」の類を釣るの方法は是と大同なれども亦小異あり元來「ケンサキイカ」の種類は東北海にも産せざるにあらざれども殊に西南海に饒多にして就中盛漁の地は伊豫、豊後を推す因て該地の漁法を記す

## 二 伊豫國に於ける「イカ」釣

伊豫國南宇和郡に於て單に「イカ」釣と稱するは「ケンサキイカ」土地にては「スル」「マツイカ」及び「サ」「イカ」を釣るものにして其「ケンサキイカ」の漁法は殆んど終年あれども期節に依り「イカ」に大小の差あり四月頃より入梅前のものは「春イカ」と稱へ體尙未だ大ならず入梅以後夏土用過ぎまでのものを「夏イカ」と稱へ體充分に成長し肉頗る厚し是より以前のものは體狀は同一なれども肉薄し之を「秋イカ」と云ふ「冬イカ」と云ふ



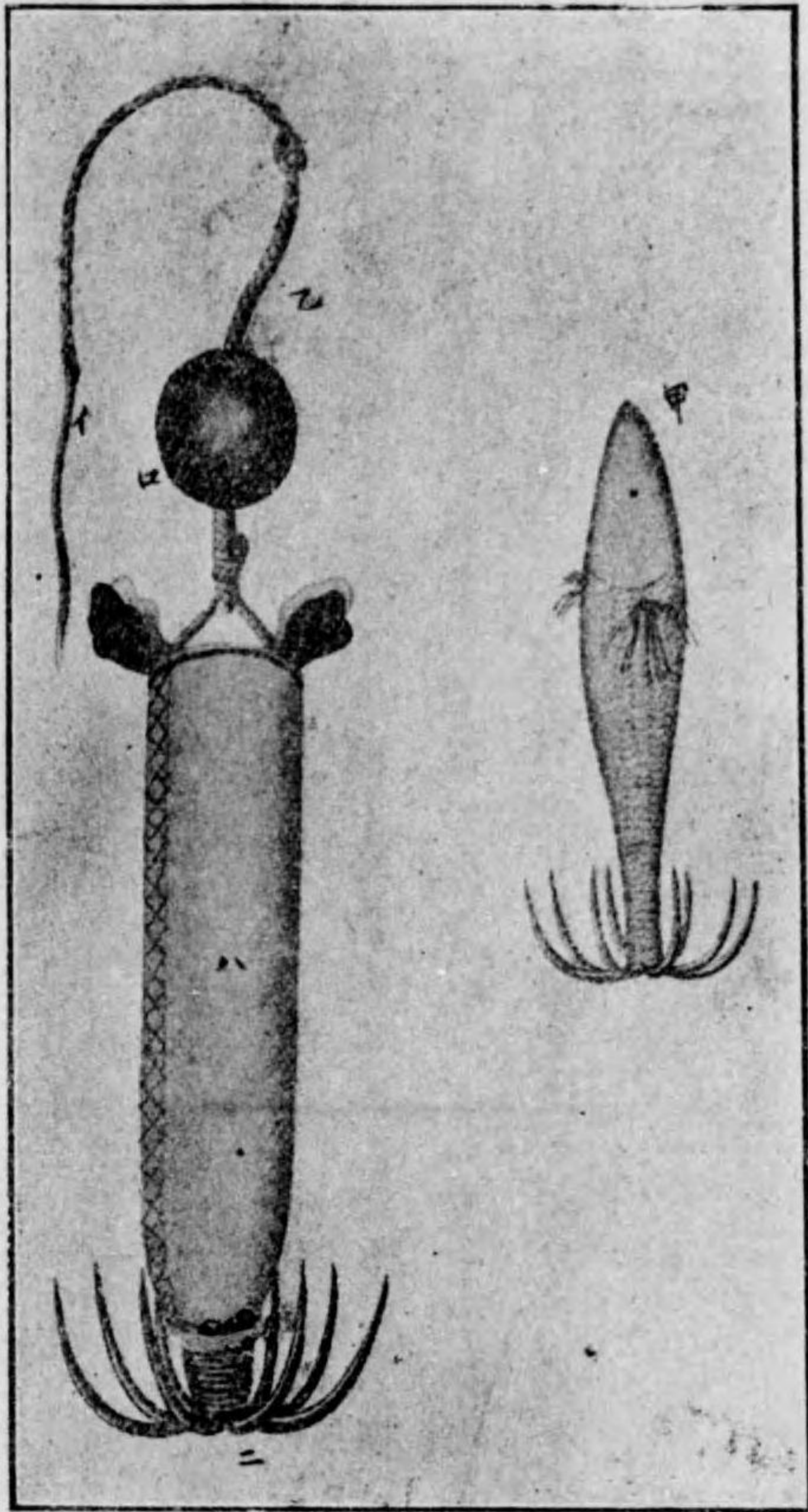
カ[特に寒中のもの]に至ては體甚だ小さし  
漁場は南宇和郡及び土佐國幡多郡の外海にして陸を距ること一里以内海底深さ  
四十尋乃至四十五尋の處とす此の漁は専ら夜業なれども篝火を焚かず暗晴共に  
可なりとすれども月夜を以て最良とす

漁具の構造は縉絲は麻絲製長さ十八尋とし之に天蠶絲一尋乃至三尋を繋ぎ其末  
に全體鉛を以て魚形を作り其尾端に眞鍮の鉤八本を集めて括り附け菊花狀を爲  
し又魚形の脇に鳥の羽を以て鱗の形を作りたるを附け假漆を以て全身を塗りて  
設色したるを繋ぐ又全體鉛を以て長さ三寸許に作り一端を稍や細くし是に眞鍮  
鉤十本を集めて括り附けたるをも用ふ此の具の鉛の重量等は期節に依て差あり  
則ち「春イカ」には重量二十五匁とし白金巾を以て上を包む夏秋は重量三十二匁と  
し紫黒其他各種の色絹を以て包む「冬イカ」を釣るものは鉛を方柱形に製し重量を  
十匁とし其上を鯛の切片にて覆ひ細絲にて巻きて用ふ此の鯛を巻くことは春夏  
期に於ても時として爲すことあり

漁法は漁船一艘に漁夫二三人乗組み薄暮より出船し初め海底二三尋まで縉絲を

下し漸次短縮し終に海面以下七八尋の處に於てし曉に至れば再び縉絲を伸ば  
して釣る其釣方は縉絲を適度の處まで下し而して之を指頭に懸けて上下し鉛身

柔魚釣具 圖九十四百第



甲 伊豫國にて使用

する鉛製擬餌

乙 豊後國にて使用

する鉛製擬餌

を動搖せしむれば「イカ」は之を魚と誤認し攫みたるるとき手に縉絲の重きを感じる  
を以て急に強く引き其鉤に罹れるを引揚げ捕獲するなり

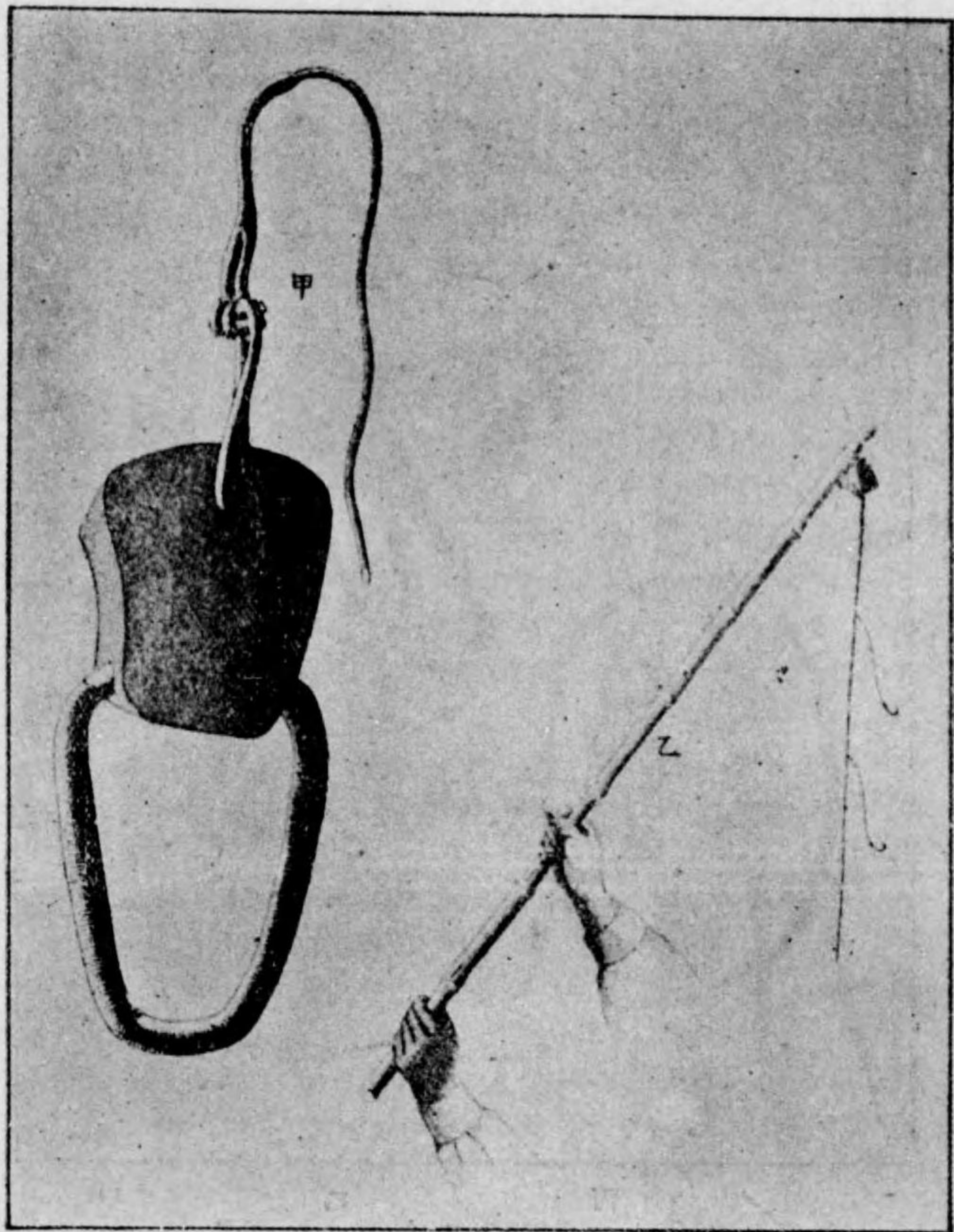


三 豊後國に於ける「イカ」釣

豊後國北海部郡佐賀關は從來一番鰯の中殊に磨鰯を製出するを以て著名の地なり隨て其漁業も亦巧手と稱す因て之を記さんに該地も亦夜業を専とし暗夜なれば篝火を焚き月夜には之を用ひず漁具中擬餌は大體前者伊豫國のものに同じきも鉤は八本を集め括り鉛の上を包みたる金巾の上部に一の黒點を施し魚の眼球に擬す又一種包みたる金巾の一方を紅色の絲にて綴り上部に紅白二色の耳状のものを出せるを用ゆることあり而して鉤元に天蠶絲を附け縉絲は長さ百尋とし内「マガヒ」絲十尋を用ひ且鉛の重量一匁づゝの「ビシ」五十個を縉絲の三十三尋間に附く之を使用するに漁者の一人は左手に觥を操り右手に釣を垂るゝものにして其の他の漁法は概ね前者と大同小異なり

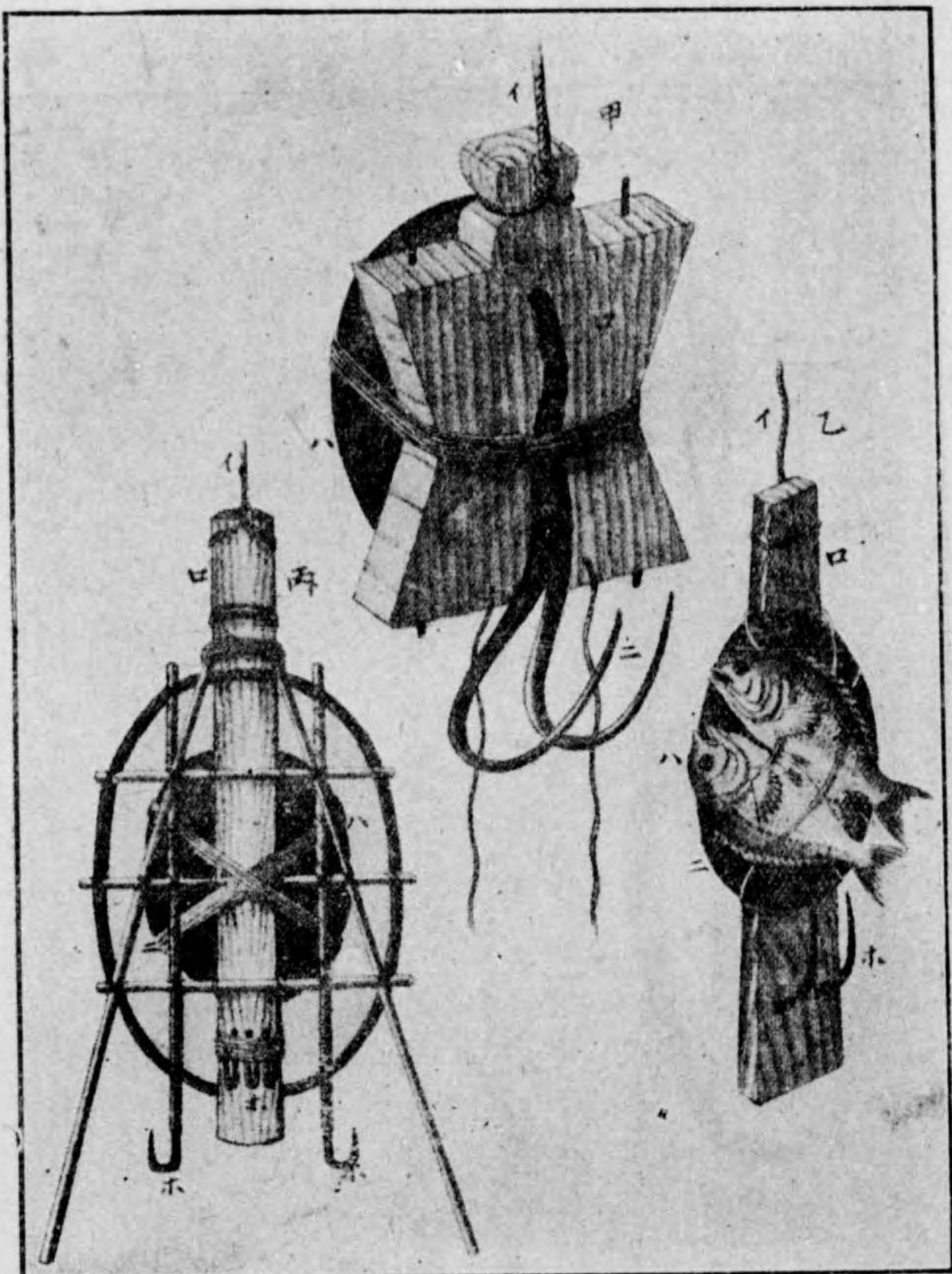
第三十五 蛸釣

蛸を漁するには多くは蛸壺を以てし或は突貝鉤具を使用すれども亦釣漁をも爲す蓋し蛸壺は海底平砂若くは泥土の處に於てし其岩礁ある處にては釣漁業



圖の用具用 (乙) 釣 (甲) 錘





甲 伊豫國にて使用のもの  
 イ 緋板  
 ロ 松板  
 ハ 石  
 ニ 鉤  
 乙 安房國にて使用のもの  
 イ 緋板  
 ロ 松板  
 ハ 石  
 ニ 鉤  
 丙 出雲國にて使用のもの  
 イ 緋板  
 ロ 松板  
 ハ 石  
 ニ 鉤  
 ホ 竹

をなすなり之を爲すこと殆んど全国に行はれ其漁法も亦各地大抵同一なれども釣具に至ては到る處其形を異にす今其漁法の一を擧げ且其釣具の最も異状なるもの二三を示せば第十五圖版に示せるが如し

一 安房國沿岸に於ける蛸釣

安房國沿岸に於ける蛸釣漁業の季節は十月より翌年四月までとす漁場は陸地を距ること凡一里より五里以内の沖合とす  
 漁具は方言餌板と稱へ松材若くは竹を以て長さ一尺幅一寸五分厚さ六分位に造り其端に鐵釘の長さ二寸許なるを鉤となし之を二本相並べて打ち附け而して長さ五寸横三寸重量二百五十匁位なる楕圓形にして扁平なる石を板の背面の中間に括り附けて錘となし太さ三分許りの麻繩八十尋許りを附け以て釣具一揃とす  
 漁法は小漁船一艘に漁夫四五人乗組み漁場に至り釣具の表面に雜魚を括りて餌と爲し深さ五尋より二十尋位の海底の岩礁上を目的とし一人毎とに一具を携へ之を海中に投ずれば蛸は餌を食はんとし板の上に乗る其響き手に感ずるを以て之を機とし徐々に引揚げ水際に至れば蛸は驚き逃れんとし身を動かすに乗



し釣を引懸け捕獲するなり

## 二 能登國に於ける蛸釣

能登國鹿島郡の内灣に於ては蛸を釣る一種の奇法あり先づ麻絲の繩を船の體より舳に至るまで小縁に張り亘し是に麻の細絲の長さ二間許のもの數條を結び附くること恰も延繩の枝絲の狀に同じ而して末端に鉤を附けず之に代ふるに蕃椒タラシと葱ネギを半ば位に引切たるものを結び附く但し之を一所に附くるにあらず或る一條には蕃椒を附け或る一條には葱を附くること參差として敢て倫次なし其一二寸上には小石を括りて沈子となす而して漁夫二三人乃至四五人乗組み陸を距ること僅に二三町以内の處にて繩を海中に投ずれば蛸は直ちに其蕃椒若くは葱に攫み着くを以て之を引揚げ捕獲するなり獲る所は飯蛸を多しとす季節は十一月頃を盛なりとす

## 第三節 延繩釣

延繩は長繩とも稱し或は這繩ヘ又は配繩ハイ等の字を用ゆるものあり古には拷繩カウと稱

せり而して神代に櫛八玉神は大國主神の爲めに海入して千尋繩チヒコ打延ウチヘて尾翼鱧オノササギを釣らしめ給ひたること古事記日本記に見えたり千尋繩は所謂長繩と同義にして延の字當時已に用ゆる所あり加之近年政府は海上衝突豫防規則を發布するに當り亦延繩の字を以て法文中に載せられたり因て本編も之に従ひ延繩と書す延繩の構造は先づ一條の幹繩を作り是に數條の緋絲を附くるものなり此の幹繩は地方に依り棟繩ムネ又は道繩ミチ或は本繩ホン若くは元繩もととも云ふ緋絲は又枝絲とも云ひ枝繩とも云ふ地方に依り「ヤマ」「ヤメ」「ヨマ」「ヒヨ」「チムイト」等の方稱あり

幹繩は大抵麻の良好なるものを用ゐ右燃となし枝絲は麻の最も精品を用ひ左燃に作るを普通とす共に澀液を以て之を染む其燃は甚だ強からざるを良しとす何となれば燃強きものは水に濡ふときは堅硬となり使用上不便なればなり但だ極めて泥深き海底に使用するものは其泥の燃目に浸入するを防ぐ爲め止むを得ず燃を強くするものも稀には之あり延繩の原料は東國にては幹繩は下野引束麻ヒクソク若くは岡地麻を枝絲は引田麻を用ゆるを普通とすれども越後産「アカン」と稱する麻も亦枝絲に用ゆるに適するものとす而して之を繩器に收め地方に依り一鉢ハチ、一甌コシキ、一



側一籠等と稱す又大魚若くは齒の鋭き魚を釣るには其噛み切らるゝを防ぐ爲枝  
 絲の外部を麻絲又は銅線にて巻きて用ゆるものあり又は眞鍮線を用ゆるあり是  
 等は緝絲及び繩器の部に於て既に論述したれば宜しく參照すべし  
 延繩を使用するに幹繩は水中に於て横架し枝絲は下垂するものとす而して之を  
 延ゆるに水底に接着せしむるものあり中層に延べ亘すものあり上層に浮ばしむ  
 るものあり上層に浮ばしむるものゝ中には一處に定着せず潮勢に従て流さしむ  
 るあり之を流し繩と云ふ其中層以下に延ゆるものは幹繩の一端に別に一條の繩  
 を附く地方に依り之を立繩又は脊繩とも云ふ此繩の下端には錘を附け上端には  
 浮標を附く而して幹繩及枝絲の局部に沈子を附け以て繩をして浮上せざらしむ  
 其中層以上に延ゆるものは處々に浮標を附けて浮泛力を加へ亦沈子をも用ひて  
 浮沈の權衡適度を得しむるを要すと雖も或は全く沈子を用ひざるものあり延繩  
 を鎮定せしむる錘は錨を以てするあり石を以てするあり浮標も亦樽を用ゆるあ  
 り木材を用ゆるあり又稀には小旗を樹て、目標とするあり尙ほ總論中浮子及び  
 沈子の部を參照すべし其の水の上中下層に繩を延べ亘したる狀を圖出すれば第

十六圖版に示せるか如し

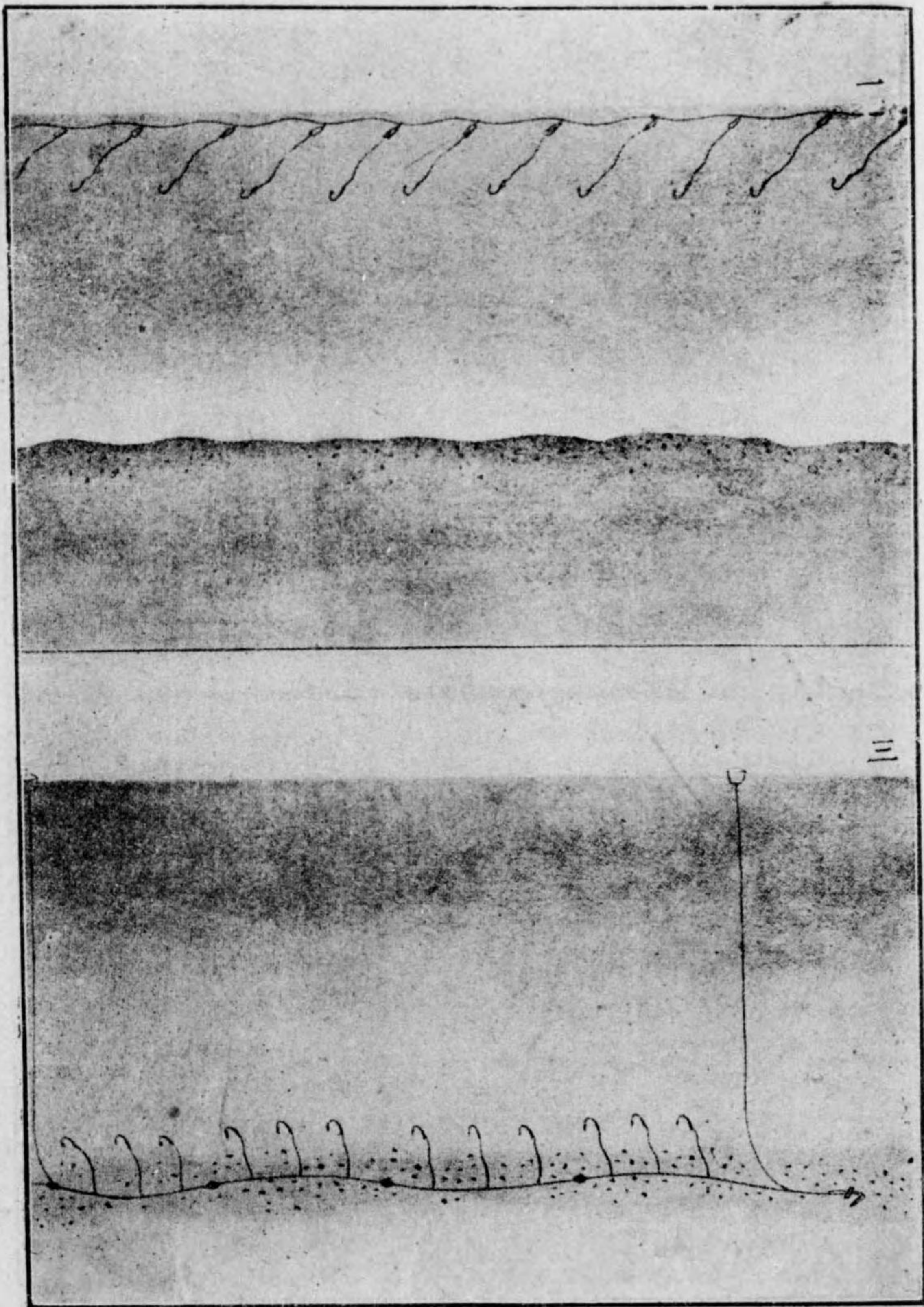
歐米に於ける延繩漁も其大體の趣向に於ては本邦のものと大差なし唯西洋の底  
 延繩には幹繩を海底に接着せしめ之に附けたる緝絲の末端には硝子製空球を附  
 けたれば緝絲は下垂せずして悉く上向すること第十六圖版四の如きものあり是  
 れ本邦に於て未だ曾て有らざる所とす其装置奇巧なるに似たれども之を熟察す  
 るに別に著しき利便あるを見ず殊に本邦にて現今硝子球の海底に沈めて破傷せ  
 ざる様のもの製せんとすれば頗る高價にして實業上に用ひ難たからん又歐米  
 には此の硝子球に代ふるに「キルク」を以てするあり是亦本邦には産出多からず價  
 も賤しからざれば實業上に用ひ難からん唯世人輒もすれば歐米器具の利便を説  
 くを以て因みに此に記す

延繩は延べ下してより引揚ぐるまでには少くも一二時間長きは一夜間放置する  
 ものなるが故に其間に於て罹りたる魚の鉤を脱して逃れ去るの恐れあり故に之  
 に用ゆる鉤は他の竿釣等に用ゆるものと異にして尖を内の方へ向け或は「ヒチリ」  
 と稱し尖頭を一方へ傾けたるを用ゆる者多し是れ罹りたる魚の時間を經る間に



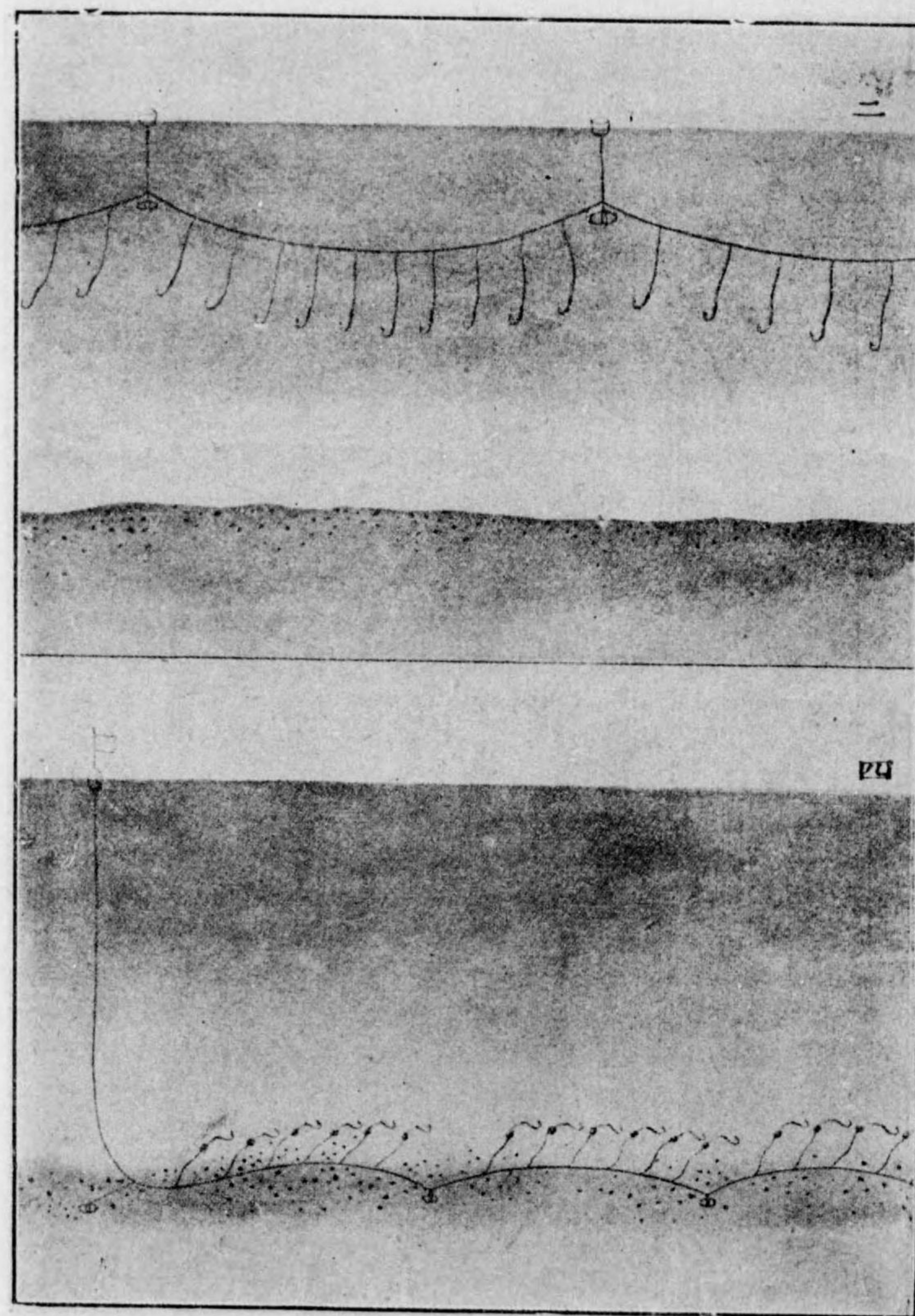
頻に反撥して脱せんとするも脱すること能はざらしめんが爲めなり  
 延縄は延へ下してより引揚ぐるまでには數時間を要すと雖も其水中に在る時間  
 の多ければとて其割合に多く魚の罹るものにあらず魚の罹るは始め延へ下すと  
 きと引揚ぐる際其他繩の大に動搖する場合に於て多きものなり而して其最も多  
 く罹るは潮の干満の際に在り又魚の種類に依り日没より出で食を覓め曉に及ん  
 で穴に蟄するものあり故に繩を延へ下し又は引揚ぐるは潮の干満の際若くは薄  
 暮と曉天とに於てするを利ありとす

延縄は必ずしも一直線にのみ延へ下すべきものにあらず其魚の栖止及び海底の  
 模様等に依り或は屈曲せしめ或は盤旋せしむるを要す又之を直線に延へ下す場  
 合にも潮流を横斷するを宜しとす其潮流に従ふことは極めて稀れなり是れ潮流  
 に従ふときは枝糸は押し流されて幹繩に纏絡するを以てなり  
 延縄は使用し終るの後洗滌して日光に乾曝するを要し其使用數回に及ぶときは  
 溢液を以て染むること猶ほ網の保存法に於けるが如し而して之を乾曝するの際  
 枝糸の太きものは之を脱して幹繩と枝糸と各別に乾曝するを可とす若し然らざ



第十六圖版 一、添延繩(上層) 二、中層延繩 三、底延繩(下層) 四、底延繩(下層ニ浮出セルモノ)





るときは枝絲の繋ぎ目のみ乾かすして此より腐朽を催すべきを以てなり又魚の罹りたる枝絲は鉤の附け際弱るものなれば鉤を取除き枝絲を少しく切り棄て鉤を附け換ふるをよしとす但た鯨魚釣繩の如きは枝絲を幹繩に繋ぎ附くること極めて堅固ならざるを得ず斯の如きは枝絲を脱すること容易ならざるが爲め止むを得ずして其儘乾曝す然れども之が爲め腐朽し易きは當業者が常に憂ひとする所なり是れ向來之を防ぐの方法に於て最も考究を要すべき點なりとす又久しく使用せざりし具は鉤の鏽にて枝絲の腐朽せることあれば鉤を一たび取除き附け換ふるを要す此の他時に注意を要するものは各條下に記述す可し

### 第一 鱈延繩釣

鱈は能登以北の日本海に漁する地方は多少漁獲せざるはなきも北海道の盛なるに比肩すべきものあらず北海道の中に於ても鱈漁業に著名の地は東海岸に在ては釧路國釧路、日高國、浦河、静内、渡島國茅部郡、惠山、西海岸に於ては天鹽國増毛郡、後志國高島郡、余市郡、岩内郡、渡島國爾志郡、松前郡等を最とす是等各地の漁



法は小差異ありと雖も亦大同なり就中後志國高島郡祝津村は從來鱈漁に冠たるの名あり因て今該地の漁業を記す

祝津村に於ける鱈漁業の季節は大抵陽曆十月に始まり翌年入梅頃まで漁獲ありと雖も概別して秋鱈、春鱈の二とす其十月の初期より寒氣までのものを秋鱈と稱し大抵鹽漬鱈に製す故に又新鱈の名あり寒明き以後のものは春鱈とし概ね棒鱈に製す其三月下旬より四月上旬頃は殊に漁獲多き時とす此の地冬は西北風二三月後は西南風多し然るに地勢西海に面せるを以て是等の風は歸帆に宜しきも出船に便ならず唯方言「ヤマセ」即ち南東風のときは帆を張りて漁場に出るが故に最も此の風に利ありとす。

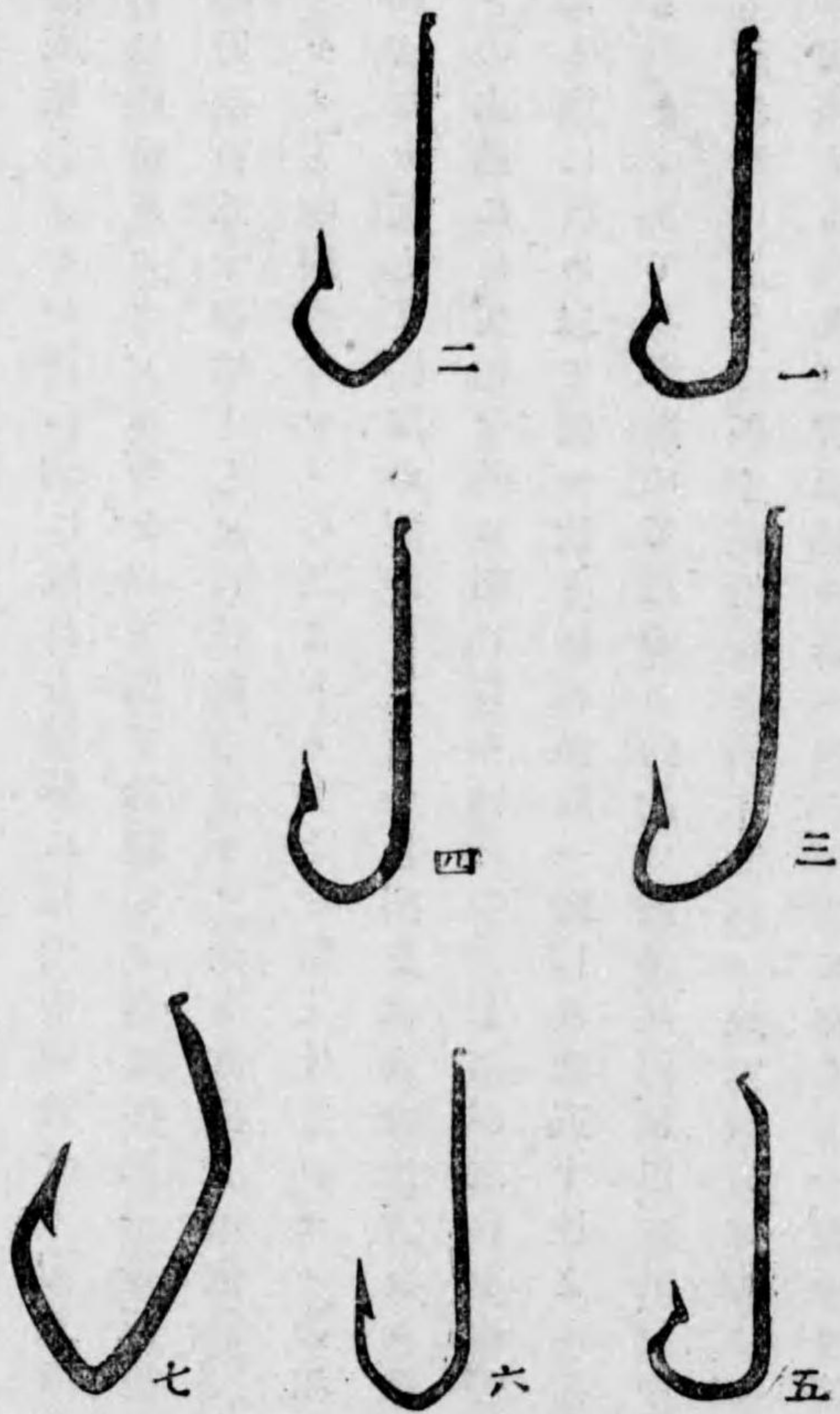
漁場は海岸を距ること近きは二里位より八里を最遠とし秋より寒中は鱈は遠き處に栖み鱈の多き時即ち三四月頃は近き處に來る其最深處百八十尋位にして二里程の處深は二三十尋なり其二三里の處を方言「チラシ」と云ふ即ち散しの意にして鱈の散し來るなり百二十尋位の處を根と云ふ是れ延繩を延べ始まるに百二十尋位の處よりするが故に然か稱するものにして内地にて巖礁を指して根と云ふ

ものに異なり深さ百八十尋に至るまでを方言「フケ」と稱す即ち鱈漁の本場なり鱈の深處に在るものを沖鱈と稱へ之を「チラシ」に在る魚に比すれば味ひ優る本漁場は海底粘土なるが故に鉤に罹れる海草に粘土の附着せるを見て之を知る可し漁具は越後産「カナビキ」等を以て製す幹繩の太さ直徑凡一分五厘長さ七十尋より百尋乃至百五十尋位とし是に枝絲方言「ヤマ」太さ直徑五厘位細き程を宜しとすなるを附く「ヤマ」と「ヤマ」との距離は「ヤマ」の長さよりも多きを常とす是れ「ヤマ」の相絡はらざるを要すればなり而して槲皮の澀汁を以て染む槲皮は青森地方より輸入のものを用ふ「ヤマ」の末端には尖頭を外に向けたる軸長の鉤を結び之れを直徑二尺許にして扁平なる籠に收め以て繩一枚と稱す漁船一艘に其數五十枚より七十枚まこを備ふるものとす凡て北海道にて用ゆる釣鉤は越後、莊内、秋田、越前、越中等より輸入すれども祝津村に於ては多く莊内産を用ふ籠鉢は越前敦賀地方より輸入す但だ内地より出稼する漁夫は皆漁具を携へ來るが故に必しも一定せず餌は冬は蛸或は鰈等を用ひ春は鱈(生物なき時は鹽物)を用ふ鱈の如きは肉の崩解し易きが故に之を用ゆるを好まずと雖も時としては三寸位の鱈三尾位づゝ頭を揃へて束ね頭の處



を鉤に刺し用ゆることあり蛸は上品なれども鱈の食ふことは鯨を上々とす、蛸鯨

圖十五百第 鱈 釣 鉤



- 一 後志國高島郡にて使用のもの
- 二 同 前
- 三 陸奥國下北郡にて使用のもの
- 四 羽後國飽海郡にて使用のもの
- 五 佐渡國加茂郡にて使用のもの
- 七 越前國丹生郡にて使用のもの

共に一寸位の方形又は三角形に截斷して用ふ

漁法は方言川崎船と稱する漁船一艘に漁夫六人乗り組み拂曉出船し順風に帆を張りて走らすれば二時間乃至三時間鰯にて漕ぐときは四時間餘にして漁場に至る爰に於て先づ延繩の本に方言「マツケ」と稱し又木に竿を挿し重量五百匁許の石を筵に包みたるを二個括り附け以て錨に代用すべきものを着け是れに脊繩と稱し「シナ」皮製徑三分の繩を繋ぎ脊繩の末端には二斗樽を結ひ付け元浮モトウキとし之を海に投じ一人は左舷に在りて延繩を配り一人は其後に在りて鉤に餌を刺し四人は艫を操るなり而して百五十尋の繩なれば五鉢を繼ぎ下し之を一と間と稱す一と間毎に又「マツケ」を下し之に繩を附け末端に浮標を結ぶこと前の如し之を中脊繩と云ふ延べ終りには「マツケ」の上に繋ぐ所の脊繩は麻絲五分徑のものを用ふ斯く最終にのみ太き脊繩を用ゆるものは萬一波濤烈しく起れるとき之に絶りて一時の急を凌ぐことあればなり而して脊繩の末端に結びたる浮標には別に一個の小旗を樹て目標とし其浮標より麻繩を船に渡す斯の如くして待つこと三時間許を経て最初繩を下せし處に至り一端より繩を引揚げ魚の羅れるあれば之を收めて鉤に餌を装し又之を沈め以て延べ終りの處に至る順番斯の如くすること數次に



及ぶ

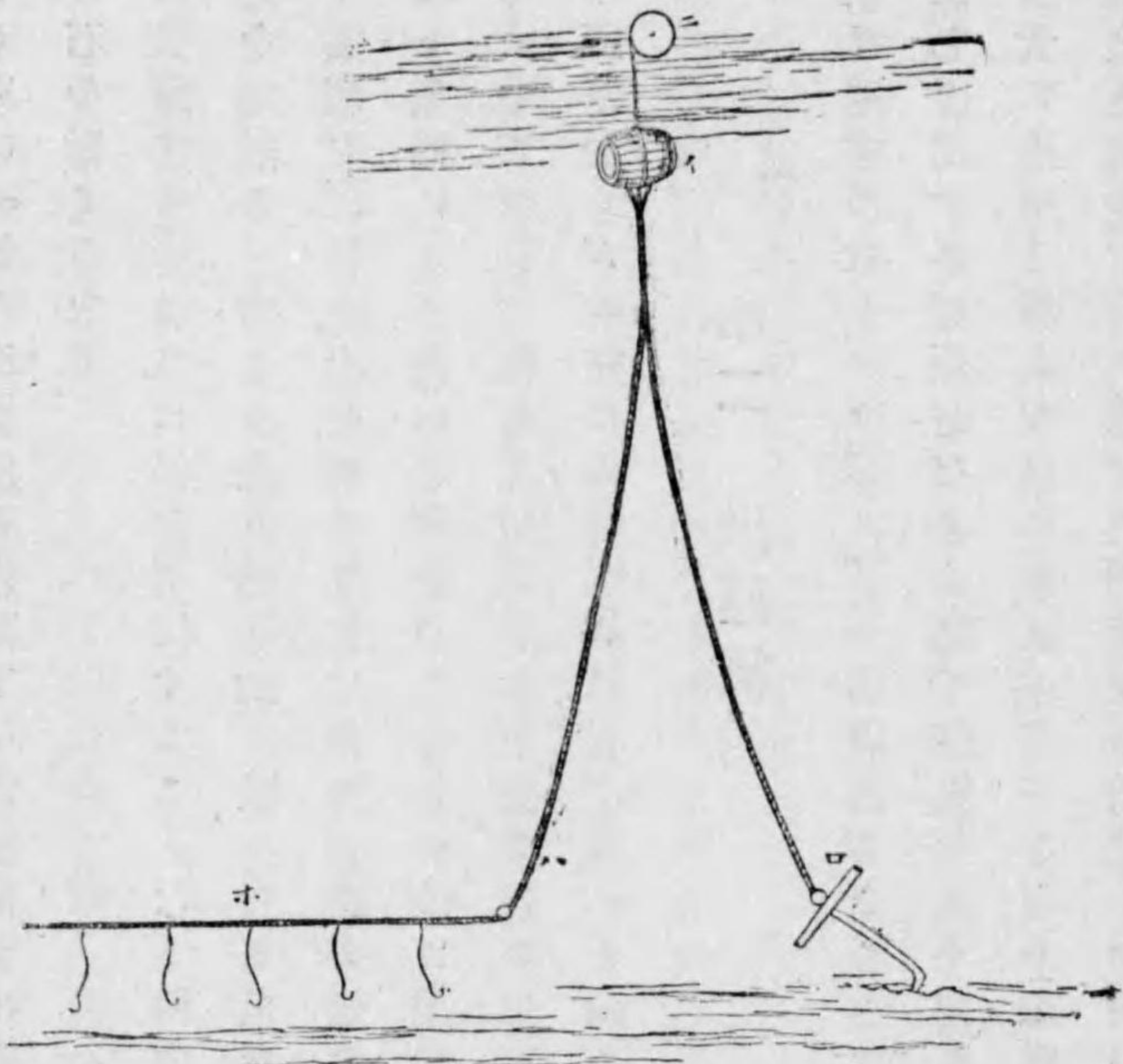
此の漁法は幹繩に「マツケ」を密着し以て幹繩をして海底に接着せしむるものなるが故に枝絲には別に沈子を附せず繩は概ね潮流を斜に横斷して延べ下すものとす又時として潮流に向て新月狀（カブツナリ）に延べ下すことあり然れども潮流に従ひ直線に並行して延べ下すが如きは絶て無き所とす蓋し斯の如くするときは枝繩は一方に流れ魚の罹ることなきを以てなり

漁場は限域あるを以て既に他人が繩を延べたる上に又繩を下すものある時は其漁獲せし魚は先きに繩を延べたる漁者に收取せらるゝの約束なりと云ふ

一種延繩を海底に接近せず稍や上層に浮べて鱈を釣るもの北陸道及び奥羽には往々あり北海道に於ても渡島國函館及び上磯地方等一小部に於て亦之を爲すものあり此の漁法を浮繩と稱へ以て底延繩に分つ蓋し鱈は沈み魚なるに斯く浮繩を以て釣獲するものは産卵期に際し近岸に來り多少浮上するに由る可しと雖も其性質に於ても聊か異なる所ありて然るならん

歐米に於ては鱈を貴重するが故に之を漁するにも亦大に勉む其漁法刺網又は手

繩 延 鱈 圖一十五百第



釣を以てするものおれども主として爲す所は本邦と同じく亦延繩釣なり其漁具の構造も本邦のものと大差なく幹繩の長さ我が三百間許枝絲の長さ三尺許之を六尺距離位に幹繩に附くるを通例とす但だ其繩は綿絲を撚合せ（タテ）兒（コ）を引きたるものを用ゆるを異なりとす其中一種繰越繩と稱ふる漁法あり其法延繩の端を直ちに錨（イ）に附す第百五十一圖（イ）



の如く別に一條の浮標繩を水面下一丈五尺程の處に付け又延繩の端に重量三四磅の石を附くるなり  
 之を使用するには常に錨を引揚ぐることなく圖中(イ)の繩を手繰りて延繩を引揚げ之を船舷の一方より繰り込み鉤に罹りたる魚を捕り收め空鉤には餌を装し而して其繩をば船の上を越させ直に他の一方の船舷より復た順次に海中に延べ込むなり幾回にても此の手順を以てするが故に一度延べ下したる繩は風波の支障あるにあらざれば何時も放置するを得て甚だ便利なり然れども是れ風波穩にして水底深からざる處にあらざれば行ひ難しと云ふ

## 第二 鯨延繩釣

鯨は地方に依り「フカ」「サメ」「ソニ」等の稱あることは第二節手釣の部にて述べたり而して其中亦種類甚だ多く隨て體軀の大小頗る差あるのみならず其性に於ても大に違へる所あり故に漁法も亦一ならずと雖も釣法に就て大別すれば浮延繩底延繩の二者に歸す其浮延繩は昔時より各地に之を爲せとも底延繩に至て

は豊後國佐賀關、長門國玉江浦、鶴江浦漁民の特技にして近來某々の地方に於て該地より教師を聘し傳習せるものありと雖も未だ各地に遍ねからず蓋し底延繩にて釣るべき鯨は體軀殊に巨大にして勢ひ猛烈なるのみならず其栖息する所遠海の深底に在るが故に最も勇悍なる漁者にあらざれば出漁に惶るを以てなり今茲に佐賀關の底延繩を記す

豊後國北海部郡佐賀關漁民の爲す所の鯨延繩釣は浮延繩をも爲さるるにはあらずされども主たる捕獲の目的は「マブカ」「ドダブカ」關東にて「ヒラガ」と稱するもの「シロフカ」「カツヲブカ」「ヒレタカブカ」「ヤジブカ」等概ね體量五十貫匁小なるものと雖も十貫匁以上にして海底に沈栖する種類なるが故に其釣法多くは底延繩を以てするなり  
 漁場は近き所は北海部郡保戸島近海、南海部郡佐伯沖又は土佐沖遠きは薩摩、大隅琉球近海又は伊豆及び小笠原等諸島に於てするものあれども現今は多く朝鮮全羅南道の南海を主とす

出漁の季節は大抵四月下旬を以て佐賀關を發し先づ全羅道の雁島、鳶島等の海上に至て漁し漸く南下して珍島近海に至る之を夏漁と云ふ此の間獲る所の主たる

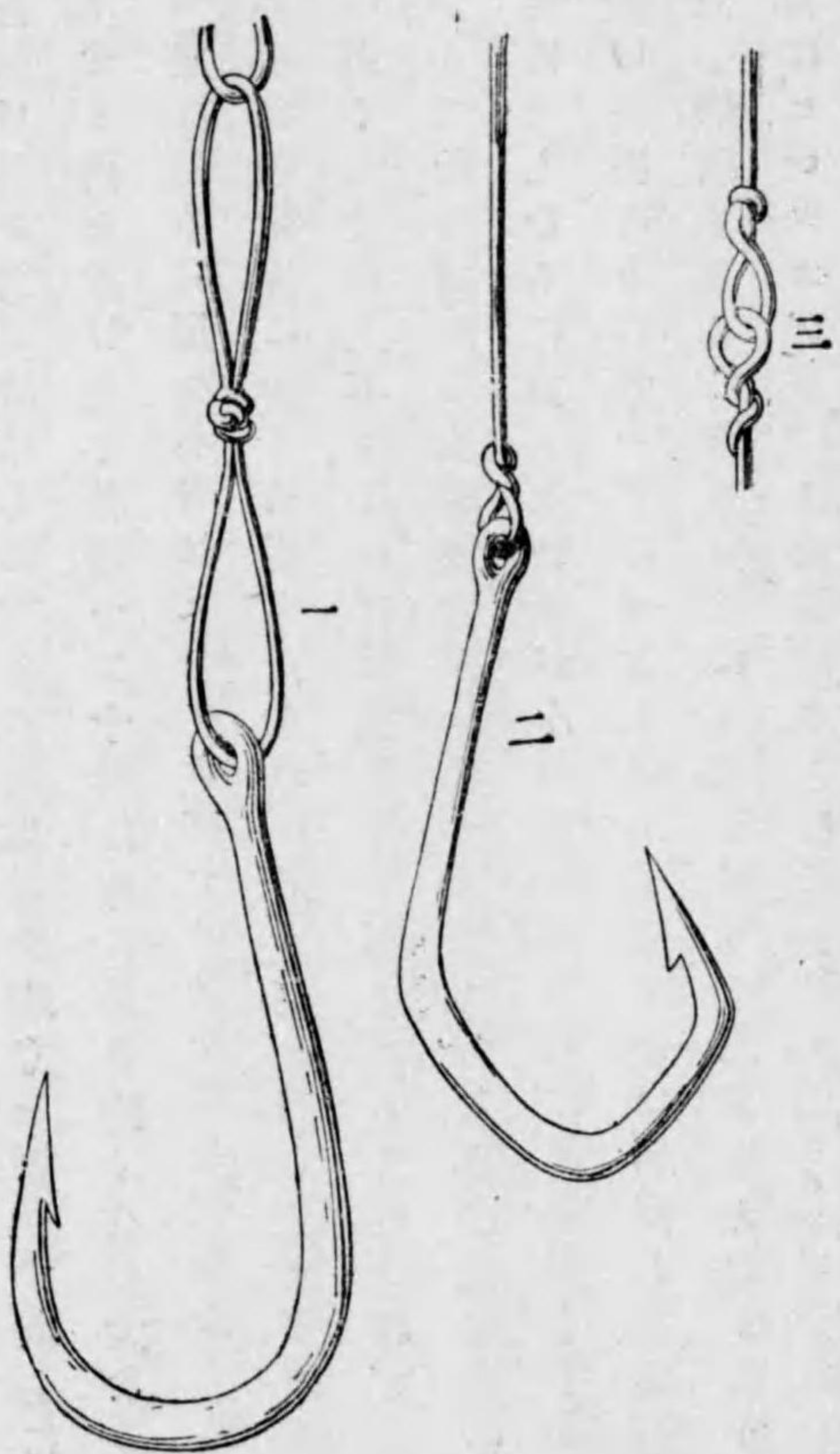


ものは「マブカ」「ドタブカ」の類とす夏漁は八月上旬に終り大抵一應歸郷し九月に至り再び出漁す此の時は全羅道の嶽子島チユージヤトウを根據とし濟州島チエジュウトウの西南數十里の洋上に於てし遂に漸く西下し清國山東省を望むの處に至る之を「秋ブカ漁」又は「出ブカ漁」とも云ふ「出ブカ漁」とも云ふ「出ブカ漁」とは蓋し遠く出て鮫を漁するの謂ひなり此の間獲る所の主たるものは「ヒレタカブカ」「ヤジフカ」の類とす既にして十月中旬に至れば復た嶽子島近海に返り「シロブカ」「カツヲブカ」等を釣り旁はら鮪を漁し一月上旬に至れば對島沖に廻航し「バカブカ」を漁し三月下旬乃至四月上旬を以て歸郷するを普通とす然れども中には二三年の間郷里に歸らずして漁業を營むものも往々之あり

漁具は大小二様あり其大なるものは幹繩の長さ凡百二十尋麻五百乃至六百丈を以て製す太さ徑二分五六厘とす二子燃の左燃にして端の方一尋間を三子燃とす是れ他の繩と繋ぎ合せ又は手石を括り附くる等の爲め摩擦甚しきに因てなり枝繩は長さ五尋麻三十丈を以て三子燃の右燃となす太さ幹繩に略ぼ同じ其の末に麻繩三子合せにして上を平麻にて「セキ卷」にしたるもの長さ三尺を繼ぎ次に眞

鉤線長さ一尺つゝを二段に繋ぎ尙ほ其次に眞鉤の鎖長さ二尺八寸を繋ぎ之に綱

圖二百五十五第 鮫 釣 鉤



- 一 小形のもの
- 二 長門國にて使用のもの
- 三 眞鉤鎖

鐵製の鉤を附く共に第百五十二圖一に示すが如し之を幹繩へ四十尋距離に付け



使用するものなり小なるものは構造の大體は前者に異ならずと雖も枝繩の長さは四尋とし其末に麻繩三子燃の上を平麻にて巻きたるもの長さ二尺二寸を繼ぐ眞鍮鎖は長さ二尺餘にして其上に眞鍮線を繼ぐを要せず直ちに第五百五十二圖二に示せる鉤を付け是を幹繩へ二十尋距離に結び附く右の大なる者は「マブカ」ドタバカ等を釣るに用ひ小者はヒレタカブカの類を釣るに用ふ

此の繩は朝鮮海に於て使用するものは最も撚を固くす元來繩具は撚固ければ擦れに弱く且使用上不便なれば柔軟なるを可とするものなれども朝鮮南海は泥深く而して此の繩具は其深泥の底へ延へ下すものなれば泥は撚の罅隙に浸入し早く腐敗せしむるに由り之を防がんが爲め故コトさらに撚を固くするなり又撚方も三子燃の堅固なるに如かざるべきも然かするときは摩擦して毀傷せるとき麻を添へ足し修繕すること難きが故に其便を計りて二子燃となすなり

餌料は「ヒレタカブカ」には秋期は主として「小ブカ」ツノツブカを數箇に筒切にして用ひ夏期は「アッコウ蝶」等を用ふ「マブカ」ドタバカには朝鮮海にては鰈海鰻夏季に日向沖にては主として鱒ウツボを用ふ「シロブカ」カツヲブカ等には主として鱒を用ひ其ハ

「マチ」と稱するものは十二三切「シントク」鱒兒の長さ凡そは七つ切「ヤズ」鱒兒の最小は二つ切とす「ネヅミブカ」には鱒を三枚に卸し其兩片の肉を各數片に切りて用ふ此の他「トウヘイ」赤魚アウツ鱒等も亦各種の鮫釣餌料に供することあり是等の餌料は漁人各自に漁獲して用ふ唯對馬沖に於て「ネヅミブカ」を漁するときは他の漁船より餌魚を買て用ゆることあり

漁法は凡四十石積程の漁船一艘に漁夫七八人乗組み薪水糧食諸多の調度を準備し出漁するものにして此の船は鱒釣長繩船と稱し特別に造作せるものなれば構造殊に堅牢にして巧便なり其詳なることは漁船の部に於て解説す可し而して初めて漁場に至るや先づ眼中に入る所の山勢を熟視し然る後鍾を海底に下し深さは勿論海底の土質潮流の方向緩激岩礁の所在等を測量す就中鮫は俗に瀬縁セツチと稱ふる處に多く群栖するを常とするが故に最も意を用ひて其形勢を察し既に測量を畢へ其場處を可なりとすれば繩を延へ始む其法初め延へ下す繩の一端に小さな木碇を附け又此に長さ凡百二十尋の立繩を結び其端に浮樽を附け然かして帆を張り進行しながら順次に繩を繋ぎ合せ繋ぎ目には手石を括り附け凡三四十鈔



を延へ下すものとす其二十鉢目位の處には又木碇と浮樽とを附くるものとすれども場處に依り他人に奪はるゝの恐れあるときは浮樽を附けざることあり其延へ方は誰一直線に下すにあらず土質又は岩礁屈曲の勢ひ若くは潮流の方向緩激に應じ曲線に延ることあり弧形に下すことあり蹊路の羊腸たるが如く爲すあり波瀾の起伏せる状を爲すあり決して一樣ならず要は其魚道の衝に當らしむるに在り大抵日没前より延へ始むれば三四十鉢を延へ畢りたるときは已に初夜に及ぶ爰に於て延へ畢りには浮樽に白木綿の小なる旗を建て、遠望に便し且重量凡八貫匁の錨を投し船を錨綱に繋ぎ一夜其場に碇泊し翌日未明に至り延へ畢りの方より繩を引揚ぐるを通常とすれども鮫の種類に依りては干潮の時を以て延へ下し次の干潮の時を待て引揚ぐることあり而して鮫の鉤に罹れるものは猛烈なる勢ひを以て跳躍し逃れ去らんとするを以て彼れが方向自在に任せて繩を伸縮すること數回其漸く疲労するを測り船舷に引寄せ鉅を打ちて尙ほ之を近く引寄せ長さ一尋許の鐵鉤に太き櫻柁繩五尋を繋ぎたるもの二本を鮫の口に引懸け四人にて之を挽き猶潑刺として捕獲に堪へざるときは大なる櫓棒を以て其頭を

連打し遂に船中に引揚げ捕獲するなり

若し繩を揚ぐるに當り中途にて鮫の爲めに繩を切斷せらるゝことある時は方言「グイメ」と稱し長さ四尺許の丸木の頭に鐵製の鉤を附け又其一端には平滑なる石を附けたるものに延縄の幹繩に同じき程の繩を結び附け之を海底に沈め繩端を持ち嚮きに山勢に由り目標を定めたる處に於て船を縦横に徐行し延へ下したる繩を求むる時は大抵得ざることなし之に要する繩の長短の度は海の深淺に應ずるものとす

此の漁業の爲め出船する朝鮮南海は秋季より冬期に亘りて強き西北風連吹し好天氣三日の長きに持續することは稀なり然るに此の漁業は遠き漁場に出るものなるが故に天氣穩なるを待て後出漁せんには海上に業を營むの日甚少きを以て常に天氣未だ定まらざるの前に於て烈風怒濤を冒して出船し天氣好き限りは漁場に在て業を執り天氣將さに荒れんとするを見て復た烈風怒濤を衝て陸地に歸るを常とす故に夏期に在ては敢て危険なきも秋冬に至ては非常の風波に遭遇すること屢々之あり此の際には船より海の中層に錨を垂下し以て船を風潮に任せ



て漂泊し其止むを待つ漁者は平素之を心に期し準備を整へるのみならず之に慣熟せるを以て敢て狼狽せず故に船の覆没せるが如きこと曾て之なし是れ獨り佐賀關の船のみならず山口縣玉江鶴江等の漁船に於ても亦然りと云ふ

### 第三 石投延縄

石投は北國にては大魚と稱ふ其繩釣は各地之を爲せども本と多群を爲して游泳する魚にあらざるが故に特に盛漁の地と稱すべき程のものは未だ之れあらず今東京に近き地の漁法一を記す

相模地方に於ける石投延縄釣は一月頃を以て専ら之を爲す漁場は洋上深さ二百五十尋乃至三百尋内外の處にして暗礁ある近傍の砂地の海底を擇ぶ  
漁具は幹繩は麻絲製長さ五百尋を以て一鉢とす枝繩は同長さ三尋にして其末端に鈎を附け其數一鉢各々十二本とす此の繩八鉢を以て漁船一艘分とす故に總長さは四千尋なり是に繋ぐに浮繩の長さ三百五十尋を以てし其一端に重量四百匁の石を縛したる木錨を附け一端に浮樽を附く而して一鉢の幹繩毎に沈石の重量

三百匁のもの六個づゝを附く但し終端の浮繩の長さは三百尋とす餌は鯧又は烏賊を用ふ

漁法は肩幅五尺許の船に漁夫七八人乗組み漁場に至り其一人は左舷より繩を延へ下すものとす而して延へ畢れば最初下したる浮樽より二人にて順次繩を繰り

揚ぐ此の魚は海底を離れざる間は勢力殊に強きものなるが故に漁夫三人にて其繩を引寄せ既にして水面に近づくに及べば魚の氣胞膨脹するを以て頓に勢力を失ひ自から水面に浮ぶに至る因て懸鈎に懸け船中に引揚げ捕獲するなり

第三百五十五圖 石投釣鈎



### 第四 鮪延縄

羽前國西田川郡小波渡村に於ては鮪延縄釣を專業と爲すもの多く小岩川温海等諸村にても之を爲す其漁業の季節は入梅より夏の土用までとし漁場は近き處に



もあれども其好漁場とするは陸を距ること十二三里より二十二里までの間深さ凡八十尋乃至百尋以上の處とす  
 漁具は幹繩の長さ百六十尋とし青苧重量百五十匁を以て作る枝繩は同六十匁を以て長さ一丈づゝのもの五十一本を作り之を一丈五尺の距離に幹繩に附け以て繩一枚と稱す餌料は烏賊を最とす  
 漁法は漁船一艘に漁夫五人乗組み鰯五挺を用ひ繩三十枚と重量七百匁の脊石七個長さ百六十尋の脊繩七本浮樽七個重量八十匁位の手石凡百個を積み午前十時頃より乗出し行く而して先づ餌料に供すべき烏賊を捕る然れども若し其餌烏賊の捕獲なき時の準備として玉筋魚、鰻、鱒、鯖等のものを船中に蓄へて出漁するを常とす烏賊を餌とするときは長さ三寸幅六寸許りに切りて用ふ而して漁場に至れば釣に餌を装しつゝ繩を延べ下すものにして脊石、脊繩、浮樽、手石等を用ひ方は普通延繩漁に異なる所なきも繩の延べ方は大に熟練を要するものなりと云ふ好天氣なれば二回位延べ返すものにして大抵午後十時頃歸船するを通常とす

## 第五 海鰻延繩

海鰻の釣法は手釣は既に第二節に記せり然れども其漁獲の盛なるは延繩釣にあり此の漁は西南海殊に瀬戸内海を最とす是れ蓋し京阪の間甚だ此の魚を賞食するに由り生賣の利多きを以て最此漁獲を勉むるなり今其延繩釣を記す  
 淡路國其他近傍内海に於ける海鰻釣漁業の季節は晩春より始まり秋季に至る漁場は海底泥土の處にして之を爲すは退潮の時を以て良しとす  
 漁具は幹繩の長さ六百尋許其十七尋毎に枝絲長さ三尋一尺なるを結び附け其末端毎に鈎を附け以て一鉢とす其數二千鉢位を一船にて使用す鈎は鋼鐵を以て作る中六番小五番位の一寸八分にして其尖頭を特に銳利ならしむ餌は小蛸或は烏賊の脚を用ふ又豊後國の北部にては蛸の脚を長さ五寸許に切り豎四つ割にしたるもの或は小鱈の活餌を用ひ豊前國にては活きたる大鰈を用ふ  
 漁法は漁船一艘に漁夫四人乗組み漁場に至り二人は鰯を漕ぎ二人は繩を使用す先づ幹繩の端に重量百匁程の沈子を附け是に浮樽の附きたる繩を繋ぎて海中に



投す此の繩は海の淺深に隨て長短あり而して船端に豫め鐵を釘狀にして末端の尖りたるものを立て置き餌料の小蛸或は烏賊をば其尖りに懸け小刀を以て脚を

切り之を鉤に

刺し船を漕ぎ

ながら繩を延

へ已に延へ畢

れば船を漕ぎ

戻し最初の浮

樽より順次に

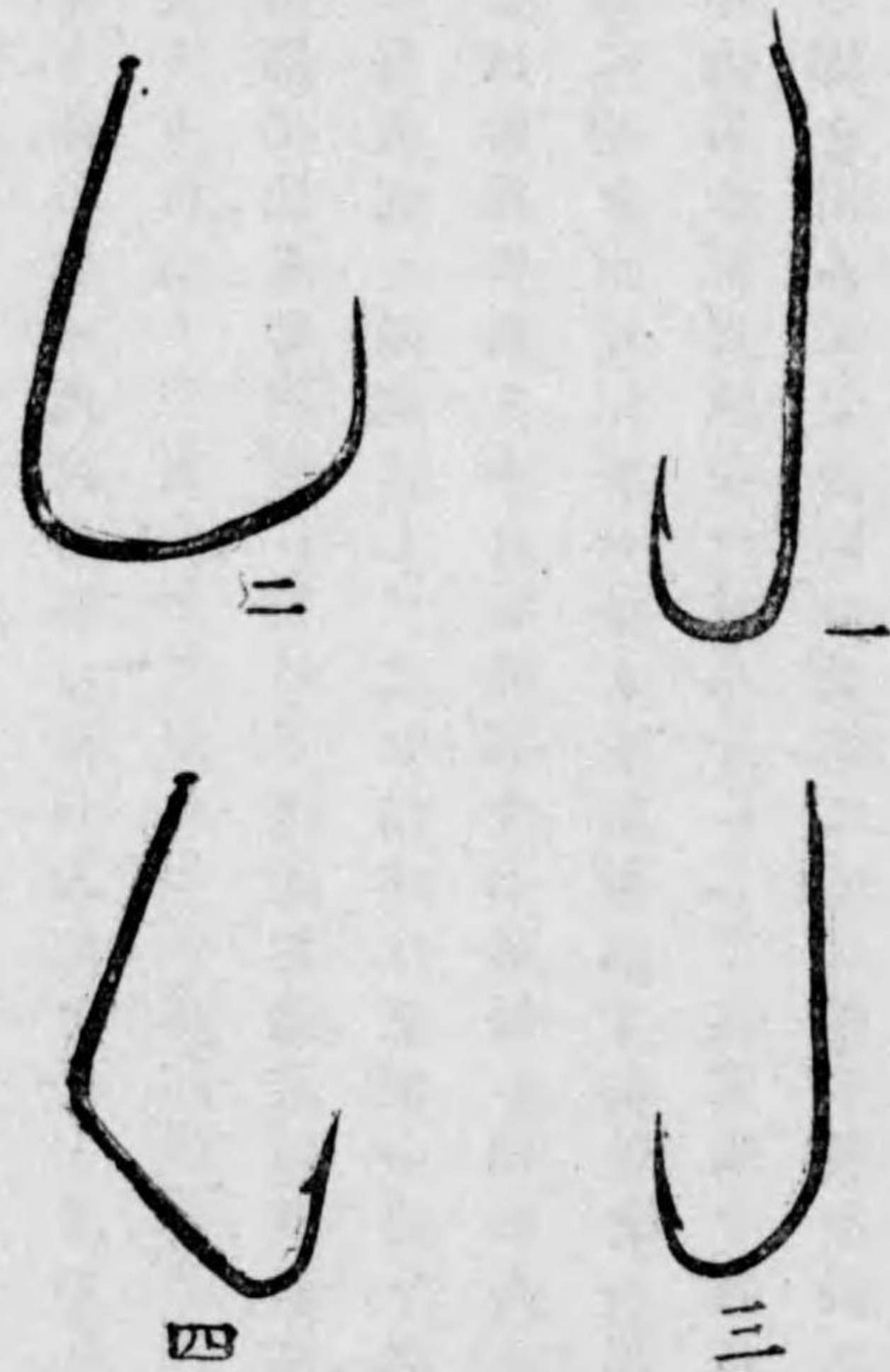
引揚げ罹れる

魚を捕獲する

なり

圖四十五百第

海鰻釣鉤



一 播磨國にて使

用のもの

二 周防國にて使

用のもの

三 播磨國にて使

用のもの

四 讃岐國にて使

用のもの

海鰻は元來性慧猾にして餌に遭ふも其鉤あるを悟り尾を掉ふて餌を叩き落し之を食ふものなり故に此の鉤は特に其尖頭を銳利にし海鰻の之に觸るゝに隨ひ其

體を貫くが故に之を通れんとして反撥回旋し自から枝絲に搦まり身體の自由を失ひ竟に捕獲せらるゝに至る此の魚は齒甚だ強きを以て他の鉤に罹るも噛み切りて通るべけれど此の具に罹りては必ず通るゝこと能はざるなり

### 第六 石鰻延繩

石鰻釣は各地に於て爲せども就中肥後地方甚だ盛なり然れども是れ其地方の漁者の爲すものゝ盛なるにあらず近年安藝の漁者續々到り專業を爲すもの常に四五十艘の船ありて土地人の漁獲は却て及ばざる程なりと云ふ蓋し石鰻の多産なるに因り入漁者の多きを致すなり今其漁法を記す

肥後地方に於ける石鰻釣漁業の季節は秋季より春分までとす漁場は海底泥土にして藻類の生せる處を擇ぶ

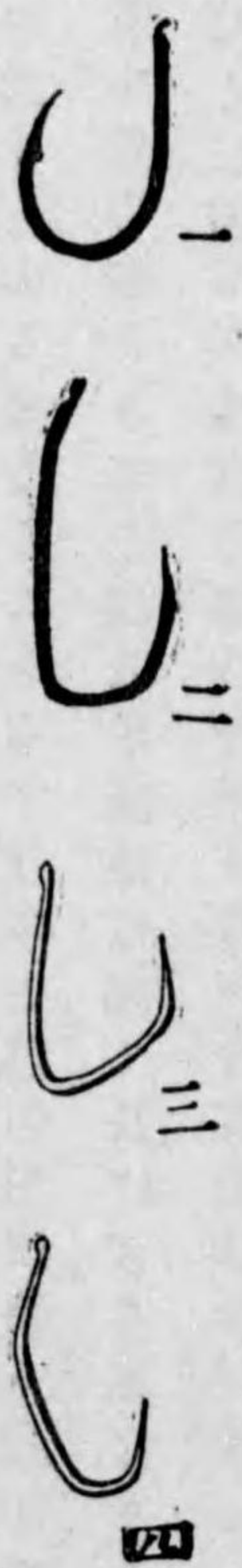
漁具は幹繩は長さ凡三百尋枝繩は長さ七尺餘にして之を幹繩の三尋毎に附く而して浮繩に錘及び浮樽を附け尙ほ枝繩七八本を隔つる毎に幹繩に石を結び沈子と爲すものにして方言之を間石と云ふ餌は各種の魚肉を用ふれども就中鰻鱈の



肉を最も宜しとす

漁法は元來石鰻は晝間又は月夜には泥中の穴に蟄して外に出でず海中闇黒となれば徐々に穴を出で餌を覓むる性のものなるが故に之を漁するには必ず暗夜を以てす繩の延へ方は尋常に異なる所なしと雖も一順延へ畢れば時を移さず直

圖五百五十五 石鰻釣鉤



- 一 肥前國にて使用のもの
- 二 但馬國にて使用のもの
- 三 備前國にて使用のもの
- 四 武藏國にて使用のもの

ちに船を延へ初め處しに返し繩を繰揚ぐるものとす此の魚は餌と共に深く鉤を腹中に嚙み込むが故に一回毎に根糸を切落し鉤を付け換へて用ゆるなり

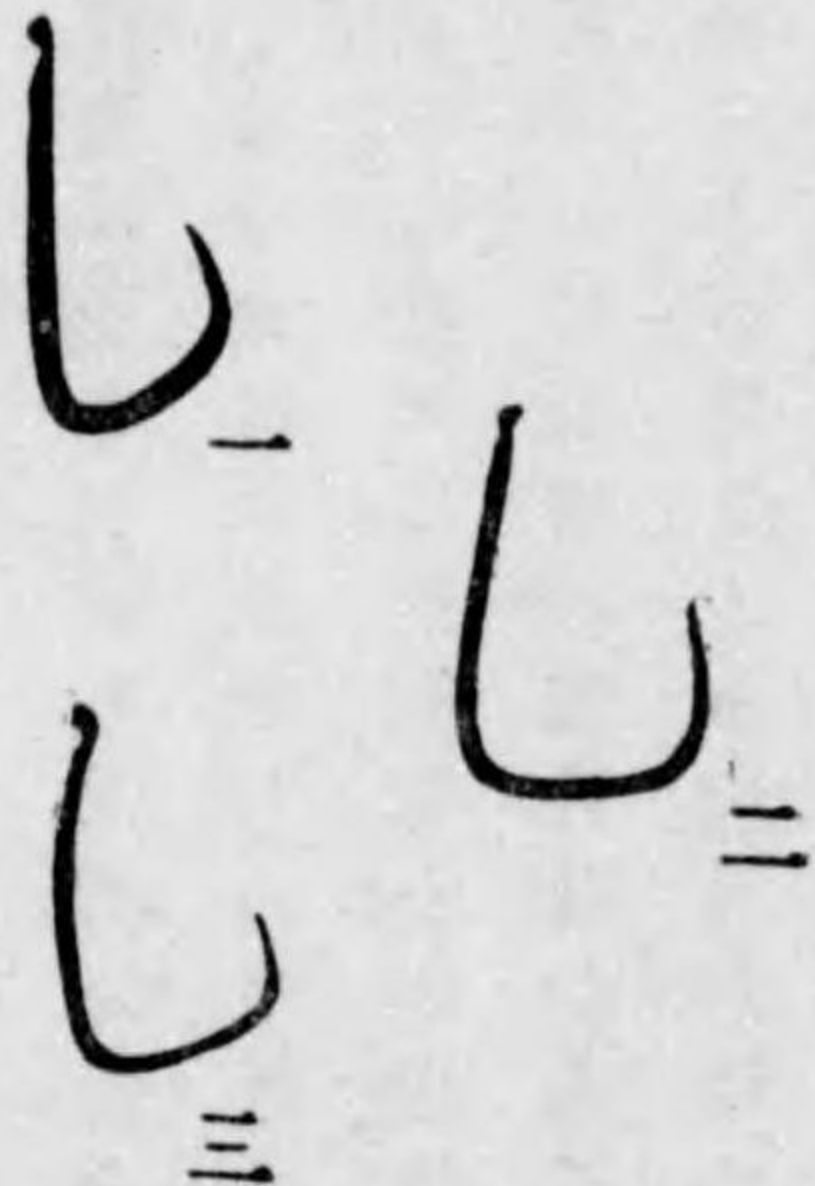
第七 鰈延縄

鰈は全國中漁せざるの地殆んど無きが如しと雖も就中若狹國より出すものは

若狹鰈と稱し京阪間に於て最も賞食する所なり其漁村は大飯郡高濱、遠敷郡小松原、三方郡早瀬、日向の諸浦を最とすれども其實越前丹生郡梅浦、丹後與謝郡蒲入村其他但馬若くは隱岐等の遠きより高濱、早瀬、日向等に輸送し茲に初めて若狹鰈の名を得て諸方に出るものも亦多しとす其漁法概ね手繰網と延縄と二者あり今其延縄漁を記す

若狹地方に於ける鰈延縄釣漁業の季節は陰曆十二月十日頃より始まり翌年五月

圖五百五十六 鰈釣鉤



- 一 越後國にて使用のもの
- 二 若狹國にて使用のもの
- 三 三河國にて使用のもの

に終る漁場は寒の半の頃までは磯邊に於てし餘寒の頃より沖に出づ其沖合最も好漁場は陸を距ること大約十里乃至三十里にして海底一帶の暗礁に沙箸叢生し深さ百二三十尋より百五十尋以上の處とす



漁具の構造は幹繩の長さ三百五十尋に枝絲の長さ一尋なるを凡八十條を附け其五六條を隔つる毎に重量二十匁許にして楕圓形なる石の沈子を附け立繩の長さは海の深淺に應ずと雖も大抵深さ百尋の處なれば百二十尋の長さとするが如く凡二三十尋の餘裕を存せしめ浮標は徑七八寸深さ五六寸の桶を用ふ餌は重に鰻を用ひ寒中は鰻又は子鰻若くは鰻陰曆二三月の交は鰻又は鰻を用ゆることあり之を使用するに漁者の定員なし大抵船一艘に繩十四鉢又は十六鉢を備ふるを通常とすれとも海荒きときは五六鉢に止むることあり此の具は鰻の外魴鰯火魚小鯛鮒等を獲るなり

### 第八 沙魚延縄

沙魚は波浪靜穩なる沙地の海に栖むものなるが故に東京灣内の如きは殊に多し其漁法竿釣もあれども是れ夏季沙魚の岸近く來る頃にして多くは遊漁に屬す漁者が職業として之を漁するは冬季沙魚の遠く沖合に出る時を以て延縄を用ゆるあり今其漁法を記す

#### 一 東京灣内に於ける沙魚延縄釣

東京灣内に於ける沙魚延縄釣漁業の季節は十月に始まり翌年三月に終る漁場は陸を距ること一里乃至三里の間なり此の漁は夜業にして風の強きときは宜しからず

漁具は幹繩の長さ二百五十尋を以て一鉢とし其一尋毎に枝絲の長さ矢引凡そ一尋の三分二許なるを附け一鉢とし其鉤は眞鍮製とす餌は鰻を細切して用ひ若くは鹽吹貝の舌と鰻の細切したるとを隔鉤に用ゆることあり

漁法は漁船一艘に漁夫三人乗組み延縄二十鉢を備へ午後五時頃より出船し漁場に至り二人は艫を押し一人は繩を下す其延へ初めには浮繩を繋ぎ浮標を附け其下には錨を附け延へ終りにも亦同じく浮標と錨とを降し而して延へ初めの處に返り一人は繩を繰り揚げ魚を捕獲し一人は延縄鉢に收め一人は艫を操り斯の如くするもの數回し翌朝六時頃歸帆するなり

沙魚延縄釣 七百七十五



#### 二 尾張伊勢地方に於ける沙魚延縄釣



尾張國愛知海東海西の三郡及び伊勢國桑名郡の沿海にては沙魚延縄盛んに行はれ其餌は専ら伏老介ヘイガヒ方言チンミ貝の肉を用ゆるが其餌は二歳の貝なれば四つ切一歳のものは二つ切とし晝間家に在る婦女子をして釣に刺さしめ暫く日光に曝し置くときは餌は乾きて釣に糊着するを以て之を携へ出漁するなり是れ往年愛知郡熱田町の漁者山田治郎左衛門と云ふ者の造意にして斯くすれば暗夜海上にて漁者自から餌を装するの手續を省くのみならず餌は釣に乾附きたるを以て沈下の後魚に餌を奪はるゝの憂少なし従前漁者自から餌を装したるときは一船二人乗にて繩三十五鉢を使用せしも此の工夫を成して以來百鉢の多きを使用するに至り漁獲随て多きを致せりと云ふ

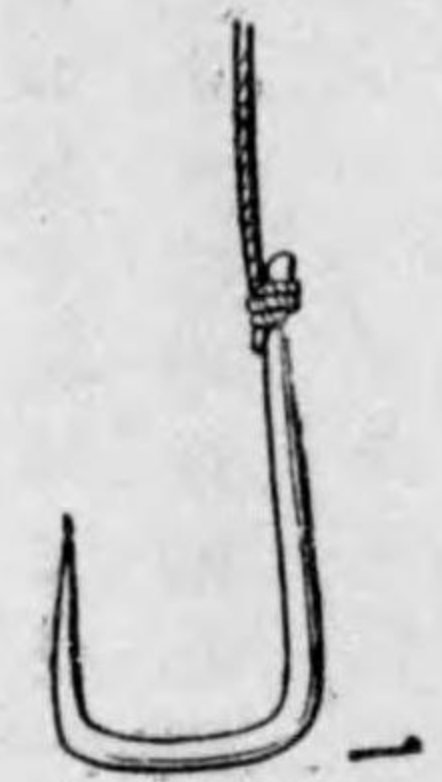
該地方にては漁期は四月より十月の間にして其四月より八月までは晝間九月以降は夜間の業とす漁具は幹繩の長さ百尋枝絲の長さ二尺にして六尺距離に附くるなり

### 第九 鱧延縄

鱧は全國中大抵産せざるの地なし其漁法手釣もあれども延縄を以てするもの多し其延縄釣に餌を用ひざるものあり下に記す空釣繩カラツリ是れなり然れども是れ纜に東北海の一部に止まり他は皆餌を用ひて釣るものなり今其一を記す

尾張國知多郡常滑以北の地に於ける鱧延縄釣漁業の季節は五月より八月までの間とす漁場は陸を距ること一里までの間にして夕暮より日出までの業とす漁具の構造は幹繩は麻絲製長さ八十三尋許枝絲の長さ九尺許にして之を三十八尺距離に幹繩に結

圖八十五百第 鱧釣鉤



一 尾張國にて使  
用のもの  
二 三河國にて使  
用のもの

尺距離に幹繩に結  
ひ附く幹繩の兩端  
には石の錘を括り  
其上より長さ五尋  
の浮繩を出し其端

に浮標を付けて目標とす釣は眞鍮製にして餌には鰕を用ふ

漁法は漁船一艘に漁夫二人乗組み夕陽の春く頃より出船し繩數鉢を連続し先づ錘を下し夫より潮勢に従ひ順次延へ下し凡二時間程を経て引揚げ羅れる魚を捕



獲するなり

### 第十 鮎延縄

陸奥國下北郡下風呂村に於ける鮎延縄漁業の季節は寒中より入梅までの間にして漁場は陸を距ること一里内外深さ五六十尋海底平沙の處とす此の地の潮流東西南北あり其中南潮北潮の時を漁獲多しとす

漁具は幹繩は麻の太絲二子撚を以て長さ八十五尋に製し枝繩は長さ三尺とす之を幹繩へ二尋半距離に附く都て三十二本なり之を一鉢とし十二鉢を以て一放しと稱す餌は生鮮の鰈、藻魚又は烏賊を用ふ

圖九十五百第 鮎 釣 鉤



漁法は小船一艘に漁夫三人乗組み午後二時頃より出船し繩端に脊繩を結び錘石を附け尙は一鉢毎に重量五十匁位の沈子を附けて延へ下し畢れば浮標を附けて其儘歸船し翌未明再び其處に至り繩を繰り揚げ魚の鉤に罹りて水際に浮びたる

とき手鉤を打懸け船に引揚げ捕獲するなり

### 第十一 空釣延縄

磐城國及び下總國銚子近傍安房外海の一部等に於て使用する空釣繩と稱するは無餌の延縄釣にして主として鱒、鮫、鰯等の類の底魚を捕獲するものなり近年羽前羽後等にも傳播し多く鱒を獲るを以て該地方にては鱒釣繩と稱ふ此の具を使用するには敢て季節を擇ばす四時共に可なり然れども潮流の緩にして海水の濁れる時を宜しとす其最良なるは海上風波ありて其歇みたるの後にあり漁場は海底沙地の處を良しとす

此の漁具は麻絲製徑二分許の幹繩に一尋毎に一個の浮子を附け而して距離一尺五寸毎に長さ一尺五寸の麻絲製の枝繩を附けて是に眞鍮製の鉤を結び又別に二尋毎に長さ一尺六七寸許の枝繩を附け是に重量二十匁位の小石を結びて沈子とし此の四十尋を以て一鉢とす即ち一鉢の繩に浮子四十個鉤百本沈子二十個を附くるものとす浮子は長さ三寸五分周圍二寸五分許にして材は漆の木を用ゆるを



良しとす釣は長さ一寸二分許にして鐵なく尖頭は極めて鋭利なるを要す  
漁法は胴幅五尺許の船に漁夫四五人乗組み繩三十鉢乃至四十鉢を積み夕刻より

乗出し沖

合二三里

の處海底

沙地にて

深さ五十

尋より百

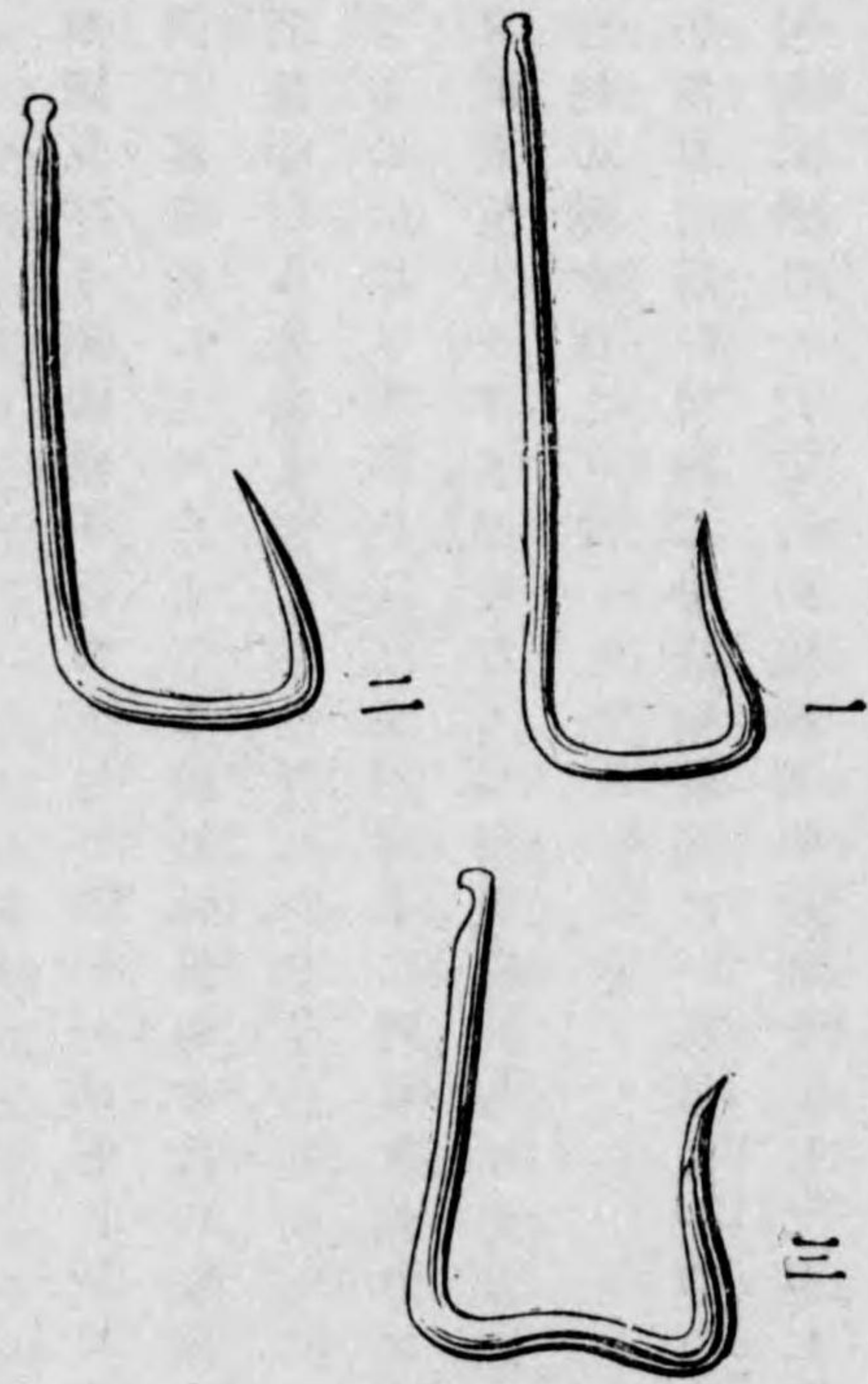
五十尋ま

での間な

る適宜の

位置を擇

第百六十六圖 空釣用釣



一 磐城國にて使

使用のもの

二 同 前

三 安房國にて使

用のもの

び積みたる繩を繋ぎ束ねて別に浮繩及び錘も浮標も附けず海底に延へ亘し其儘  
歸帆し翌拂曉再び至りて引揚ぐるなり之を引揚ぐるの際目標とすべき浮標なき

を以て綱の先きに釣を附けたるを下して搜ぐるなり然れども土地に依り浮繩及  
び錘浮標を附くるもあり此の繩を延へ下すには陸地に並行して一直線を爲すを  
良しとす而して沈子の附きたる枝繩は稍や長きに依り其の沈子は海底の沙に接  
着し釣の附きたる枝繩は夫よりも短きが爲め釣は海底より上に浮び浮子は上に  
在りて其浮泛力に由り幹繩を吊り上げ沈下せざらしむ故に釣の附きたる枝繩は  
搖々として水中に漂ふなり是に於て魚來りて之に觸るれば釣忽ち其體に罹る驚  
きて跳躍すれば其力にて隣れる枝繩は引寄せられ其釣又體を刺す愈々跳れば愈  
多くの釣に刺され終に繩にて纏絡せらるゝに至るなり  
之を使用するの巧拙は一に沈子と泛子との權衡を量るに在りて潮勢に由り枝繩  
は横に斜に流さるゝとも其釣をして常に海底を距ること甚だ過多ならざらしむ  
るを要す此の具は構造の小にして装置の簡單なるに拘はらず時としては五六十  
貫匁の大魚をも獲ることあり是れ其數多の釣に罹られ終に全身枝繩にて纏絡せ  
らるゝに至るを以てなり

此の釣の起原は弘化元年中陸奥國磐城今磐前郡豊岡村に一漁翁あり平生酒を嗜む



一夕酔に乘し船を出し繩を延へんとす願るに餌なし唯空釣の繩鉢あるのみ是れ大酔して餌を携ふることを忘れたるなり然るに酒氣尙ほ未だ醒めず釣の餌なきものを海に投じて歸る翌朝酒醒めて之を悟り驚きて船を出し釣繩を收むるに何ぞ圖らん毎釣魚の罹れるありて殆んど空しきものなし其後時々之を試むる常に漁獲多かりしかば夫より漸く近隣に傳播せりと云ふ嘉永六年に至り同州宇多郡谷地小屋村の荒磯吉と云ふ者鐵釣は鹹水に入れば腐鏽し易きを以て之を改め眞鍮釣と爲せり是れ眞鍮釣は五六年間を保つを以てなり

## 第十二 鯛延繩

鯛延繩漁業は全國大抵爲さるの地なし而して其漁具も各地概ね大同にして纔に彼此小異あるに過ぎず漁法に於ても亦著しき優劣あるを見ず因て今編者が特に報道を受けたるものを記す敢て撰ぶ所あるにあらず

尾張國に於て鯛延繩漁業に従事する重なる處は知多愛知の二郡にして就中知多郡豊濱篠島の二ヶ所を最とす今茲に記すものは豊濱村大字中須の漁法なり

漁業の季節は陰曆二月より十月までとす就中二月より五月までを盛漁期とす六月七月は多少漁獲ありと雖も炎暑の爲め魚の永く生存し難きを以て十分の漁業を爲さず他の漁業に移るを常とす漁場は遠江國舞坂沖、三河國渥美沖、伊勢内海にして季節を追ふて移轉す水深は最も淺きは五尋深きは二十尋の場所にして潮は干満共に營業するに妨げなきものとす

漁具は幹繩方枝繩方共に麻を以て二子撚とす幹繩三百尋に枝繩三尋のもの三十五條を附け之を一鉢方とす此の麻の量七十五匁乃至八十匁を要す釣は重に播州産に係る

餌料は蠅ムシギザウとも云ふ蝦烏賊等を用ふ是等の餌は各種とも自から使用季節定まれり即ち蠅は二三の兩月、ムシは四五の兩月六月より赤足蝦秋に至り白蝦を用ふ若し時に依り是等の蝦に魚の附かざるときは飯蝦の脚を三つ切腹部を二つ切となして用ふることあり十月に至れば車蝦及び烏賊を五六切となし使用する

漁法は漁船一艘四人乗りにして延繩十六鉢を使用するを通例とす之を延へ下す



に方り繩の亂雜及び流失するを防ぐ爲め先づ一端に木錨キカネを附け順次接続し二鉢毎に同じく木錨を附く又其木錨には浮樽を附けたる麻製の浮繩を附く此の浮繩は水の深さに準すべきものなれども多少の餘裕を存するを要す假令ば水深三十尋の場處なれば四五十尋七十尋の場處なれば百尋位を附くるが如し此の業を爲すは未明より着手し前記の如くして延べ畢れば凡十五六分時間を経て其延へ畢りの浮樽より漸次繰り揚げ罹りたる魚を捕獲し而して其魚は獲るに隨て直ちに糞孔より眞鍮若くは竹製の針を刺して氣胞中に含有せる空氣を排出せしめて之を船の活間イサマに放養す一日三回使用するを以て好時とす

案するに本文記する所は規模の大ならざるものなり地方に依り一鉢の幹繩の長さ八百尋枝繩の長さ六七尋に及ぶものあり深さ五六十尋の海に使用す又其出漁の時刻も夜業を専らとする地あり晝間に於てのみ爲す地あり但漁利は未明より日出頃までに多しとす又餌料に至ては地方に依り種々のものを用ふ今茲に一々列記せんは煩に堪へず總論中餌料の部に大概を表出したれば宜しく参照すべし

### 第十三 小鯛延繩

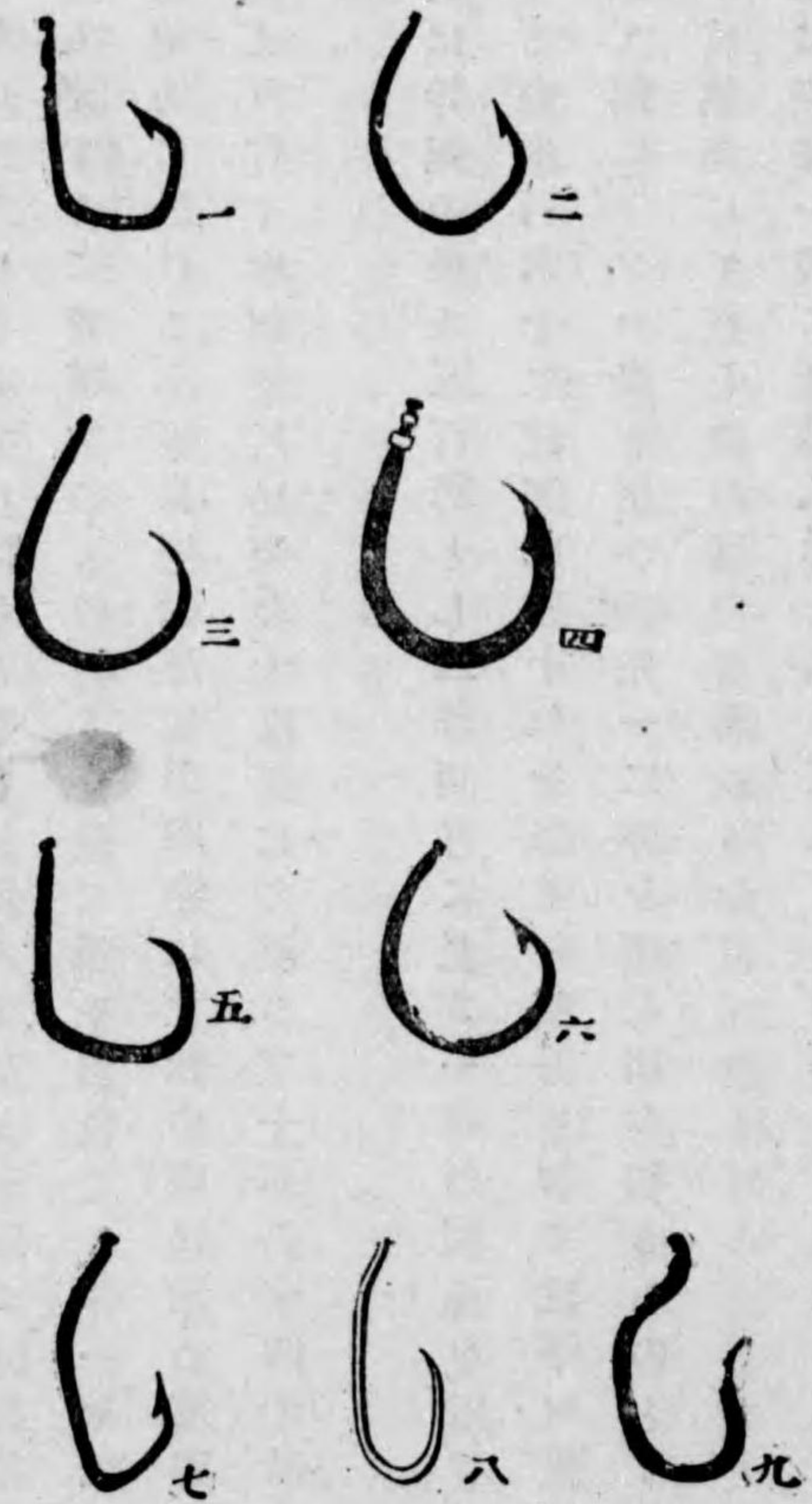
小鯛の漁業は概ね鯛に同じと雖も其魚の小なるを以て漁具其他亦小差ありと雖も要するに皆尋常のものなり今茲に稍や出色のもの一を記す  
筑前地方に於ける小鯛長繩釣漁業の季節は立秋の頃に始め寒露の頃に終る漁場は定まりなく本州於呂島、姫島、大島等にて深さ三十尋乃至四十尋海底は平沙の處とす

漁具は幹繩の長さ五百尋とし二尋間毎に長さ一尋の枝繩を附け一コシキとす幹繩に用ゆる麻量百六十匁枝繩に三十匁を以て一コシキ分を製す沈子は重量三十匁許の石を以て餌は「ヲウコ蟲」を用ひ鈎先一二分を残し摘み切るものとす或は黒蟲を用ふるには熱湯にて煎し蟲の紫色を帶ぶるを以て度とす  
漁法は漁船一艘に延繩八鉢を積み三人にて薄暮より出漁し航行中鈎に餌を刺す而して八鉢を凡三延へに分ち延へ始む先づ幹繩の端に浮繩を繋ぎ之に錨を附けて海底に沈め其一端には火標を浮ぶ火標は小桶の中に行燈アンドゥ或は蠟燭を照すもの



なり此に附くるを「ウラウケ」と云ふ火標の形状は第一編總論中浮子の部参照すべし而して潮上より潮下に船を漕ぎ廻し船の進むに隨て凡そ竈形に延へ沈め延へ

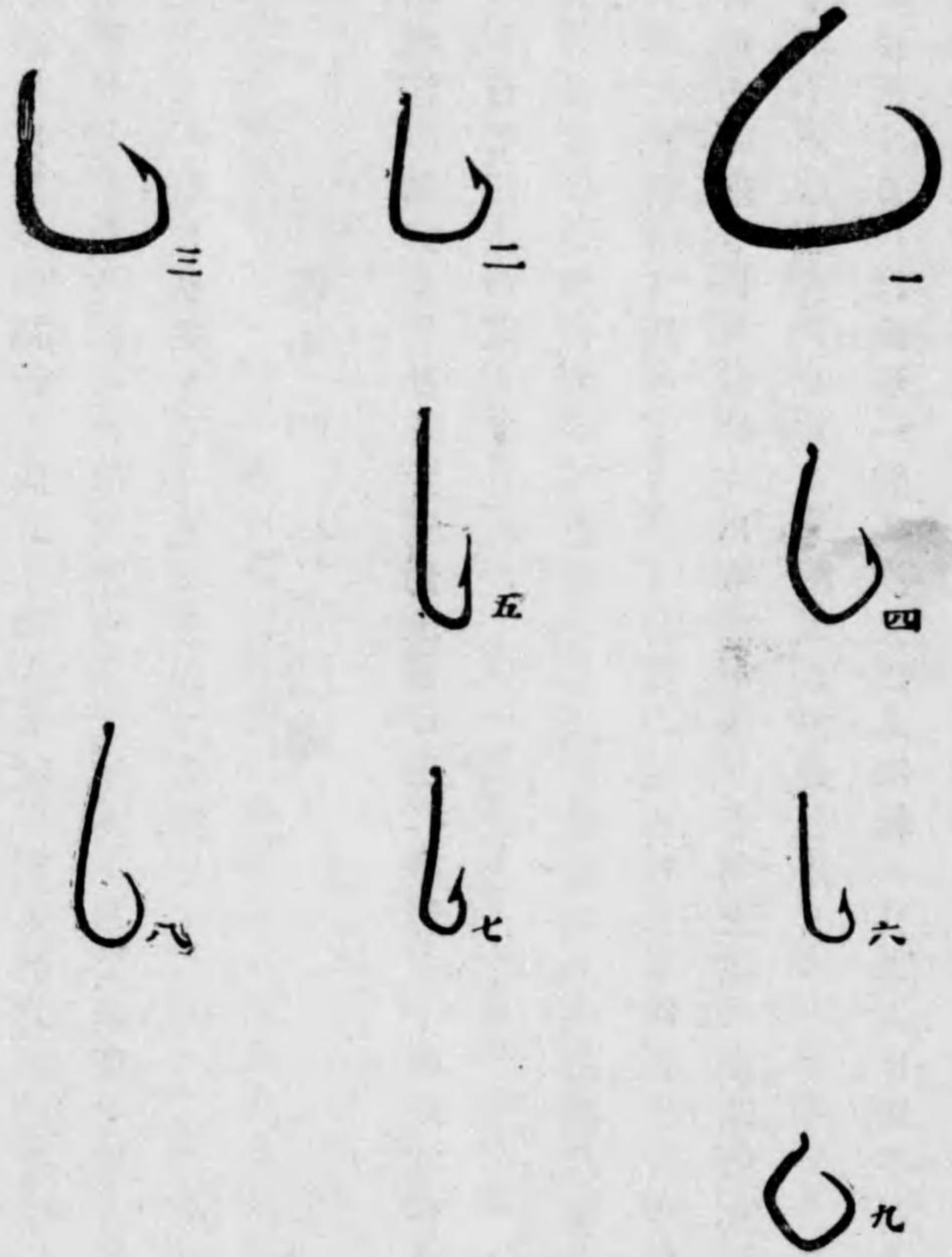
一 鈎釣繩延綱小 圖一十六百第



- 一 尾張國知多郡にて使用のもの
- 二 同(新形)筑前國にて使用のもの
- 三 肥後國にて使用のもの
- 四 周防國にて使用のもの
- 五 紀伊國にて使用のもの
- 六 駿河國にて使用のもの
- 七 安房國にて使用のもの
- 八 磐城國にて使用のもの
- 九

終りには亦始めの如く錨を沈め火標を浮ぶ之を「テモトウケ」と云ふ又八鉢を連續したるときは中央にも亦火標を浮ぶ之を「中ウケ」と云ふ而して直ちに船を延へ始

二 鈎釣繩延綱小 圖二十六百第



- 一 石見國にて使用のもの
- 二 出雲國にて使用のもの
- 三 但馬國にて使用のもの
- 四 越前國にて使用のもの
- 五 越後國にて使用のもの
- 六 羽後國由利郡にて使用のもの
- 七 越後國西蒲原郡にて使用のもの
- 八 同笠島にて使用のもの
- 九 上總國にて使用のもの



めの位置に戻し火標を取り錨を收め順次に繰り揚げ罹りたる魚を捕獲するなり此の漁法は鯛等の繩釣と同じと雖も唯繩の細さが爲め繰揚中に切斷するの憂あり其際は切れたる處に火標を浮べアテ道具を以て海底を採り切れ口を索むるなり然して一夜に折返すこと三回を以て常業とす

#### 第十四 甘鯛延繩

駿河遠江の地方に於ける甘鯛釣漁業は別に季節なく四時共に之を爲す漁場は海底深さ百尋以上の處とす

漁具の構造は幹繩の長さ八百尋とし是に枝絲の長さ三四尺なるを二三間距離に附け以て一鉢とす延へ下すとき幹繩の始めに長さ四百尋許の浮樽繩を繋ぎ次の鉢の繩との繼ぎ目及び終りにも之を繋ぎ各其上端には浮標を附け下端には石の錘を附く餌は方言「エビニラ」と稱ふる海蟲を用ふ

之を使用するには漁船一艘に漁夫四人乗組み内二人は艫手二人は釣手とす其他漁法は概ね鯛釣に同じ

#### 第十五 鰯延繩

鰯を釣るには竿を用ゆるあり手釣を爲すあり或は曳繩あり其漁法各前に述べたり然れども其利の多きは延繩釣に在り此の漁法は各地に行はるれども殊に西海に盛んなり今其一を記す

肥前地方に於ける鰯延繩漁業の季節は陰曆八月より翌年四月までにして漁場は陸を距ること二里以内深さ二三十尋の處とす此の漁は稍や風波ある日に利ありて甚だ平穩の日に利あらず何となれば海水動搖せざる日に當りては鰯は餌を食らざるを以てなり

漁法は幹繩枝繩共に麻絲製にして幹繩の周圍は八分長さ五百尋枝繩の太さは琴弦の如く長さ四尋とし其先きに鉤を附け幹繩十尋間に一本を附く其總數五十本とす而して通常は幹繩の兩端に浮樽を附くるものなれども時としては繩の中央に更に一個を添ふることあり大さ一斗五升入位とす之を繋ぐ浮標繩は藁三つ燃太さ小指位にして長さは海の深淺に依り伸縮あるも凡二十尋内外とす餌は樽四



尾或は烏賊一尾を用ふ共に活餌なり然れども地方に依り鯷其他諸魚の肉を切て用ゆるものあり

漁法は漁船一艘に漁夫二人若くは三人乗組み曉天に出船して漁場に至り先づ海の深さを測りて浮樽の繩を括り水面に浮へ繩の片端に木錨又は鐵錨に括りて海底に投じ次に鉤に餌を装したるを順次に延へ下し末端に亦浮樽を括り錨を附て沈め置き一時間許を経て後最初延へ込みたる繩より漸次繰り揚げ鉤に罹りたる魚の船舷に接近したるとき鉤を打懸け或は搦網（方言）を以て抄ひ捕るなり

## 第十六 鮪延繩

鮪延繩釣は各地爲す所なれども就中安房國を以て盛なりとす蓋し安房は東京に近く而して東京に於ては鮪を刺身となし食すること偏く行はれ其消費甚だ多きに由り價亦隨て高く其利他魚よりも優れるを以て自から此の漁に勉むるなり今之を記す

安房國に於ける鮪延繩漁業は一に亦流しとも云ふ海水の上層に延へ渡し沈子

を附けず其流動に任すを以てなり季節は九月初旬より一月中にして漁する所は専ら大鮪なりと雖も屢「ヨシキリ」「アヲ」「メジロ」等の鮫をも獲ることあり漁場は陸を距ること近きは七八里より遠きは二十里以上の洋上とす

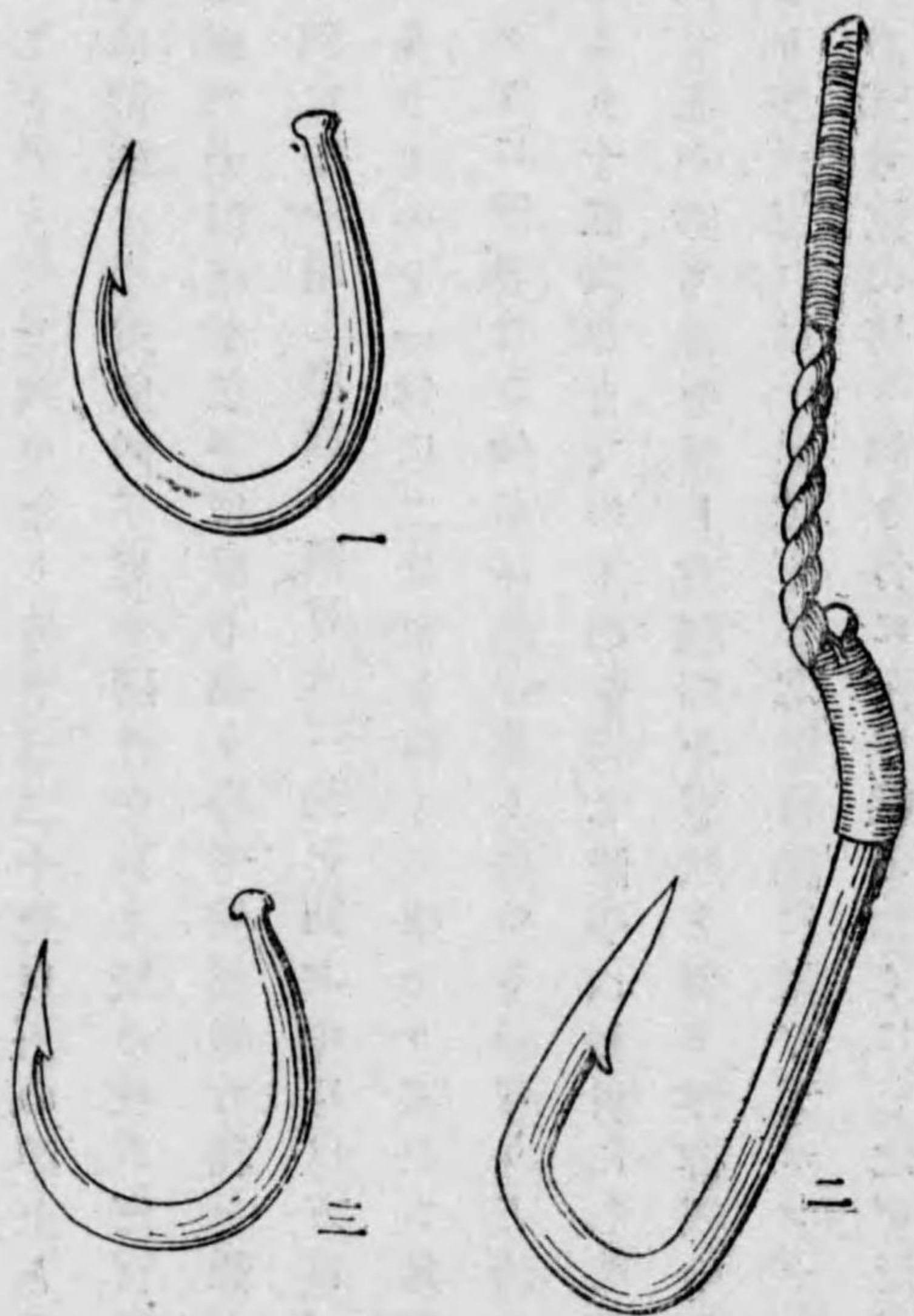
漁具は幹繩は引束麻四子撚を澀汁を以て染め長さ三百尋を以て一鉢とす枝繩は引田麻二十四縷（ステ）を三子に粗く撚り合せ鉤元五寸程を餘し細き麻絲を以て巻き鉤元は別に麻を増し堅固に附け末に鉤を結ぶ中には方言「ブラクリ」と稱へ枝繩の特に長きものを一鉢に二條位を附くる事あり其長さ卅尋より廿五尋位とす此の「ブラクリ」に附けたる鉤には魚の善く罹るものなりと云ふ鉤は鐵製にして重量二十匁より十五匁までのものを用ふ泛子は桐材にして長さ三尺周一尺五寸位其中央に孔を穿ち繩を通し其繩端を環狀と爲す浮樽繩の長さは漁季の初めは四尋位より冬に至れば十尋位とし之を幹繩に繋ぐ又「ボンデン」と稱するものあり晒木綿を方五寸位に切り細き竹に附け幟の如くにし之を泛子に挿み魚の鉤に罹りたるを知るの便に供す餌料は烏賊、鯖、秋刀魚等を用ふれども就中烏賊を最良とす漁法は繩船と稱へ胴幅八尺位の船に漁夫八九人乗組み延繩十二三鉢乃至十四五



鉢泛子三四十本「ボンデン」十五六本と外に數本の鉢とを積み未明より發船し漁場

圖三十六百第

鉤釣繩延鮎



- 一 豊後國にて使用のもの
- 二 安房國にて使用のもの
- 三 紀伊國にて使用のもの

に至り適宜の場處を擇び潮流の緩急に依り繩一鉢に二三本乃至四五本の浮木と

一本の「ボンデン」を附けて延へ下し悉く下し終れば船を傍はらに留め漁夫は各浮木に目を注ぎ魚の舉動を窺ふ魚來りて餌を奪ひ去らんとして忽ち鉤に罹り急遽海底に逃れんとするに伴ひ浮木は共に水中に隱没するを以て之を認むれば其近傍なる浮木を取り漸々に繩を繰り揚げ魚稍や船に近づくに及び猛勢を振ひ海底に遁れんとするに由り此の時繩を伸ばし其往くに任せ少時にして又繩を繰り寄す此の如くするもの再三其勢の衰ふるを見て船舷に引き寄せ鉢を以て突き死に垂んとするに至り鉤を以て船中に捕り入る既に捕り畢れば又餌を附け鉤を下す斯の如くして船は時々巡視し夜半に至り歸港するを常とす而して夜漁には繩の數を全く用ひず其二分の一或は三分の二を使用す又浮木の浮沈を視ること能はざるが故に細絲を浮木に附け之を船中に繋ぎ其反響に因り魚の罹りたるを知るの便に供す

此の漁に用ふる泛子は重に桐を以てすれども竹竿の長さ二尋許なるものを併用すれば潮流の激すること少く大に繩の漂流する速力を減し得ると云ふ  
又相模國三浦郡三崎町にては此の釣の夜業に「イカボンデン」と云ふを用ゆる



ことあり是れは烏賊を生干にしたるを「ボンデン」の頭に結び付け置くなり

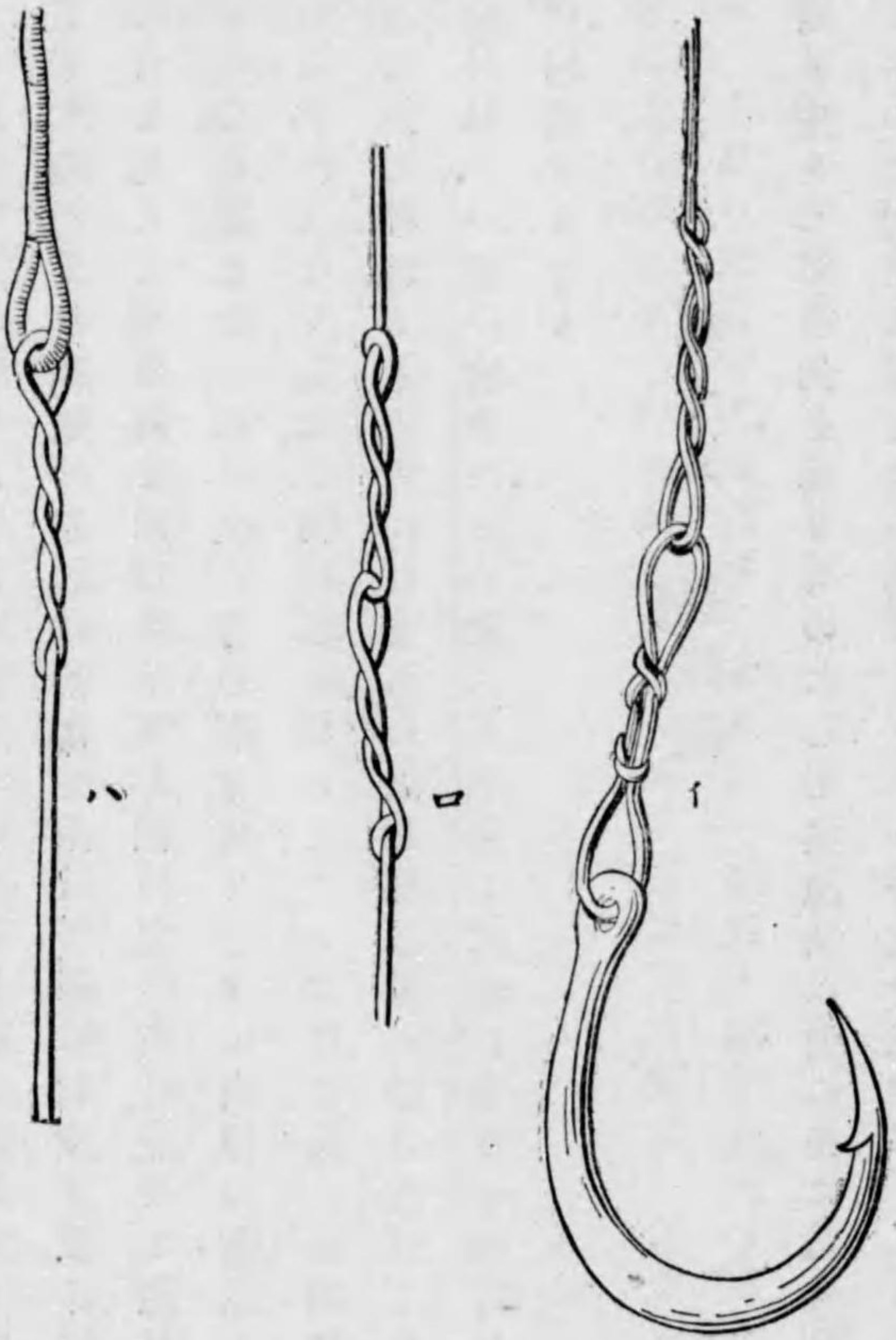
### 第十七 旗魚延縄

旗魚は東海殊に東京近海にても多く漁すれども其饒産なるは西南に在り而して延縄釣は薩摩國を盛なりとす該地方にては目旗魚を秋太郎と稱す今其秋太郎の釣法を記す

薩摩國日置郡島平浦は秋太郎を釣るに著名の地なり其漁業の季節は秋時を以て盛んなりとす是れ秋太郎の稱ある所以なり

漁具の構造は幹繩の長さ五百尋にして是に長さ四尋の枝繩二十條を附け其枝繩の末に真鍮の鎖を三段に繋ぎ總長さ二尺五寸とし末端に銅鐵製の鉤を附け之を一籠とし五籠を連続して使用するなり之を一鉢と稱す而して其繋ぎ目毎に長さ三尋の浮繩を結び其上端に浮樽を附く浮樽は大小六個あり大は三斗入中は二斗入小は一斗入位にして繩の首尾には大樽を附け其下端に重量凡六百匁の石を附く餌は鯖の活きたるを用ふ

旗魚延縄釣鉤 圖四十六百第



イ 釣鉤に縋絲たる鎖を附したる狀

ロ 縋絲たる鎖の接手

ハ 鎖と縋絲との接手



漁法は長さ一間許の船に漁夫四人乃至五人乗組み船は帆を張りて疾走す此の間一人は舵を取り一人は鉤に餌を刺し一人は繩を延へ下し其一人は船中諸般の事に着手す而して一繩延へ畢れば浮樽を附けて海に放流す故に繩は潮勢に従ひ蜿蜒蛇行を爲して流る因て船は帆を下し繩の之く所に任せて追尾す斯く繩を放流するものは若し之を船に繋ぐ等の事を爲すときは潮勢に衝激し切斷の恐れなきにあらざればなり大抵早朝に延へ始めたるものは午後二時頃に至り之を繰り揚ぐ魚の鉤に罹れるものあれば直ちに銚を投じ魚の勞力猶強くして逸せんとすれば繩を執り一縱一擒勢ひ漸く衰ふるを見て舷側に引寄せ鐵鉤を懸けて船中に引揚げ捕獲するなり

### 第十八 鰭延繩

鰭は主として手釣を爲すものにして其漁法は前に既に記せり但し其魚の小なるものに於ては延繩釣を爲すことあり今之を記す

越中國射水郡新湊町放生津に於て使用する鰭釣延繩は所謂浮延繩にして方言之

を「ケタ釣」と云ふ其構造は幹繩長さ七十五尋麻の量三十匁乃至五十匁を以て作り是に長さ五尺の枝絲三十本を附け各鉤を結ひ以て一鉢とす四鉢毎に五升入程の浮樽を附く掛繩長さ三尋重量百匁の小石を以て沈子となし又幹繩三十七尋餘毎に徑一寸長一尺五寸の桐の浮子を附け一船五十鉢を使用するを通例とす餌は鳥賊を二つに割き其一片を更に三十五片に細切す胴脚共に用ふれども魚は脚部の

第百六十五圖 鰭延繩釣鉤



肉を好むものゝ如しと云ふ

漁法は「テントウ」と稱する肩幅四尺位の漁船に漁夫二人外に手傳として少年者三四人を乗組ましめ午前六時頃出船し沖合二三里深さ二百尋以内の處に至り船を漕ぎつゝ繩を延へ畢れば船は其中央に位置を占め前後の浮標に注視し九時頃に至り繩を引揚げ魚の罹れるあれば鉤を打懸け船中に取り入れ捕獲す斯の如きもの



數回午後六七時頃歸帆するなり

### 第十九 鯖延縄

鯖は各地とも概ね手釣を爲すものなれども地方に依り亦延縄をも用ふ南海に殊に多し今其一を記す

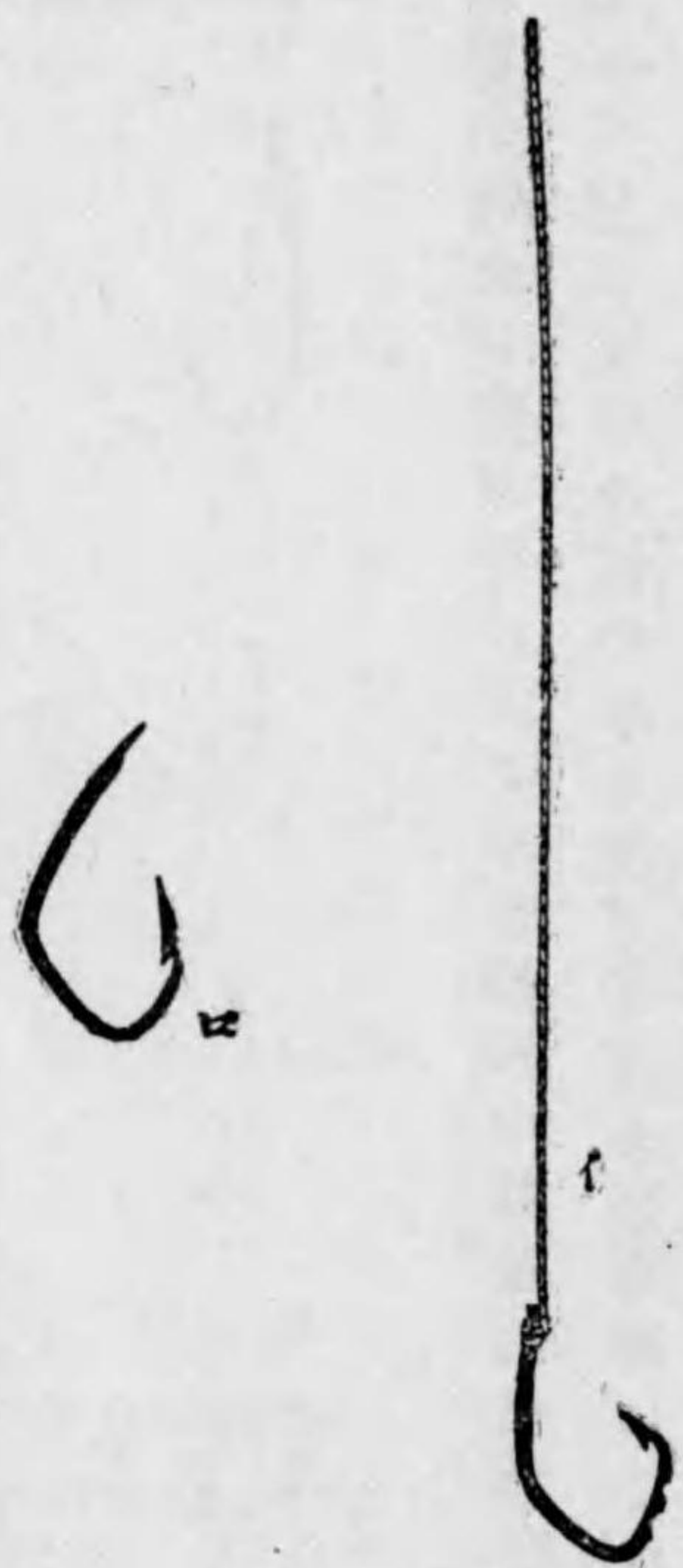
土佐地方に於ける鯖延縄釣漁業の季節は十一月に始まり翌年四月までの間を盛漁の時とす

漁具は幹繩の長さ凡五百尋とし是に長さ三尋許の枝繩八十本を附け其末に鉤を結ひ之を一鉢とし五六鉢を以て船一艘分とす此の具は浮延縄なるを以て浮繩は短きものを用ひ輕き沈子を附け一端には浮樽を繋ぐ餌は潤目鱈を用ふ若しなれば通常の鰻又は乾したる小鰻五六尾を絲にて束ね用ふることあり

漁法は漁期に至れば漁船凡七十艘許を一組とし一艘に漁夫五六人乘にて出漁し或は北より南へ或は西より東へ各船隨意に繩を延へ下し潮合を考へ鉤に魚の罹れるを察して片端より繰り揚げ一日二三度折返して行ふを普通とすれども時と

しては四五度に及ぶことあり此の一組七十艘許の船は盛漁の期中は漁夫も壯悍に且熟練の者を撰び風波の難に遭ふも互に相援くるの便を謀ると云ふ四月以後

第三百六十六圖 鯖延縄釣具



イ 釣鉤装置の圖

ロ 釣鉤

に至れば各自の見込に依り此の具を用ひて他の魚類を

釣獲することあり

### 第二十 鱻延縄

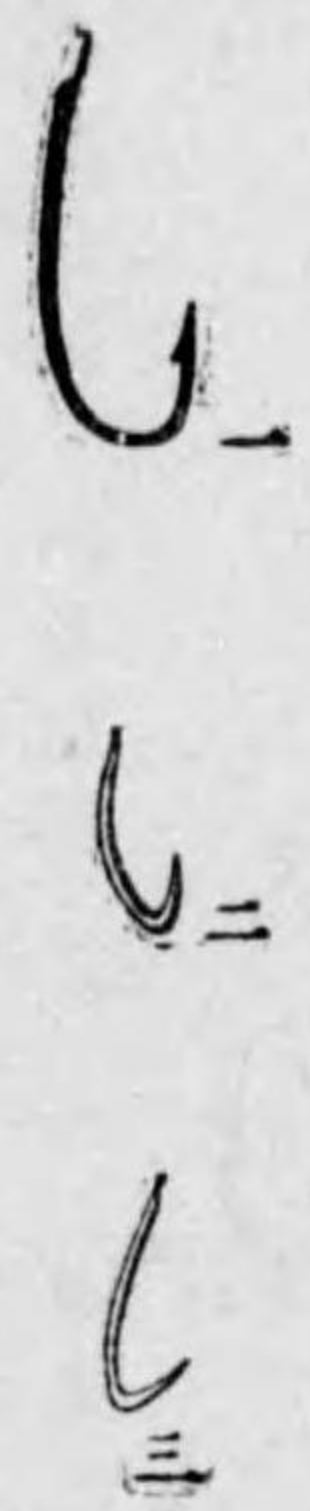
鱻は地方に依り針魚とも云ふ其延縄釣は各地爲す所なれども瀬戸内海は殊に



多産にして其魚肥大なり故に之を爲すもの多し今其一を記す  
安藝國に於ける鱘延繩漁業の季節は春三月秋十月の兩期にして漁季中は晝夜とも之を行ふ此の延繩は海の最上層に延ゆるものなり

漁具は幹繩は藁心又は櫻欄毛或は麻を以て作り長さ五十尋或は百尋とし是に毎四尺を距て、短き枝絲を附け其末に杉又は桐の木を以て長さ六七寸徑二分許に

圖七十六百第  
鱘延繩釣鉤



- 一 安藝國にて使用のもの
- 二 備中國にて使用のもの
- 三 肥前國にて使用のもの

作りたる箸状のもの  
の結び附け其箸状のもの、末端に更に長さ六寸許の

麻絲製の緋絲を繋ぎ是に大小十番程の眞鍮鉤を結び以て一鉢とす餌は寄居蟲ヤトリガキを切りて用ひ又は小鰈の皮を剥ぎて用ふ東京灣にては沙蠶サカを用ふ

漁法は漁船一艘に繩五鉢又は十鉢を積み漁夫一人或は二人乘にて出漁し延へ始めには繩の飄搖をせざる爲め幹繩の一端に重量三百匁許の錘石一個を結び尙ほ是より七尋を距て、浮標一個を附けて海中に投じ夫より繩を接ぎ合せて延へ浮

べ終りにも亦前の如く錘石及び浮標を附く而して繩の周邊を巡視し少時にして一端より之を繰揚げ罹れる魚を捕獲するなり

### 第二十一 黃鰮魚延繩

近江國琵琶湖に於ては黃鰮魚を多産す之を漁するは湖西高島郡堅田村を以て盛なりとす其漁法は主として延繩釣を以てし季節は夏季を専らとし之を爲すには天氣靜穩の日を良しとす

圖八十六百第  
黃鰮魚延繩釣具



漁具は幹繩の長さ千五百尋枝絲(方言「ナム」)長さ

一尺七寸にして之を幹繩の八尺間毎に附け其枝絲の末に圖に示すが如き鉤を附く其數七百本とす浮子は桐製にして長さ四寸許なり水深き處にては是に繩三尋淺き處にては一尋許なるを繋ぎ鉤十二本隔てに之を附く沈子は重量百匁乃至百



五十夕許の石を全縄に十五六を附く深さ三十尋の漁場に在ては沈縄の長さ二十尋あるを用ふ餌は小麦の團子を豌豆程の大きさになしたるを普通とすれども大魚には大なる丸を用ふ

漁法は長さ三間幅三尺五寸の漁船に漁夫四人乗組み其中一人は少年者を乗らしむることあり縄を延ぶるときは船の右舷の中程より稍や舳に偏したる處の小縁コベに柄の長さ一尺五寸許の錐を樹て是に縄を懸けて流し往き一人は舳を押し一人は餌を刺し一人は縄を繰り出すなり此の漁は午後三四時頃より縄を延へ翌朝之を收む收むるときは左舷より繰り揚げ魚の罹れるものあれば舳を押すもの攪網を取て之を抄ひ揚げ捕獲するなり

### 第二十二 鰻延縄

鰻の漁法は種類甚だ多し皆地形に随ふなり其水面濶き處に在ては延縄釣を爲す今其一を記す

東京近傍に於ける鰻延縄は魚の大小に依り少しく漁具の構造を異にす其大鰻は

漁業の季節は五六月の頃にして夜間の業なり風波ある日を以て良しとす漁場は中川筋等水面濶くして平素水流其だ急激ならざる處とす

漁具は幹縄の長さ三百五十尋を以て一鉢とし長さ一尋の枝糸に眞鍮の鉤を附け之を幹縄の二尋片脇間に附く片脇間とは片手此の具二十鉢を以て漁船一艘分とす餌は穴蝦蛄アミダコの大き三寸許にして甲八枚あるものを切て二片となして用ふ

第百六十九圖 鰻延縄釣鉤



- 一 東京にて使用のもの
- 二 加賀國にて使用のもの
- 三 常陸國にて使用のもの
- 四 下總國にて使用のもの

漁法は幅五尺許の船に漁夫五人乗組み漁場に至り幹縄の一端に浮標縄を繋ぎ浮標縄の兩端に錘と浮桶を附け其の縄を延へ下すこと山路の形の如くし繩の繋ぎ目には沈石を附け延へ終りにも亦錘と浮桶を附くること前の如くし而して最初投せし處に至り縄を引揚ぐるなり其順序は一人は繩を揚げ一人は魚の罹れるあれば剪刀にて枝糸を切り魚を收め一人は魚の食はざりし餌を取り去り繩を元の



鉢に收むるなり  
小鰻を釣る漁具は幹繩の長さ二百五十尋枝絲の長さ矢引とし之を幹繩へ一尋片脇間毎に附け餌は小なる穴鰕蛄の甲七枚あるものを用ふ繩の使用法は前者に同じとす

### 第二十三 鯰延繩

鯰の竿釣は前に之を記せり但し近江の琵琶湖は此の魚饒産するのみならず頗る巨大のものあり殊に漁場の濶きを以て多く延繩釣を爲す今之を記す

第三百七十四  
鯰延繩釣具



近江國琵琶湖に於ける鯰延繩釣漁業の季節は春秋の彼岸より始まる漁場は春は入江秋は渚にして冬は水底に繩を配置す

漁具は幹繩の長さ九百尋枝絲の長さ一尺八寸之を六尋距離に幹繩に附け枝絲八本間毎に重量三百匁の石の沈子一個を附け又枝絲二本間毎に幹繩に浮子一個づゝを附く餌は方言「チヨウチンコモロコ」又は沙魚

等を用ひ大鯰を釣るには六七寸の大きさの黄鰻魚を用ふ

漁法は船一艘に繩四鉢を備へ午後二時頃より出船して漁場に至り水の深き處に繩の引撓まざる様注意して延へ置き翌朝引揚げ罹れる魚を捕獲するなり

### 第二十四 鰻延繩

鰻は所在之を産すれども關西殊に西南地方最も饒し而して其延繩釣を爲すは水面稍や濶き處に於てす今其一を記す

豊後國大分郡近傍に於ける鰻延繩釣漁業の季節は四月より十月頃までの間にして水流緩なる河川及び池沼に於て之を爲す

漁具は幹繩は長さ十四五尋乃至二十尋枝絲の長さ二尺許とし之を幹繩へ一尋距離に結び其下端に鉤と沈子とを附け餌は鰻若くは鱸の切身を用ひ之に油を附け焼きたるものを最上とす

漁法は小舟に漁者一人乗にて繩を積み中流に至り瀬なき處を擇び幹繩の一端に適宜の石を結び延へ下し置き翌朝引揚げ其鉤に罹れるものを捕獲するなり



## 附言

釣漁の重要なものに就ては既に其綱領を擧げれば更に讀者に向て一言せざるを得ざるものあり他なし本篇に於ても網漁の部と同じく其記す所不備不完のもの多きことは是れなり其の然る所以のものは材料の採る可べきものなく又編者の足跡未だ全國の海濱に遍きこと能はず親しく調査せし所は十中の一にも及び難ければなり然は則材料の不備不完なる故を以て採る所なからんか記す可きもの幾はくもなし故に粗は其漁事の大體を察知するに足るものは疵瑕あるを擇ばず採て之を記せり蓋し亦止むを得ざるなり今試に其不備不完なる點を擧ぐれば漁場の形勢、遠近潮流、海底の土質、氣候との關係、漁業の組織及び其經濟等に至ては之を調査せしもの寥寥、晨星の如し又漁具の構造の如きも不明なるもの多きか中にも最も隔靴の憾に堪へざるもの、一二例を擧ぐれば、縉絲の太さの如きは知り得るもの極めて稀なり中には太さ何番の鐵線の如し或は琴絲の如し等の比喻を掲げたるものもあれども本と太さは然の強弱に依り力を同じくせざるものなれ

ば畢竟縉絲の長さ若干に對し麻の量若干を用ゆるとこのことを明知せざれば縉絲の力を推測す可からず然るに各種の材料中之を記したるは山形縣西田川郡漁業一覽の一書あるのみ其他に調査此に及べるもの一もあるなし又菴繩の端に附くる浮標繩の如きは海底の淺深に隨ふべきは勿論なれと大凡の長さを知れば由て以て其の漁場の淺深をも知すべきものなるに之を記せるものは至て少く甚しきは全く浮標繩あることを記さざるが爲め人をして底延繩を以て誤て水の上層を流す具なるかと疑はしむるものあり又縉絲に附くる沈子の如きは水の中層に下すものと海底に及ぼすものとに依り重量を加減すべきものなるに全く重量を記さるゝが爲め水中那邊にまで下すものなるかを知るに苦しましむるものあり其他餌料の如きも之を裝するの様式分明ならざるもの、比々皆然り殊に蟲類を用ゆるものは其方言のみを記し形狀を圖せざる爲め釣其何物なるかを知り難きものあり或は漁期を記さざるあり縉絲の染料を缺如せるあり船を錨碇して漁するか艫を押しつゝ釣るかを分たざることあり自餘の漁法も亦明瞭を缺くもの十の七八に居る皆是れ調査せし材料の乏しきに由るなり唯東京近海に於けるもの



は編者曾て實地を目撃せしことあるを以て未だ前掲の缺點あるを免かれざるものもあれとも知り得たる限りは死して以て各項を補填せるもの多し而して就中編者の苦しみたるは各種の材料中鈎の眞形を失はざる原因は百中に一を得ること能はざるの一事なりき故に力の及ぶ限り該當地方より實物を徴し又は利吉が多年に蒐集せし所のものを取て實物を掲出せりと雖未だ各項に遍きこと能はざるを以て中には眞を失ふこと甚しからずと認むるものは原圖を摸せしものも多少之あり前來述ぶる如く本篇の不備不完の點多きは實に止むを得ざるものなれば讀者幸に之を諒し其缺點を補ふあらんことを望み併せて後の水産調査上に關係する諸彥に向ひ本篇に鑒み以て將來必ず其要を擧げて遺さざるの調査あらんことを望むものなり

# 日本水産捕採誌

下卷



# 日本水産捕採誌 下卷

## 第三編 特殊漁業

### 第一章 扱鈎具類

#### 第一節 突 具

凡そ鋒鉞を有する鐵具を棹頭に施し之を以て水族を突きて以て捕獲するもの其數多し、隨て名稱一ならず、然れども之を概稱するの正名なし、因て按するに説文に箝は刺也、周禮に鼈人時を以て魚鼈龜蜃凡狸物を箝すとあるもの、以て此具の概稱とすべきに似たり、然れども之を箝具と稱せんか、俗に通し難きを奈何せん、故に今茲には突具と爲す。

突具中を大別すれば、ヤメ箝類ホリ銛類の二者に歸す、ヤメ箝とは尖頭銳利なる鐵鉞に木製若く



は竹製の柄を付け其柄を把持して水中の魚貝類を突き捕るの具なり其鐵鉞は單一なるものあり兩條のものあり數條のものあり又其鉞の三條以上のものは並列せるあり鼎足狀を爲せるあり而して之を使用するに船上よりするあり水中を徒行して突くあり或は水中に潜入して用ゐるあり皆其場所と捕らんと欲する所のものに應ず其稱呼も「ヤス」と云ふあり「ヒシ」と稱ふるあり或は「ホコ」と謂ふ地あり或は其捕る所の物に依り直に「鱗突き章魚突き等」と稱ふるあり當に各條下に就て記述すべし又柄を附けずして之に代ふるに綱を繫き之を持し上下する所のものあり竹煙突及び或る一種の海鼠突の如き則ち然り又鉞狀を爲さずして一種の變形を爲せるものあり鮑採具牡蠣採具の如き是なり斯の如きは「稽」とは謂ふべからずと雖とも突具たるの故を以て皆此類中に收む

「ヤス」と「ヒシ」とは固より同物にして異稱なり而して和名抄に「鑿」の字を以て「比之」と訓し且鐵を以て棹頭に施し因て以て魚を取るなりと註せり故に後世之に従ひ「鑿」の字を用ゐるものあり然れども「鑿」は「籬」の字の一轉せるものにて説文に「籬は魚を罩する者也」とあり爾雅に「籬は之を罩」と謂ふ郭注に魚を捕る籠なりとあり然れば

則「籬」の字は「ヒシ」に當らす而して和名抄に「籬」は魚を取るの筥なりとあれども「籬」の字は前にも云へる如く説文に「籬は刺也」とあれば却て「ヤス」「ヒシ」等に幾し乃ち和名抄の説は共に誤れること知るべし世人往々其誤りを襲ふを以て因に茲に辯す「鉞」とは尖頭銳利なる鐵具に假に木柄を箴め其柄を執り稍や距離ある海面に浮へる魚龜海獸等に投げ以て突き捕るの具にして之を投すれば柄は脱出して唯鐵具のみ彼れか身肉に止まり之に附けたる綱は漁者の手中に留存する装置のものなり其容易に棹頭を離るゝを以ての故に之を「ハナレ」と稱ふる地あり又「稽」と混同して共に「ホコ」と稱ふる地あり鐵鉞は單一なるものあれども「稽」の如く細からず下方開けて兩翼狀を爲すものを普通の品とす或は三尖のものあり共に主として船上より投射するものにして陸上よりするものなし「モリ」に當つるの字從來魚槍と書けるあり稍又は「稽」又は「矛」の字を用ゐるあり或は「鉞」と云ふ字を製作して俗間に用ゐるあり蓋し字義を正さば「稽」の字を用ゐるを妥當とすべしと雖とも世上概ね「鉞」の字を以て通用す故に本篇亦之に従ふ其通し易からんことを欲すればなり元來「鉞」は捕鯨に於ての最要器なれども捕鯨の事は別に記述すべきを以て此には自餘



の魚類其他を突き捕るものゝみを記す

### 第一 徒踏

徒踏は内灣近岸の淺處に入り水中を徒歩しながら沈底魚類を突き捕るものなり  
 第一圖に示すは東京内灣隅田川又は中川等の落ち口の所に使用するものにして  
 柄は櫛にて作り長さ凡そ一尋とす此の具を使用する  
 には豫め腰に畚を附け足に鐵製の履狀にして底に鐵  
 の如き釘を立てたるもの方言之を鐵鞋と云ふを履き  
 干潮の時を候ひ海中に入り縦横徒行し其魚を踏みた  
 るときは踏みたる儘足を擧ぐることなく直に踏を執  
 て之を突き捕るなり期節は四時共に可なり獲る所の魚は鰈、鰯、赤鰯の類とす但た  
 陰曆六月より十月頃まで即ち赤鰯の洲に上るときに限り鐵鞋を以て踏むことを  
 爲さず是れ若し誤りて之れを踏むときは其の毒針に螫さるゝの恐れあるを以て  
 なり

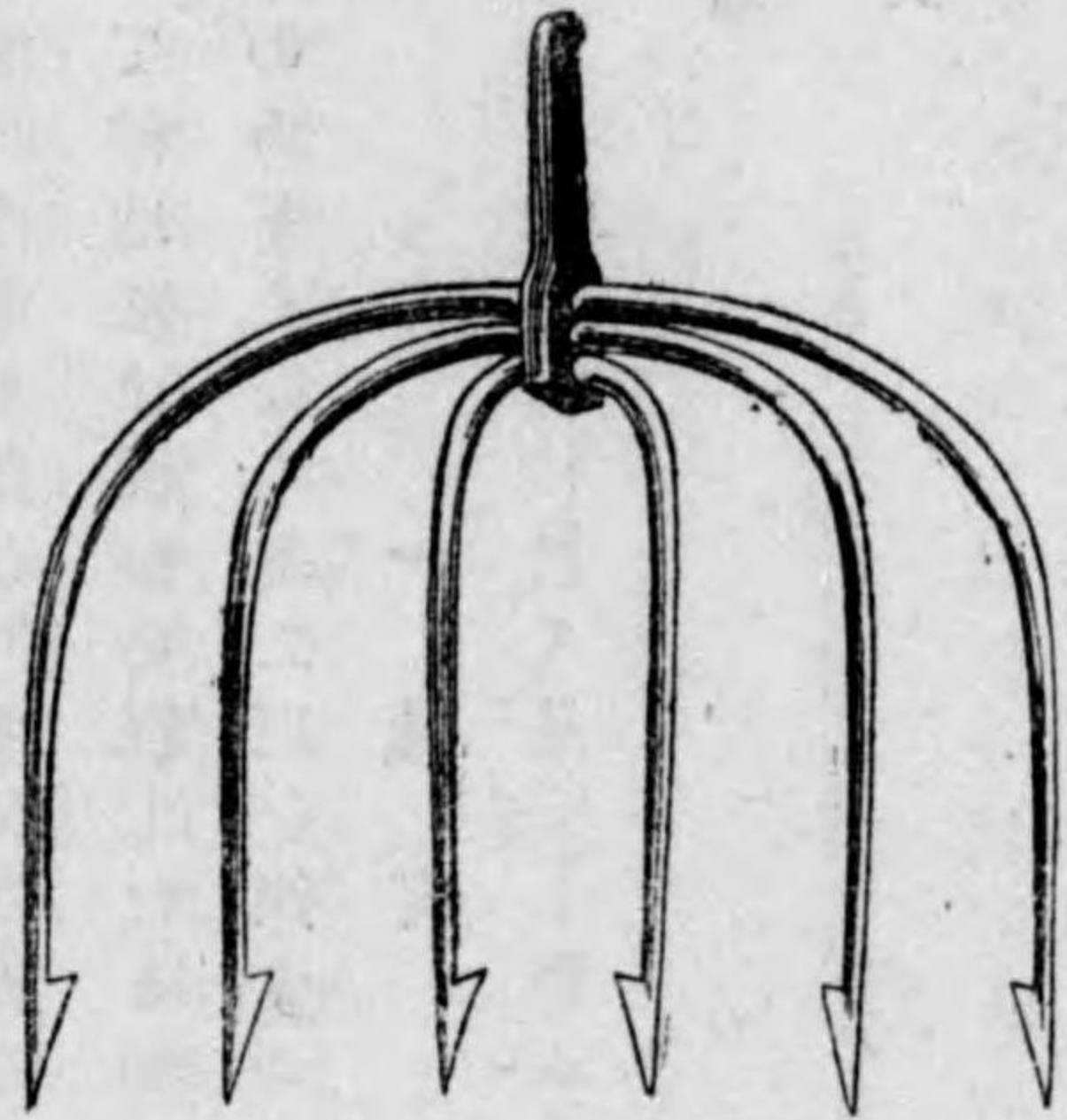
徒踏 第一圖



### 第二 流れ踏

流れ踏は船上より踏を下し突き捕るものにして第二圖に示すもの亦東京内灣に  
 て使用する所なり此具の尖頭は六條のものあり又四五條のものあり共に並列する  
 ものにして柄は竹を用ゐる長さ凡そ二尋と  
 す漁法は一艘の船に凡そ十人以上乗組み  
 漁場に至り船を潮流に横たへ各右舷の一  
 方に並ひ臺箱(魚を獲て收むる箱)に腰を掛  
 け踏を左方に置き船頭の令を待ち一齊に  
 踏を執り突き始むるなり而して魚を突き  
 得れば踏を前に擧げて捕ふるを常とすれ  
 ども魚若し稍や大なるときは踏を横に擧げ直ちに船中に落すなり故に此の際他  
 の漁人が之れが妨げとならざらん爲め一同踏を擧げて之れを避くるを例とす此

流れ踏 第二圖





漁を爲すの間船頭は櫂を操り船をして潮流に従ひ横さまに流れしむる様勉むるを要す季節は暑中を除くの外四時共に干潮の時を以て之れを爲す就中大潮の日の干潮時は最も良しとす又烈風の日は概ね休業するものとす漁場は川筋の落通りにて砂地或は泥砂の混したる地を宜しとす捕獲の魚は鰈、鯡、赤鯮の類なり此類のもの尙多く即ち其二三を録す

一 見 突

内灣の房總沿海に於て「見突」と稱ふるは大凡前者に同しと雖とも水中を覗ひ魚を

三 見 突



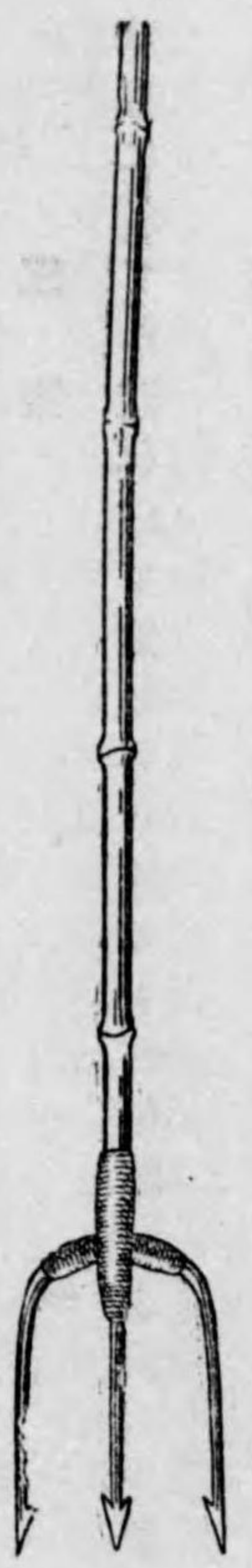
認めて而して又を下す故に見突の稱あり此の漁は風なく波穏かなる晴天をトし小漁船一艘に漁夫一人乗にて淺處に於ては伏したる魚を突き深處に在ては浮きたる魚を突くなり若し巨大なる魚を突き留めたるときは別に一本の稽を添へ足し二本を以て捕獲することあり此の漁は波の起りたるときは水底の魚を認むる

こと能はさるか故に風ある日には休業す獲る所は前者と同しく鰈、鯡、鯮等にして尙ほ大蟹をも突き捕ることあり該地に於ては此突具を「ヒシ」と云ふ

二 鯮 突

備後國御調郡向島の内立花村字觀音崎に於ける鯮突は漁具は通常のものなれども其漁法は他方に稀なる所のものなり即ち稽は鐵製三鉞にして山字形を爲し長

四 鯮 突



さ五寸許中央は稍々長くし各頭に逆鉞を設く之に長さ凡そ六尋の柄を附し其材は竹を用ゆ而して之に長さ二十尋の綱を附く此の具を鯮突と云ふ漁法は漁船二艘を要し其一艘には豫め捕へ置きたる鯮の雌を長さ十尋の麻繩に繫きたるを備ふ是れ雄魚を招く罔に供せんが爲めなり而して漁場に至り罔魚を海に放ち徐に船を進め麻繩を伸縮し魚をして常に水面に在らしめ以て雄魚を誘ふ他の一艘は

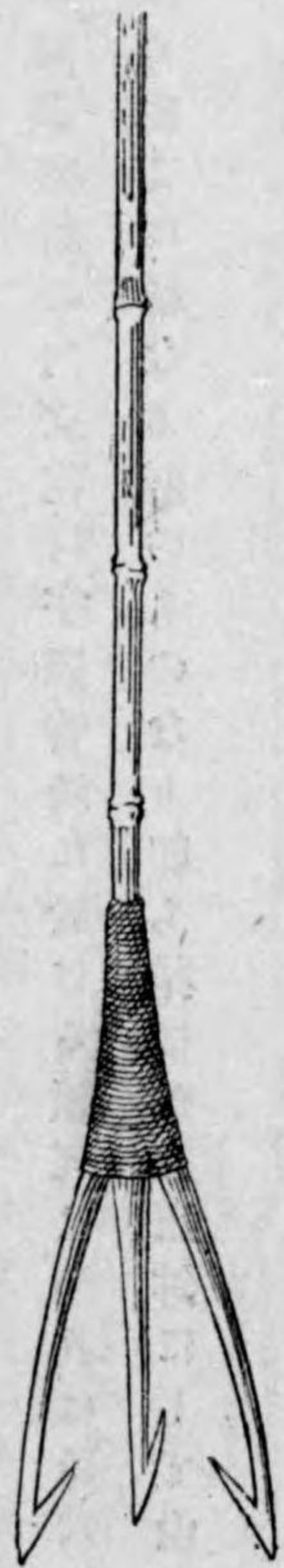


之に追尾し漁者は稽を執りて船頭に立ち囀魚の往く所を注視す既にして雄魚の來りて其雌を挑むを認むれば直ちに稽を投して之れを刺し柄に繋きたる網を取て之れを引寄せ纏網を以て抄ひ捕るなり老巧なる者は十投十中過まることなし故に此の漁業を爲す區域は僅かに方數十間の間に過ぎざれども時に頗る奇利ありと云ふ期節は盛夏の候四五十日の間とす該地に於て囀を用ひすして突き捕るものもあれとも獲る所甚た少なし

三 稽

肥後國天草郡に於ては稽を以て魚を突き捕るものを銚漁と云ふ全郡大抵之を爲

五 稽



さゝるなしと雖とも其の最も巧熟なるは中田村の漁人とす現今此の漁を以て營業とする船凡そ三十餘艘あり近年内海は十分の漁獲なきに由り對州及び朝鮮近

海に出漁するもの多し常に過半は客漁し數十日を経て歸帆とす捕獲極めて大なり其の稽は三銚にして左右は四寸八分中央は三寸八分とし之れに竹の柄を附す船一艘に漁人四人以上六人乗組む其の増減は漁場の遠近に依る此の漁は暗夜舷側に篝火を焚き水中を照らし深さ四尋以下にして山脚出沒暗礁起伏の處を漕ぎ廻り夜を徹して業を爲す突手に一番銚二番銚の稱あり一番の位置は船首とし二番は船の中部篝火の側に在り船は二挺の櫓を盪かして進行せしめ突手は各々稽を執り眸を凝らして魚を視ふ若し此の時水面連波を起し水底明瞭ならさるときは魚油を撒布して透明ならしむ而して魚を認むれば直ちに稽を下す其の之を下すや百發百中皆狙ひを違はず悉く魚首を貫く蓋し突魚の要は一稽の下に魚をして即死せしむるに在り若し誤て他の部局を突き魚を傷け半死ならしむるときは腐敗速かなるのみならず大に外形を損し市場に出して價頗る差あり此の漁の巧拙一に是に在りと云ふ突く所は魚の何たるを問はず苟も稽の力に堪ゆるものは皆以て捕獲するなり

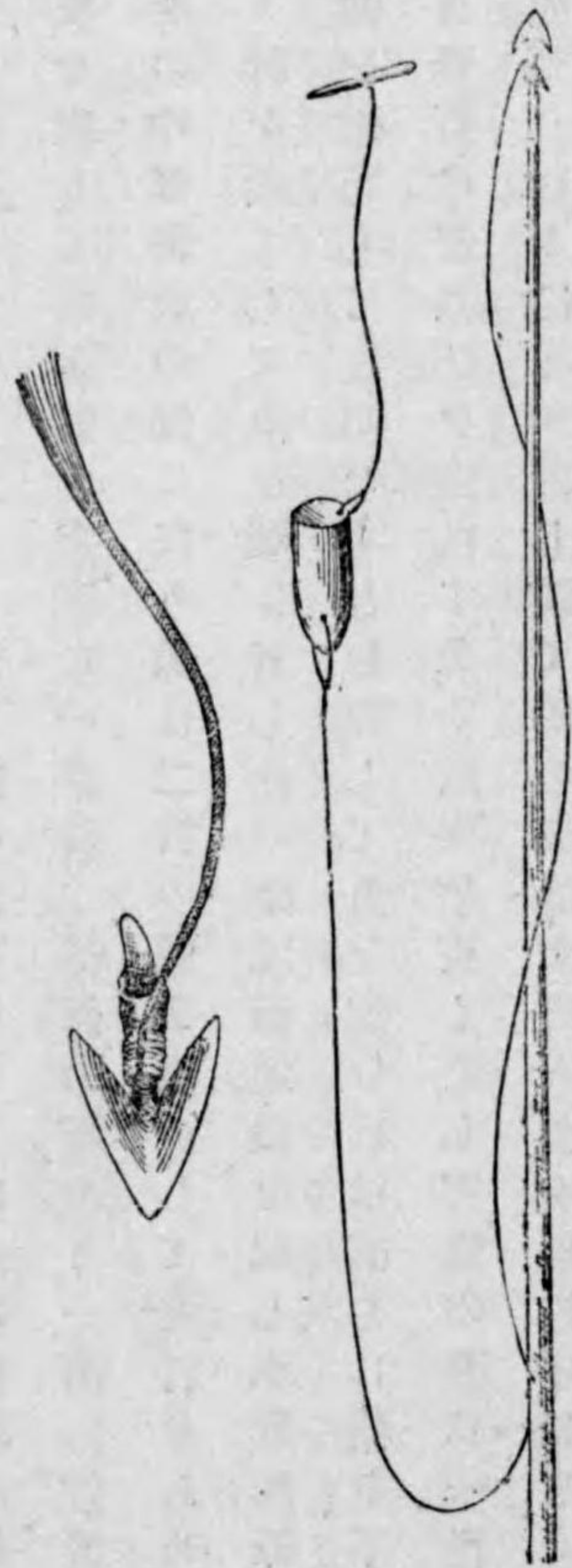
四 銚



安房國安房郡の外海富崎村邊にては近來一種の突具を使用す其の器は第六圖に示す如く形銛チリと同一にして至て小さく之に長さ八尺許の櫂の柄を箠め突具の軸を細き麻繩にて括り柄も亦同じく麻繩にて括り其二條の繩の末を集めて之を長さ七尋許の綱に繋ぎ綱の末は漁者の手に握るべく爲したるものなり元來魚類は

第六圖

銛



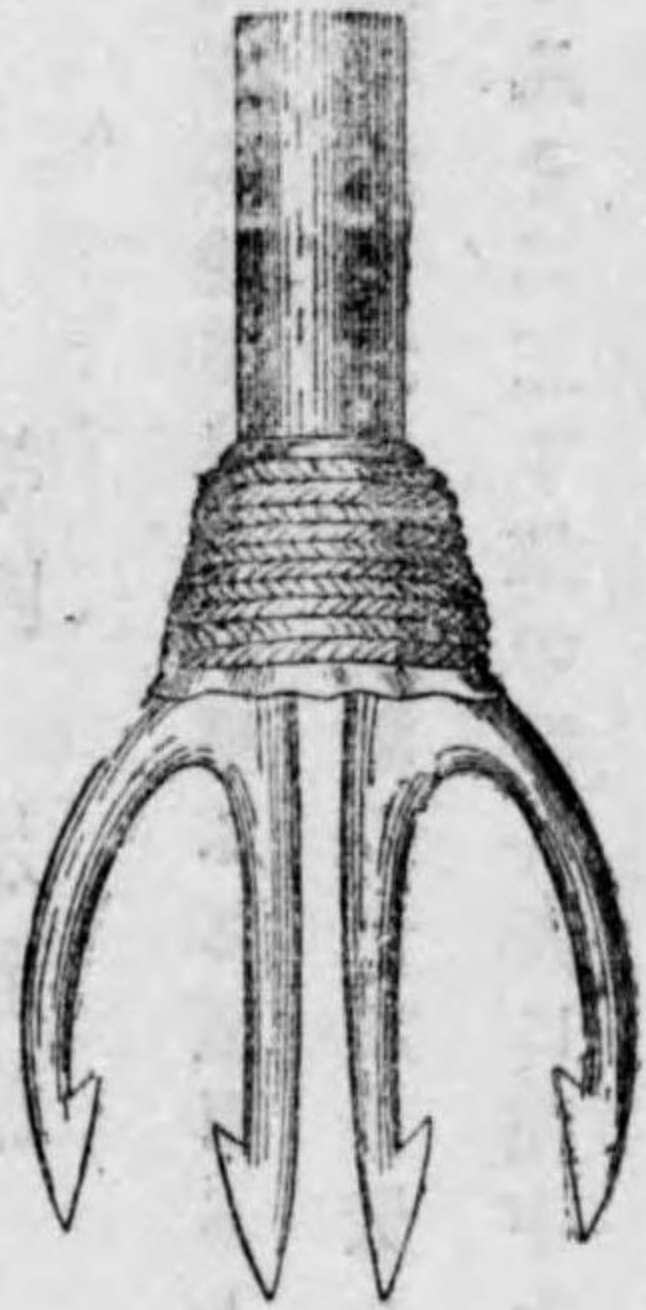
盛夏炎暑の候風無く波貼するときは皆海底に沈潜し眠るが如く敢て浮はさるものにて斯る日には海上に至るも漁獲なきを以て漁者概ね休業す因て其の間に乘し此器を携へ柄と綱と共に隻手に握り近海十尋以内位の處に潜没し魚の在るあ

れは其の何たるを問はず突て之を捕るなり若し魚の多くあるときは器を捨て其儘浮ひ出つれば柄は浮標となり海面に浮ぶを以て更に別器を執り復た潜入して魚を突く斯の如くするもの數回竟に浮標となれる柄を收拾し突きたる魚を捕獲するなり若し又勢力強き大魚に遭著したるときは數人聯合し一齊に潜入し交々銛を下して突き捕ることあり

### 第三 鮭 罾

北海道に於て使用する鮭罾は鐵を以て四銛を作り長さ凡そ三寸七分許にして之に二尋餘の木柄を附け罾と柄と接續する所に綿布を巻き其上を麻繩にて巻き固めたるものなり此の具は鮭の河流に游泳するを目撃すれば或は岸上より或は水中に入り直ちに之を突き捕るなり

第七圖 鮭 罾





### 第四 足形漁

筑後地方に於て足形と稱ふる漁事あり其期節は夏至の頃より始まり立冬の候に至る此の漁を爲すには潮の干方を量り沖合深さ三四尺位の所に至り潮の流れに沿ふて凡そ二三丁位の間各所に泥中を徒歩して足形を残り置く其深さ足首までを度とす而して履み始めと終りには竹棹を建て、目標とす斯の如くにして一晝

第八 足形漁の用鉞

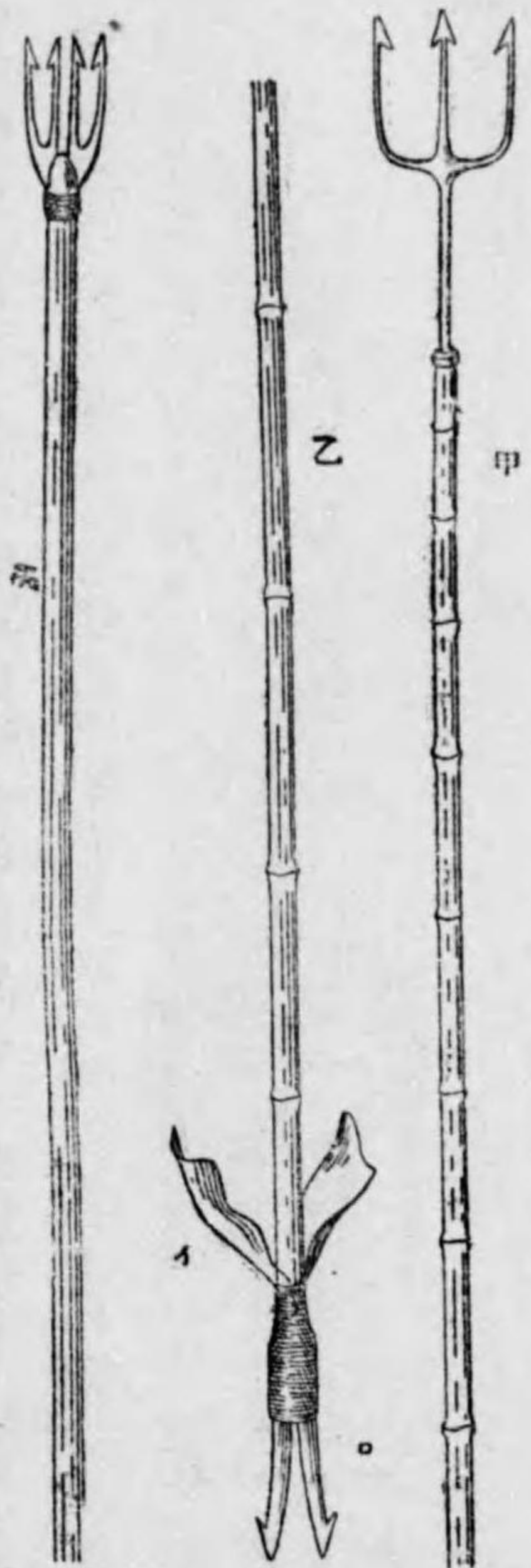


夜を經過すれば魚自から足形の中に来り此を巢窟となし潮上に向て棲止するか故に干潮の時足形を探りて其魚を攫み捕る若し海水深くして手の及ばざるときは足にて魚を履み鉞を以て突き捕るなり其鉞は二尖にして長さ四寸許之に長さ一尋許の竹の柄を附したるものなり或は魚を足の指に挟み捕る者もあれども是れ老練ならされは爲し能はず獲る所の魚は鞋底鰈石首魚フナコーナイ等なり

### 第五 海鼠突

海鼠の漁法は大抵鼠桁網を用ひるものなれども海底網を引曳するに堪へざる場所に於ては措を以て突き捕るものあり其の具は措の最も細小なるものにして軸

第九 海鼠突一具



甲 安藝國にて使用するもの  
乙 肥後國にて使用するもの  
イ 白木綿  
ロ 長一寸五分 跨り六分  
丙 北海道にて使用するもの

の長さ凡そ二寸五分鉞の長さ凡そ二寸位にして二鉞三鉞乃至五鉞のものあり之を竹竿の頭に嵌む竿の長さは海の深淺に従ふと雖とも大抵八九尺乃至三尋とす此に記す者は安藝國上浦下浦大芝の三漁場に於て専ら用ゐるものなれども地方に依り固より小差あり漁業の期節は十月より翌年三月までにして之を使用する



には小漁船一艘に漁夫一人或は二人にて潮流極めて緩慢なる處に船を停め水底を覗ひ若し漣波起れば油を點撒して透明ならしめ海鼠の在るを認むれば措を下して突き捕るなり然れども是等は皆淺處に用ふべきも十尋以上の深處にして殊に暗礁間に棲息する海鼠を捕らんこと頗る難しとす然るに明治廿三年第三回内國勸業博覽會に於て若狭國高橋權六の出品せる海鼠突具は能く深處に在るもの

海鼠突具 二



イ 胴輪  
ハ 心棒  
ニ 桁

を捕ることを得るを以て該地方にては多く之を使用すと云ふ其器は第十圖の如く總て鐵を以て製し圖中(イ)の胴輪は周圍三尺五寸厚さ二分高さ三寸許(ロ)の鉾は十二本あり各々長さ一尺太さ四分(ハ)の心棒は太さ二寸長さは(ニ)の桁より上二尺五寸(ニ)桁鐵は厚さ二分幅一寸二分にして全量總て二貫五百目あり上下の桁鐵は

胴輪に釘止めし尙は鐵鎖を以て心棒の下部に縛す上部桁鐵の所には白色の貝殻又は陶器を附着し以て其所在を見易からしむ心棒の上頭は手繩に繋ぐ其繩は麻製周圍凡そ一寸長さ凡そ十六尋にして澁汁にて染む此の繩を持ち器を海底に下し之を上下して海鼠を突くに深さ十五尋の處に在るものをも突き獲るの便ありと云ふ

### 第六 鮑捕磯鑿

磯鑿は潜水して鮑を起し捕る器にして志摩地方の方稱なり他方にては稱呼を異にす各下に記す抑も潜水漁業は本邦上古より行はるゝ所にして垂仁天皇の朝倭姫神宮御膳の御贄所定めに行啓ありて島國今の志摩國國崎島に湯貴の潛女を定め給ひけること倭姫世紀に見ゆ此の業を古は「カツキ」と云ひ其潛女をば「カツキメ」と云ひけり以て當時よりして女の業とせしを見るべし然れども男子も亦之を爲せしことは允恭天皇淡路島に濱し給ひて阿波國長邑の男狹磯に潜せさ遂に大なる鮑を獲給ひしこと日本紀に見えたり乃ち此の業の由來最も舊きを知るべし今



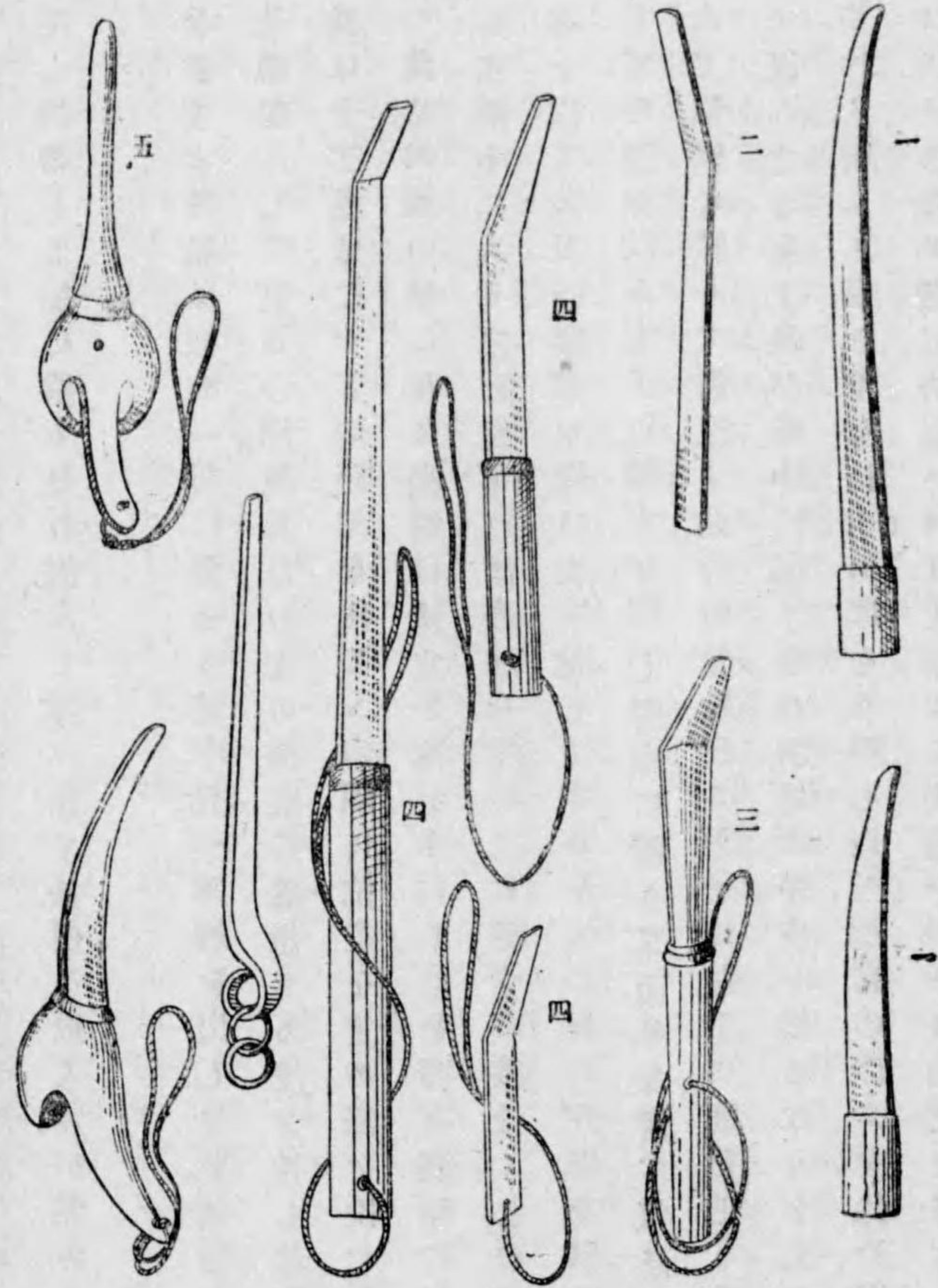
は「カツキ」と謂ふものなく「裸蟹」又は單に「アマ」と云ふ元來「アマ」とは漁人を汎稱する古言なりしも轉じて潜水漁にのみ用ゐることゝなれり前に述たる如く志摩國若志郡國崎村は垂仁天皇の時より今に至るまで一千八百餘年連綿として此の業を爲し最も舊き地なれども其盛なることは今は同郡石鏡村相差村等は却て國崎村の右に出づるに至れり

國崎石鏡相差濱島諸村に於ける裸蟹は皆婦人の業とし男子は之を扶け及び船を行るのみにして潜水せざるものとす漁業の季節は五月より十月までにして漁場は海底の深さ凡そ五六尋より十四五尋を極度とし巖礁に裙帶菜の簇生する所を擇ふ是れ鮑は裙帶菜を嗜食し此に聚まるを以てなり

磯鑿は鐵にて製し第十一圖に示すが如く筥狀を爲し長さ一尺二寸或は一尺厚さ三四分末に至て稍や薄く少しく反あり是に長さ二寸許の木柄を附す或は鐵の長さ七寸許柄の長さ一寸五分許のものを用ゐるものあり

漁婦潜水せんとするには先づ海濱に火を焚き全身に煖を取り其火中には石を投じ置き而して各小桶の四五升入なるに水を湛へ彼の石を火より取出し桶中に投

鮑捕具(磯鑿) 圖一十第



- 一 志摩國にて使用するもの
- 二 筑前國にて使用するもの
- 三 肥後國にて使用するもの
- 四 安房國にて使用するもの
- 五 陸前國にて使用するもの



すること數回にして其水を温湯と爲す大抵華氏の百八九十度許なるべし之に蓋を密閉し携帶して船に乗る是れ潜水し浮び出て後媛を取らんが爲めに備ふるなり

潜婦を載する各船は初め一所に集まり其中先づ四艘を出し他船其後に従ふ此四艘は先導船にして其日の潮流及び日光の海底に透徹する度を按し深淺を測り而して或は十丁或は二十丁の距離を隔て、四隅に位置を定め錨を投じ各船の至るを俟つ此時四艘の船に在る潜婦は適宜の棒を手にし舷を叩き諸船に至れと告ぐ諸船其四隅中に入り錨を投ずれば亦舷を叩て之に應ず其聲全く止むに従て潜婦は白布を以て頭及び腰部を纏ひ衣を脱して半身を海に投じ左舷を舷に掛け身を垂下して呼吸を試み右手に潮水を掬し船中に灑き又面部を濡す氣息既に定まるに及んで錨綱に縁りて潜没す此の時船に在る男子は左手に鰭を把り右手に柄杓を取て汲み之を海上及び船中に灑く是れ潜婦の平安を禱るなりと云ふ而して右手に引棹と稱ふる長き竿を持ち海底を注視し以て潜婦の浮ぶを待つ潜婦は初め潜入するとき豫め腰に方言「スカリ」と稱ふる網囊を帯ひ且磯鑿を挿めるを以て既

に海底に達し鮑を認むれば磯鑿を取て巖礁に附着せる鮑を起し捕り之を「スカリ」に收む之を捕るには迅速に鑿を突き入れ咄嗟に起し離すを要す若し誤て貝に觸れ鮑に感覺を與ふれば忽ち巖礁に密着し容易に離るゝものにあらず此時若し力を極めて捕らんとれば貝は破碎するも肉は尙巖礁に附着して離るゝことなし故に必ず快手ならざるべからず

既にして潜婦は其呼吸の迫らんとするに先たち鑿を腰間に挿み浮上すれば此時船上の男子は海底白布の浮かはんとするを視て直ちに引棹を下し潜婦をして之に縁らしめ竿を引き以て其浮上を扶く潜婦已に浮べば左手は舷に據り右手は面を撫し息を呼す其聲吹笛の如く人をして轉た勞苦を想ひ悲哀の情に堪へざらしむ既に呼吸し畢れば獲たる所の鮑を船に移し而して潜婦は又右手に潮水を掬して船に灑くを例とす其潜入時間は長息の者五十秒より一分時間を極度とす一潜の捕獲多きは四五枚に至る既にして其氣息常に復するに及べば復た潜沈す斯の如く浮沈すること暖和の候は七八回炎熱の時に至れば十三四回に及び業已に畢れば潜婦は船上より直ちに嚮きに貯へたる所の桶の湯を頭上より浴し一時媛を



取り頭及腰の白布を脱し乾きたる衣を被り一齊に歸る一行の捕獲二三貫匁より四五貫匁に至る既に岸に上れば前の如く焚火に煖を取り體温を復さしむ此の漁業は老練者にあらざれば之を爲すを許さざるものとす

此出漁には一船に男子一人潜婦は一人或は二人とし二人を過ぎざるものとし其男女は必ず夫婦若くは親子にあらざれば船を同ふせず若し止むを得ざる事故あれば兄弟姉妹の者とす是れ其舊慣なり蓋し潜婦の海底に潜沈してより男子船に在て呼吸の長短緩急を考へ其の頭腰の白布に注目し竿を下して其浮上を扶くる纜に其機を失へば則ち生命を誤る是れ肉親に非ざれば船を同ふせざる所以なり其潜婦は三十歳以上の者とす之を婦人の業となせるは女子は呼吸長くして頗る潜沈に堪ゆるも敢て險を冒さざるを以て過誤少なく男子は剛壯を恃み己に氣息の盡きんとするも猶獲んことを貪るものありて爲めに過誤多きが故なりと云ふ又未だ此の業に熟練せざる少女の浮桶を携へ近岸に游泳して各自随意に漁することを許す其海の深さ六七尋の所にして桶と己れの體とを長ぎ苧繩にて繋ぎて潜沈し獲る所あれば浮びて之を桶に入れ身勞すれば縁り憩ふものとす此の漁法

に於ては大抵過失なしと云ふ用ゐる所の磯鑿は前者に異なることなし

志摩地方は舊慣に依り鮑捕潜水業は村内一齊に船を出し其先導者は日々交番するものとし一己の專業を許さず但し各自に桶を携帶し捕漁するものは別に制限なし又別段なる蕃殖保護法の設けなしと雖も石鏡村の如きは舊來鮑の小なるものは捕るべからざるものとなし同郡安乗村にては小鑿を使用せず故さらに捕獲に不便ならしめ以て稚小のものを保護するを舊慣とすと云ふ

#### 一 筑前地方の鮑漁法

筑前地方に於ける潜水鮑捕りも亦婦人の業とすれども前者三重縣のものとは其趣を異にする所あり今其異なる所を記さんに漁場の深さは五尋乃至九尋にして老練なる潜婦も九尋泳ぎ入るを極度とす使用する所の具は長さ一尺一寸幅七分許にして總て鐵にて作り其一端三寸五分許の間を上を反らし別に柄を設けず漁法は船一艘に男子一人船頭となり潜婦二人又は三人を載せ随意に出漁す其潜没するに臨み腰に藁帯を装ひ藁帯の事は用器の部に掲ぐ右の腰に鮑の貝殻を挟み左



の腰に鐵篋を挿みて泳ぎ入る一沈毎に貝一枚を得之を手にして浮ぶを常とするが故に別に網囊を帯びず若し一回にて捕獲し得ざるか又は貝の群集する處へは右の腰に挟みたる鮑殻を取り之を裏向にして残し置き海面に出て氣を養ひ而して復た海中に入り鮑殻の光輝を目標として其處に至り捕獲す其身體の冷るに及んでは船中に火を焚き煖を取りて後復た潜入す其潜婦の浮ばんとするとき男子は竹竿を下し之に縁らしめ浮上を扶くるが如きは前者志摩國の方法に同じ

### 二 安房國に於ける鮑漁法

安房國 海及び上總國夷隅郡に於ける潜水鮑捕りは往時は婦人の業なりしが今は概ね男子にして女子は稀なり其器具は「イソガチ」又「カツガチ」と概稱すれども其中又三様あり一は鐵の長さ一寸厚さ四分位の鑿にして頭の方は幅三分許通常の鑿の刃の如く薄くして之に長さ八寸許の丸き木柄を附け握るに便ならしむ方言之を「エノミ」と云ふ二は巖石突兀たる場處に於て用ゐるものにして鑿の長さ六寸許元の方は幅八分厚さ三分頭の方は幅三分位とし柄を附けず故に方言「エナシノミ」と云ふ三は巖窟狹隘にして身體の動作不自由なる處にて用ゐるものなり鑿の

長さ一尺五寸幅八分厚さ四分許にして頭の方は幅三分位に作り之に長さ一尺許の木柄を附く方言之を「ナガエ」と云ふ漁法は一漁船に潜夫五六人と舵子一人乗組み潜夫は方言「スコシ」と稱ふる囊状のものを以て陰部を包み犢尾褌に代へ腰に一條の繩と網囊方言「タマリ」を着け「イソガチ」の柄に結びたる繩を首に掛け二人づゝ交互水中に入る漁場の深さは十三四尋位に及ぶ其深處に於て鮑を捕り「タマリ」に滿るときは「タマリ」に接続したる腰繩を解き放し「タマリ」は海底に置き其儘潜夫は海面に浮び出づ腰繩の一端は船上に在る舵子の手にある故に後船より引揚ぐるなり其他の方法は大抵前に記したる所に同じ該地方にては近年水眼鏡を掛けて潜入するもの多し水眼鏡の事に就ては猶下條に言ふべし

### 三 肥後國に於ける鮑漁法

肥後國天草郡二江村の潜水漁業は皆男子にして其術に精練なる恐らくは之が右に出づる地方なからん其漁獲物は獨り鮑に止まらず各種の魚類を捕へ又は雞冠菜を採ると雖も其鮑を捕るの器は前者安房國の「エノミ」と形を同くし鐵の長さ六寸四分許其先き二寸七分許は上に反らし元の方は幅一寸厚さ三分五厘許先きには



至て殺ぐ網囊も略ぼ安房國のものに同じ漁場は定まりなく漁船一艘に五人以上乃至八人位乗組み壹岐對島朝鮮等の海に出漁し短きも五六十日長きは三四ヶ月を経て歸航す大低周年客漁を専らとす其海に潜入するには近年水眼鏡を掛る(形状は用器の部に掲ぐ)之を用ゐるには初め先づ海水を汲み眼鏡を浸して左右の空氣囊を柔かならしめ護謨の小管より空氣を吹き込み鏡内に充實せしめ栓を以て管口を塞ぎ之を掛くるなり潜水の時間は人毎に長短均しからずと雖も大抵七八十秒より長きは百一二十秒に至り深さは三十尋に及ぶ其深處を探るに當りては沈底に時間を費し海底に達する頃早く呼吸切迫し勞働の暇なきに依り鉛板を提げ體量を加へて沈潜を速かならしむ

#### 四 陸前國に於ける鮑漁法

陸前地方の潜水鮑捕りは安房國のものに略ぼ似たれども其器は方言「ナサシ」と云ひ形狀を異にす即ち柄の外に出でたる鐵の長さ六寸五分柄は杉を以て作り之に鑄を設く蓋し巖礁に觸るゝも手を傷ふことなからんが爲めなり其柄の最端に孔を穿ち麻繩を通し之を肩より左の腋下に引懸け海中に入るなり

### 第七 鮑 突

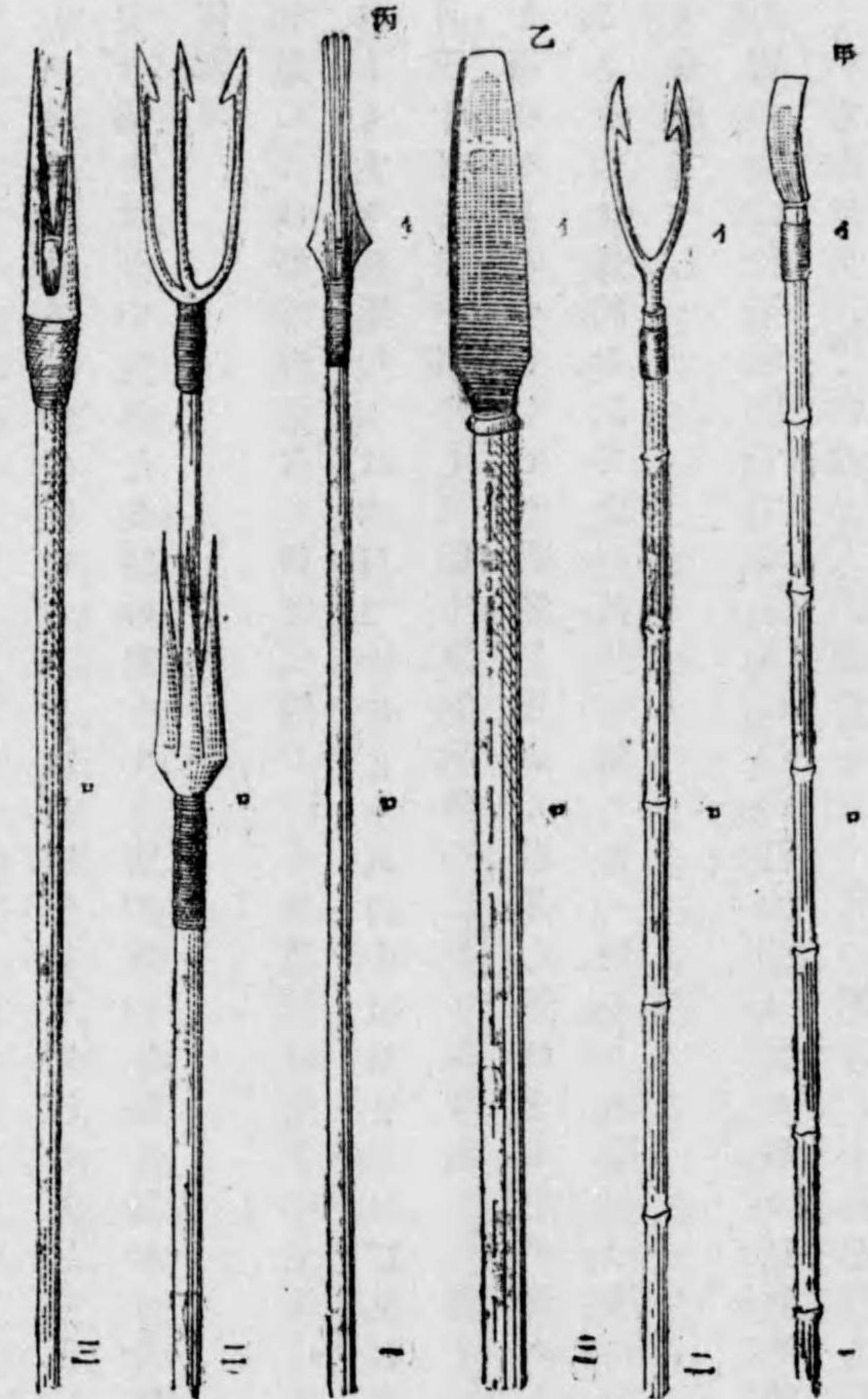
鮑は北海に於ては夏季も突て捕れども其餘の地方は夏は専ら潜水漁を爲し冬時に至れば積を用ふるもの多し是寒冷の候には潜水し難きのみならず塵埃沈淀して海水透明突具を用ふるに便なればなり

此の漁具は二種を併用すべきものにして其一是鐵製の筧状のものに柄を附したるもの其一是二銚若くは三銚の積なり之を使用するには漁船一艘に漁夫一二人乘にて鮑の棲息すべき岩礁ある處に至り先づ油を海面に點滴して水中を透明ならしめ(志摩地方にては米糠を口に含み之を海面に吹散して水中を透明ならしむ)而して鮑の岩石に附着するを見れば先づ鑿状の具を下し鮑をば附着せる岩石より突き落し次に積を以て腹部及び口邊を避け身肉を刺し之を引揚げ捕獲するなり

此漁具は各地方に依り形狀に小差あり又其稱呼を異にす故に其二三を圖出し之に稱呼を附す



二 突 鮑 圖 三 十 三

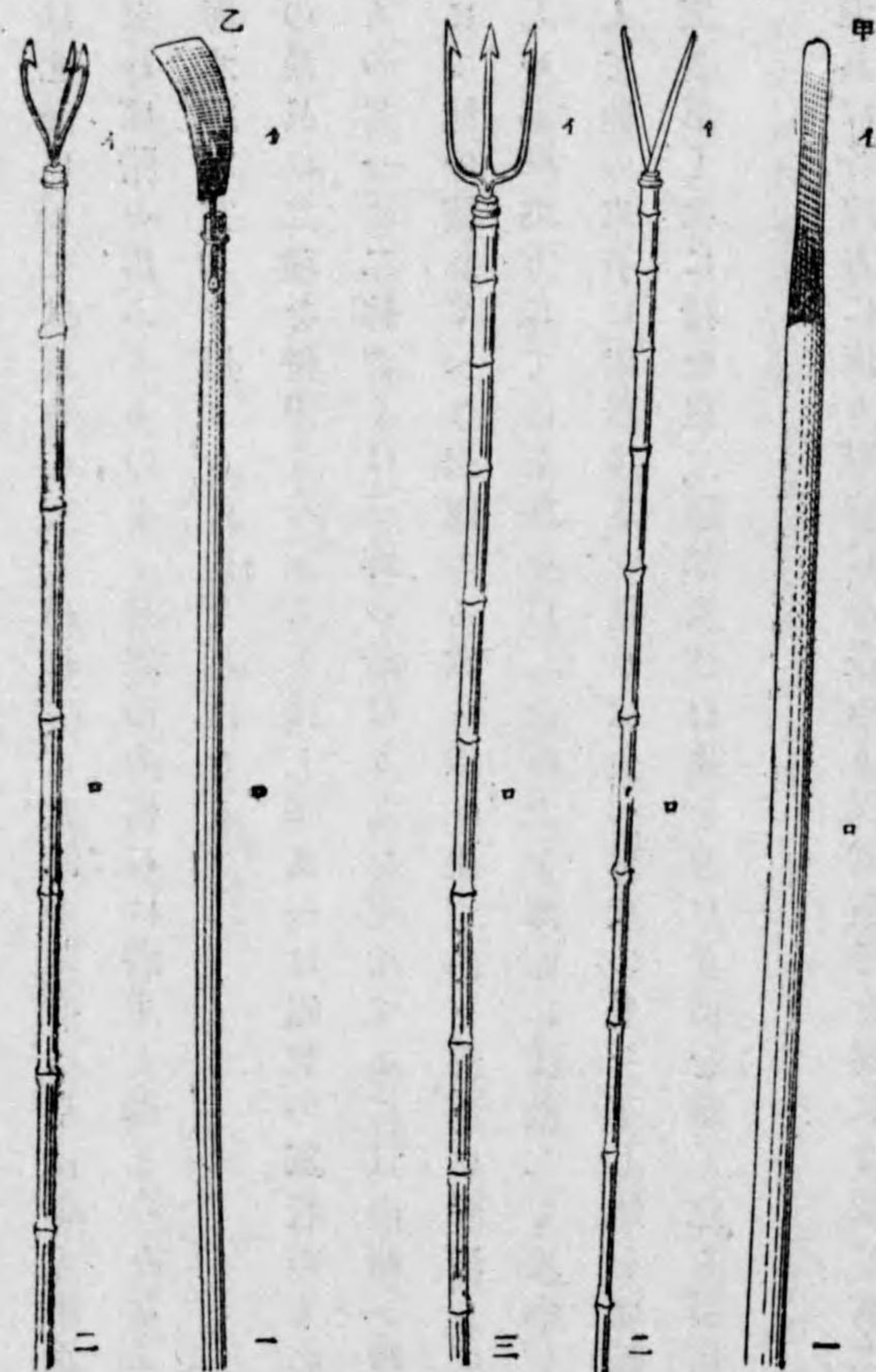


甲 阿波國にて使  
用するもの  
イ サリノミ  
長二寸五分  
先端幅一  
寸二分  
柄女竹長  
六寸  
ニ コンガツ  
イ キ  
長先金屬  
五寸  
女竹長  
六寸

乙 肥後國にて使  
用するもの  
イ 穂先金屬  
長四寸七分  
分幅先端四  
分  
柄元七分

丙 北海道にて使  
用のもの  
一 ニカラリ  
三 磯指

一 突 鮑 圖 二 十 三



甲 志摩國に使用す  
るもの  
一 長又起鑿又  
貝突 鑿屬長一  
尺二寸  
イ 柄五間  
ハリビシ  
二 穂先金屬長  
各二寸五分  
各柄竹長二間  
乃至五間  
三 貝突  
イ 各種先金屬長  
各三寸  
柄竹長五間  
半

乙 筑前地方にて使  
用するもの  
一 穂先金屬長  
七寸先端幅一  
寸二分  
元原  
二 柄木周二寸  
五分  
ニ 鮑突  
イ 穂先金屬長  
各二寸五分  
柄竹長五分  
一 海の深さより  
一定せず



此漁業は前に述べたる如く冬季に爲すを多しとすれども中には夏季に於てのみ爲すの地あり筑前地方の如きは則ち然り其説に曰く鮑は海中寒冷なるときは温暖なる岩窟に棲み海中炎熱なるときは岩窟を出て冷涼なる岩石上に棲む故に之を突き捕るは海中炎熱なる時の業とすと説の當否は姑く論せず今實況に依り茲に附記す

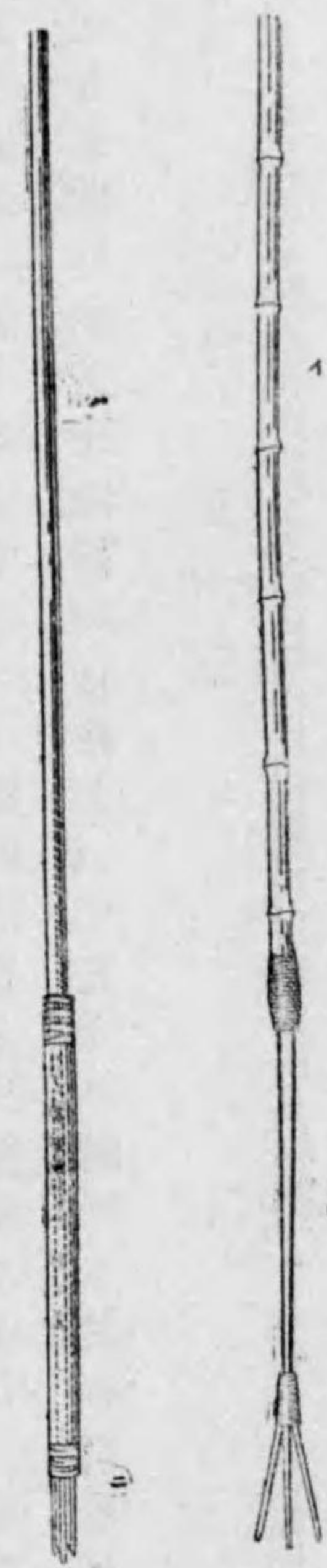
北海道にては潜水漁業なく皆突て捕るのみ其漁期の如きは土地に依り大に差異あれとも尤も普通なるは六月二十日より八月十五日まで及び九月二十日より十一月三十日まで之間にして即ち夏鮑秋鮑の二期となす而して海中を透見するに油を用ゆるもの少くして水眼鏡を用ふる者多し然れども之が爲め濫獲の弊あらんことを恐れ規約を以て之が使用を禁じたる地あり水眼鏡の事は用器の部に詳記す參觀すべし

此の器の柄に竹竿を以てするときは竿の浮力強き爲め往々正鵠を誤まることありしが志摩地方にては或る人の創意を以て竹の節毎に小孔を穿ちしより海に入るれば竿心に水を含むが爲め重力を添へ大に使用の便を得たりと云ふ此の事たる獨り鮑突に止まらず他の突具に向ても宜しく應用すべし

第八 榮螺突

榮螺は挟み捕るを多しとすれども突き捕るものも亦之あり其突具は土地に依り小差あれども今因幡地方に於て使用するものを記さんに稽は第十四圖の如く二様あり一は鐵製にして長さ九寸五六分毎銖方四分許あり之に堅材を以て長さ四

第十四圖 榮螺突



イ 柄竹長さ  
三間  
ロ 木根元周  
二寸五分  
ニハ 柄先長一  
尺四寸

圍二寸五分許に作りたる柄を附け猶其上に長さ三間周圍二寸五分許の竹柄を繼ぎ足したるものなり其一も亦鐵製にして長さ一尺四寸重量凡そ百匁位之に長さ五尺程の櫛の柄を附けたるものにて猶其櫛の柄に更に竹の柄を繼ぎ足して使用す竹柄の長さは水の淺深に従ふものなるが故に一定せず之を使用するには海岸



巖角の上よりするあり船上よりするあり若し風波あるときは鎮波油を點滴すること他の海鼠鮑等を捕るときに同じ

### 第九 西施舌突

安藝國下浦漁場に於て使用する「ミル貝刺」は長さ四五尋の竹竿に長さ二尋の樫棒を接続し其末端に幅五分側面八分長さ一尺五寸の鐵鉞を嵌め胴金を以て之を緊

第五十圖 突ヒクルミ



束す漁業の期節は十一月より翌年四月までの間にして漁者一人一具を携へ西施舌の棲息する所を覗ひ徐に突具を下して之を突き一枚を獲る毎に引揚げ捕り收むるなり

尾張國知多郡篠島に於て使用するものは前者と其形を異にす即ち第十六圖に示す如く頭より末に至るまでの長さ二尺四寸餘頭の半片に逆鉞を出したる鐵製の

第六十圖 突ヒクルミ



ものにして之に竹の柄を附す漁期は二月より四月までの間にして本島磯端寄洲の所に於て満潮干潮共に稍や潮の淀みたるとき船上より砂中を突き以て捕獲するものなり

### 第十 玉珧突

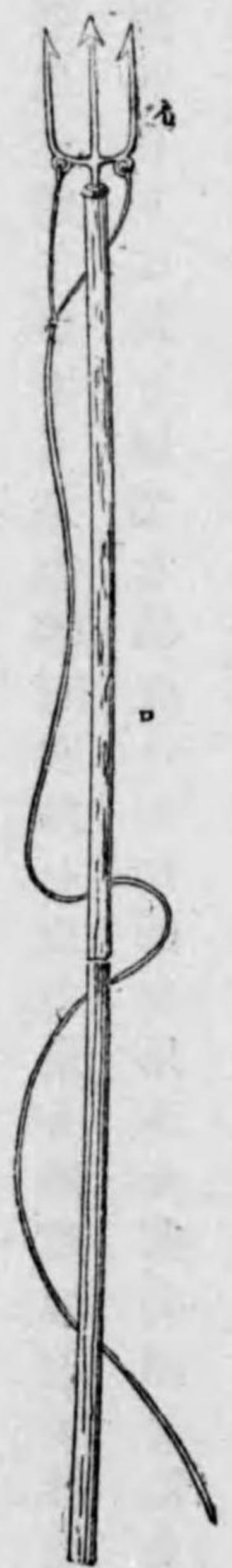
玉珧は各地に産すれども筑後國有明海を以て最も饒産地とす該地に於て玉珧を捕るに淺所にては鉤を以てし深所にては鉞を用ふ今其鉞漁を記さんに鉞は三尖にして長さ六寸許中央の鉞は少しく長くし山字狀を爲し各頭には逆鉞を具ふ下方には左右に鐵環狀のものありて此に麻繩を繋ぐ之を鉞繩と云ふ柄は樫にて作り長さ三間許とす

漁法は小船一艘に漁夫三人乘にて出漁し先づ潮横に凡そ三四十間を隔て、兩方



に竹竿を建て之に繩を繋ぎ一人は其繩を手繰りて船を進め一人は鉞繩を持ちて船の表板に立ち一人は船腹に立ちて船の進行に任せ鉞を泥中三四寸位に突き入る貝あれば鉞に觸るゝを以て船を止め表板に在る者は鉞繩を手繰り捕獲す是れ

圖七十第 玉球突



イ 穂先金屬  
長さ各六寸  
柄 徑  
長三間

深さ五尺以上の所に於てするの漁法なり是より淺き所の漁法は鉤具の條に記述すべし期節は四時を分たすと雖も大雪の頃より穀雨までの間を専らとす

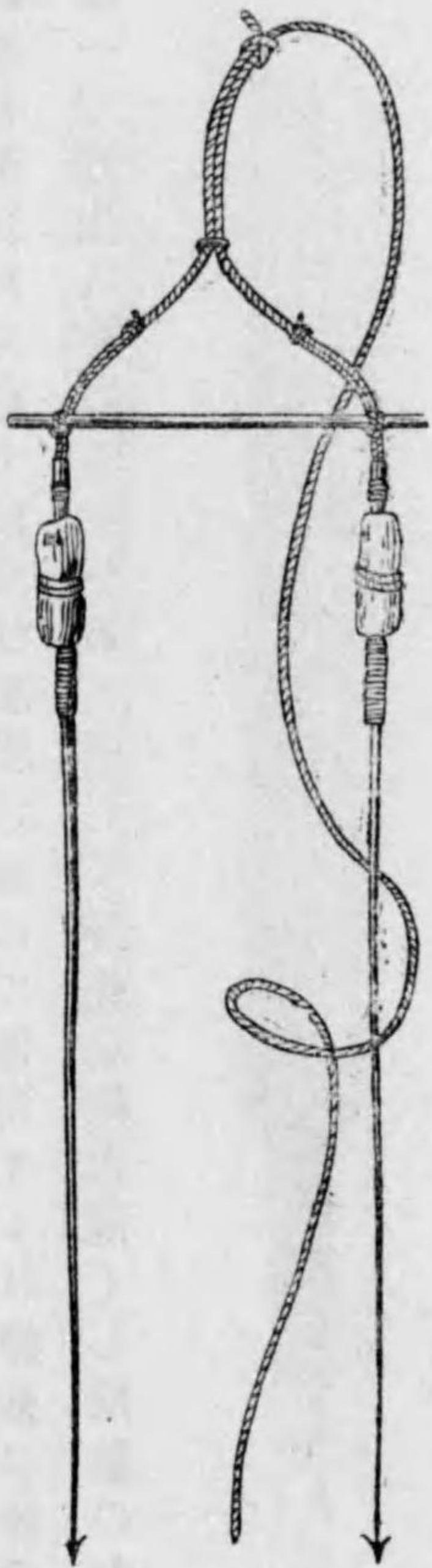
### 第十一 竹煙突

竹煙は各所に産すれども就中豊前國企救郡小倉近傍は最も著名の饒産地とす該地に於ける竹煙突漁業は四季の別なしと雖ども殊に立冬の頃より穀雨の候までを最とす漁場は深さ三尋乃至八尋位にして潮流急迅海底は粘土質に多く砂礫を

混じたる所なり

漁具の構造は檜の木の長さ一尺餘なるを横たへ其左右に長さ三尺の鐵鉞の尖頭に逆鉞あるを麻繩にて吊り下げ鐵鉞の元には重量三百五十匁の沈石を括り付け其上に長さ三十尋餘太さ徑五分許の麻繩を附く之を鉞繩と云ふ

圖八十第 竹煙突



漁法は漁船一艘の漁夫六人乗組み内一人は船頭なり各自鉞四具を携へて出漁し先づ潮上に錨を下し夫より漁夫は船中の各處に分列し舷に倚り跪坐し四具の鉞を合して海底の砂礫中三四寸下まで下し鉞繩を兩手に持ち上下しつゝ潮流を下る而して凡そ二十分間位毎に引揚げ鉞に刺されたる竹煙を捕り收むるなり

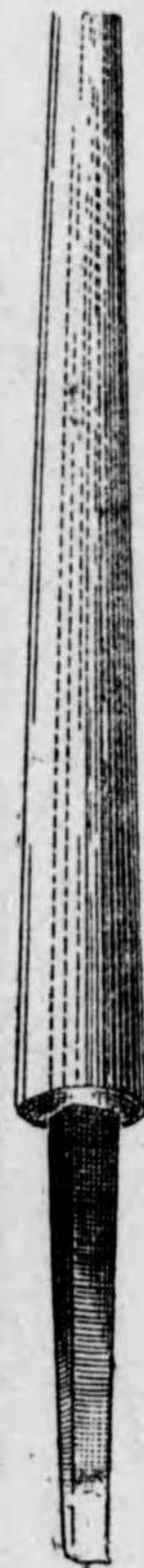


### 第十二 牡蠣起カキオコシ

牡蠣起は岩礁に附着せる牡蠣を起し捕るの具にして概乎俗に「オキガキ」と稱する種類のものに用ふ

因幡國岩井郡岩戸村海士島及び駟馳山邊にて使用する牡蠣起は鐵製にして長さ八寸幅一寸及先八分厚さ五分あり而して刃先を漸次薄くし狀鑿の如く之に松の

第九十圖 牡蠣起



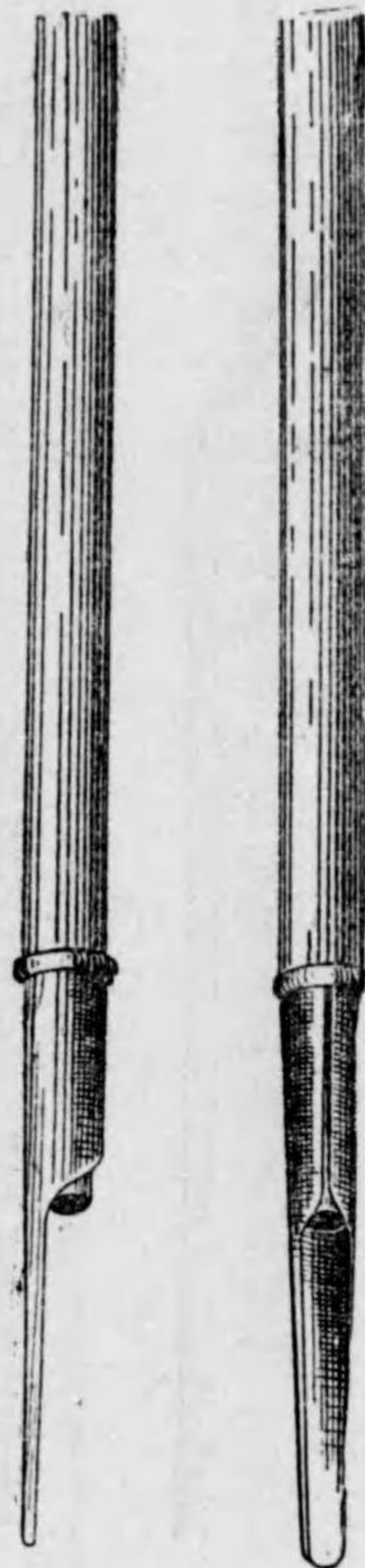
木の長さ一尺三寸許の柄を嵌む

漁業の期節は六月より九月までにして漁法は小漁船一船に漁夫三人乘にて海底の深さ八尺より六丈までの處に漕き出し而して漁夫此の具を携へ水中に潜入し牡蠣を剥き起して浮ぶ多く得るものは一沈して四五個を捕ることあり此の漁は専ら晝間の業とす

### 第十三 カナサイ棒

カナサイ棒は土佐國吾川郡甲殿村カウジに於て専ら牡蠣を捕るに用ゆるの具なり同村の牡蠣は其肉最も肥大にして同國の名産とす此の具は第二十圖に示せる如く鐵製にして元は圓く中央部より一面を殺き其元に木の柄を嵌めたるものなり此の

第九十二圖 カナサイ棒



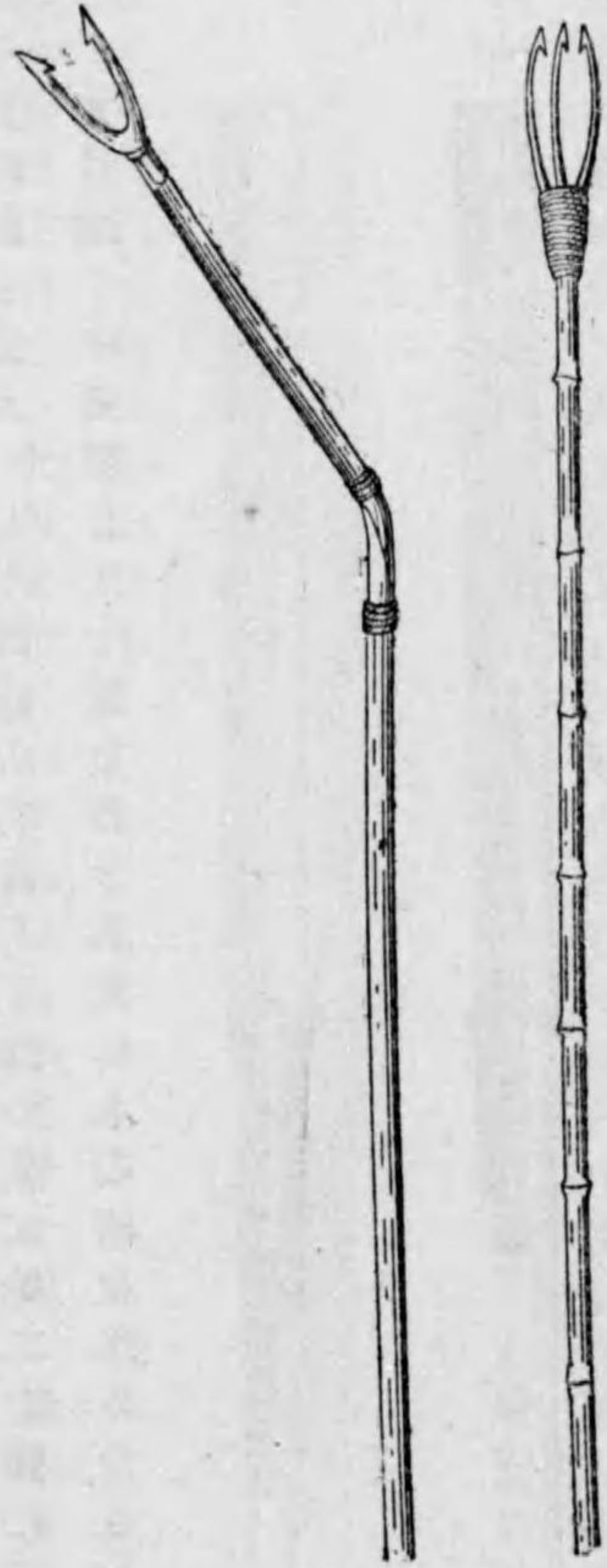
漁を爲すには初め先づ海中に潜り入り暗礁に牡蠣の附着せるものある處を見定め一旦浮び出て後此の具を以て四五尋の深さの處までも狙ひを定め之を突けば牡蠣は岩礁を離れて水底に落つ因て復た水中に潜入して之を拾ひ而して其獲たるものは側に碇を附けて浮べたる所の桶中に取り入るゝなり



### 第十四 章魚突

章魚突は所在之を爲せども薩摩國揖宿郡岩本浦は此漁に名あり其措は鐵製長さ八寸徑三分にして頭に逆鉞を具ふる者三本を合せ其逆鉞を内にし結束して鼎足

圖一十二第 章魚突



狀を爲さしめ之を竹竿の頭に附け麻絲を以て堅固に巻く竿の長は凡そ四尋とす漁夫之を携へ磯邊の岩礁ある所に至り水底を覗ひ魚章の潜むを見れば先づ竿を下し竿頭を以て之を玩弄するが如くす章魚怒りて礁上に蟠坐するに至るを待て

措を延べて之を突き捕るなり海底の深さ二尋乃至三尋の所とす若し風浪あれば鱈の肝油を水面に點して透明にす之を照し油と云ふ此具の逆鉞は甚だ銳利ならざるを良しとす若し銳利に過ぐるときは章魚の突かれて狂躍するとき大に其の肉を破るを以てなりと云ふ此の具は章魚の外他の魚類をも突き捕る事あり

### 第十五 泥鼈突

泥鼈<sup>スッポン</sup>は夏季に在ては専ら之を釣獲すれとも冬時深泥中に潜伏するに及んでは固

圖二十二第 泥鼈突



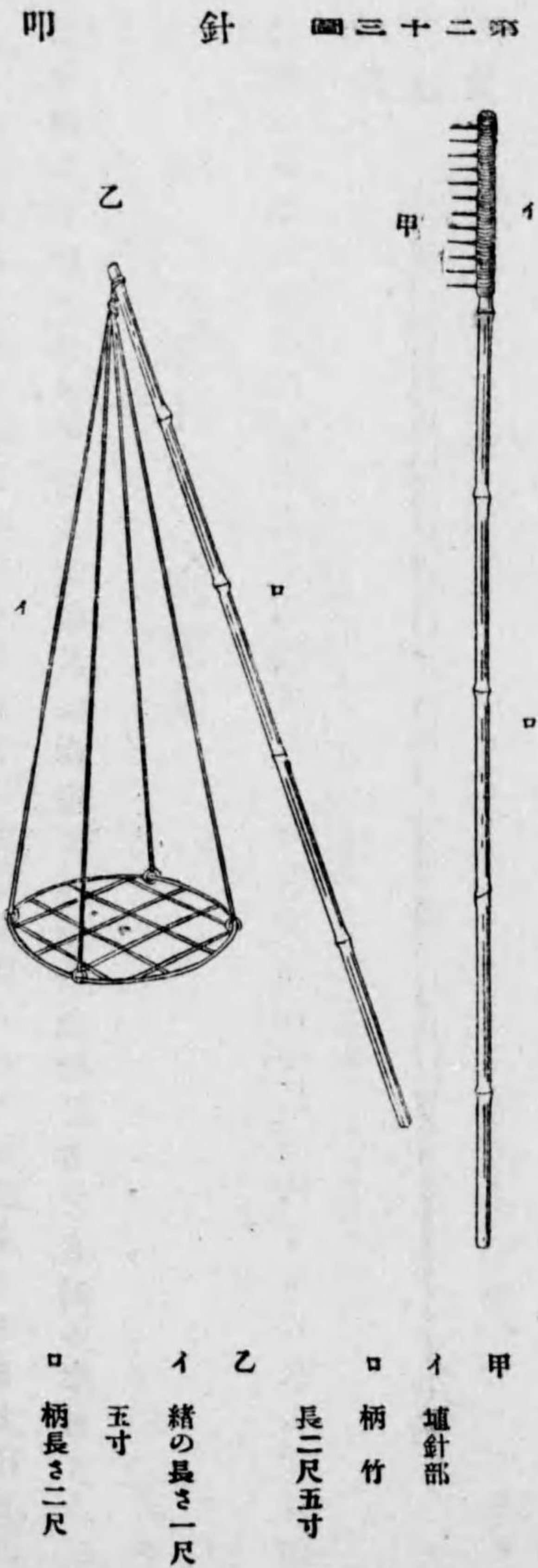
より釣ること能はず故に此の時に於ては其潜伏する所を覗ひ突具を以て突て之を捕ふるなり其具は長さ凡そ一間二三尺許の竹竿の頭に長さ凡そ七八寸の鐵鉞一條を嵌め胴金を以て之を締括したるものなり是れ備後國蘆田川筋に於て専ら用ふるものなり



### 第十六 針叩ハリウチ

伊豆國加茂郡に於ては針叩と稱する鰻の漁法あり其器は第二十三圖に示す如く

第三十二圖



長さ二尺五寸許の竹竿の頭に夜着綴ちなどに用ふる縫針を幾本となく駢列して針と針との距離二分位とし糸を以て針元を竿に結び固めたるものなり之を使用

する季節は五月より七八月頃迄とす先づ左手に乙圖の如き鐵線製の器に篝火を焚きて持ち右手に前記の器を執り黄昏より十時頃まで水田の畔を見廻るなり鰻は夜間食を求めて田畔の邊に來り遊ぶものなれば之を見當りなば甲圖の器を以て頭尾を嫌はず力を極めて叩くべし然るときは鰻は針に刺されたるに驚き直に其柄に巻き附きて落ちることなし因て之を捕へて籠に收むるなり此法を以て捕獲したるものは十の八九までは死することなし

### 第十七 鐵 楔

此の器は釣餌に供する爲め尖頭を岩の罅隙に刺し入れ之を碎抉して其中に棲む所の「イハムシ」を捕ふるに用ゐるものなり所在之を用ゐれども茲に圖するは渡島

第四十二圖  
鐵 楔



國上磯郡釜谷村にて使用する所なり該地の方言「ツサビ」と云ふ恐らくは「クサビ」の



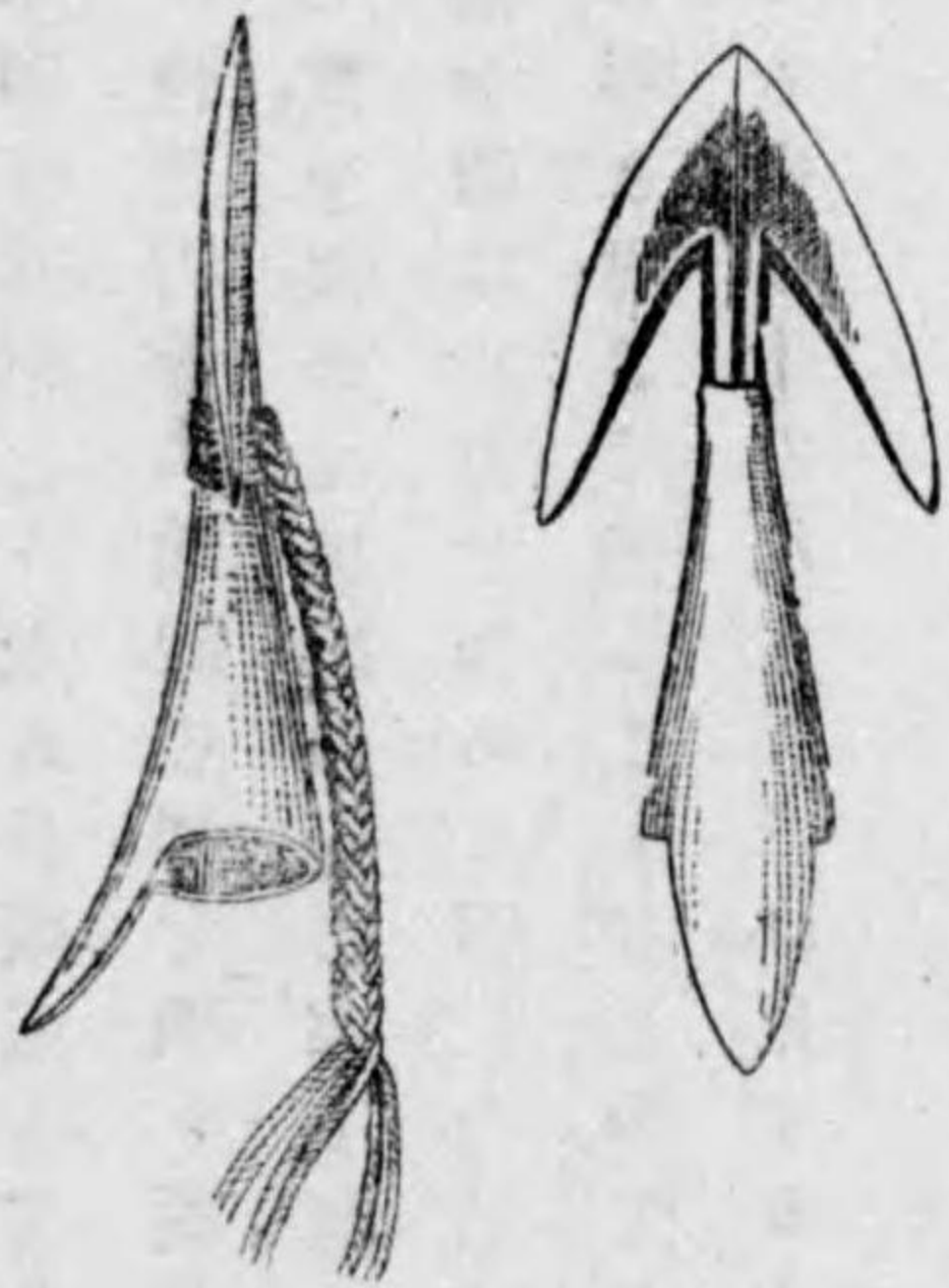
訛れるならんか其鐵鉞は長さ九寸五分許にして之に長さ一尺八寸許の柄を附く材は檜或は樅等の堅木を以て作る

第十八 突<sup>ツキ</sup>漁<sup>シホ</sup>

安房國及び相模國沿海に於て單に突漁と稱するは銛を以て旗魚<sup>カジキ</sup>を主とし其他鼠鯨、鮪等の大魚を突き捕るものにして方言之を「ツキンボ」と稱へ例年四月頃より九月頃迄の間専ら行ふ所なり

圖五十二第

銛 燕



銛は第二十五圖に示す如く頭より左右へ斜に燕翼状を爲し其刃先は鋼鐵を用ひて漸く薄くし魚身に突き入るるに便す軸の末は空竇を爲し此所柄を嵌むべくす長さ頭より軸末に至るまで四寸許左右翼端の間二寸許其軸に精良の麻繩を以て製したる麻を括

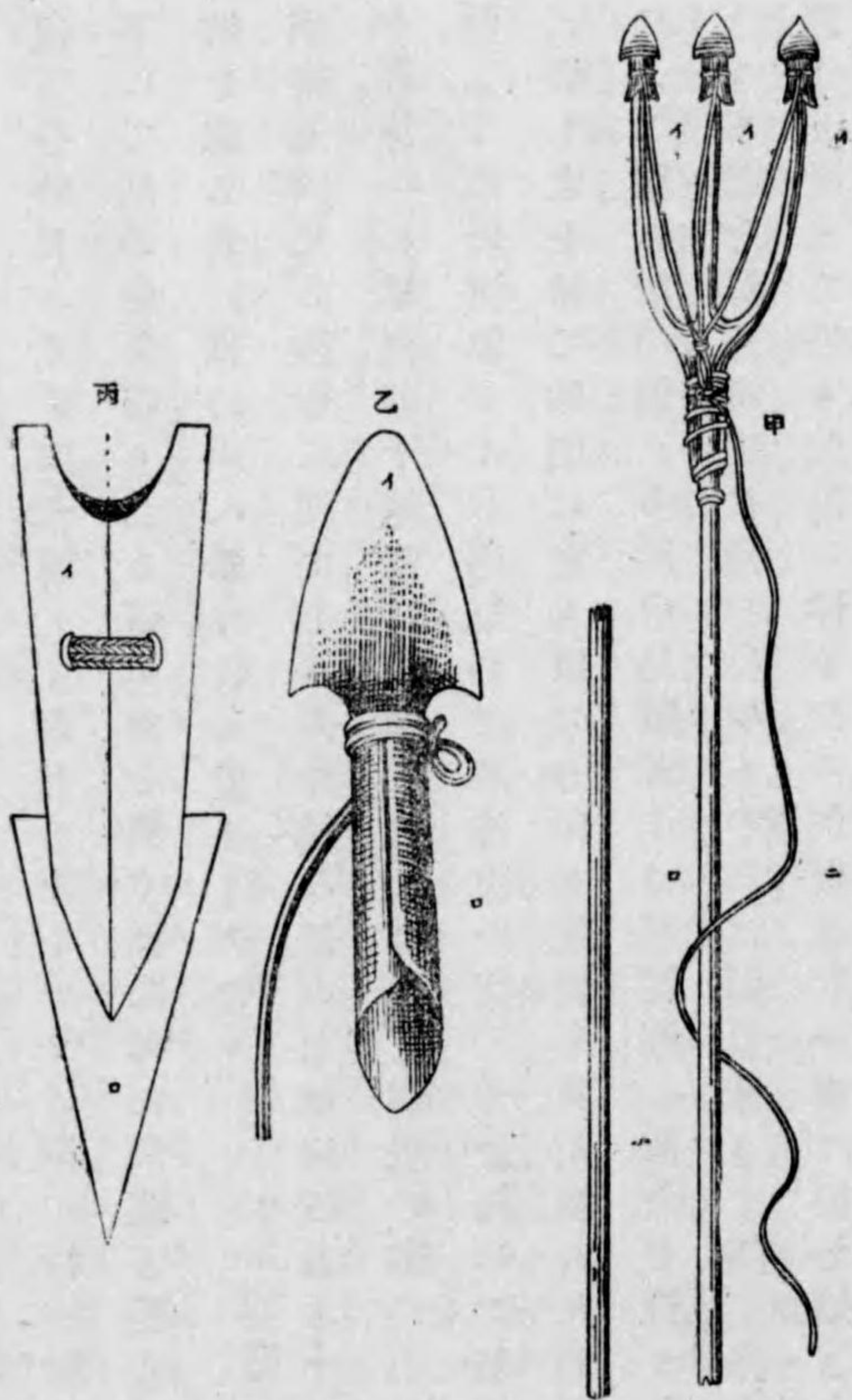
り附く柄は樅にて作り長さ二間半之に一筋の麻繩を括り附く此繩は「ヤナワ」と稱へ太さ徑三分許長さ凡そ四十尋とす而して此「ヤナワ」の柄に括り附けたる所より少しく下にて銛の軸を括りたる繩の末を繋ぐ猶此外に早繩と稱し「ヤナワ」より稍細き麻繩を備ふ共に桶の中へ巻き收め置くものなり

漁法は胴幅五六尺の漁船に漁夫七八人乗組み銛六七個棹四五本「ヤナワ」四十尋のもの二十本許外に早繩若干適宜に積載し先つ沖合三四里の處に出て魚の來路を眺矚す而して魚の游泳するを認むれば衆漁夫一齊に力を極めて船を漕ぎ船頭は銛を棹に裝し之を執て船頭に立ち魚の方向を凝視し其距離八九間に至れば魚の前面に向ふて豫め船中備ふる所の鳥賊若くは鯰、鯖等の餌魚を投す魚來りて之を食はんとする機を見て咄嗟に銛を投射す中れば則魚驚きて深く海中に遁逃す此時棹は銛より脱して恰も矢繩の浮子たるが如き狀を爲す因て船よりは矢繩を延はして魚の引去るに任せ若し矢繩足らざれば早繩を以て之に繼ぐ而して魚の勢ひ漸く衰ふるを待て靜に繩を引き船邊に寄せ復た銛を投す之を二の銛と云ふ既にして猶繩を引き舷側に近づくに及べば棹を以て腮を刺し死に至らしめ釣を打



ち懸け船中に引揚げ捕獲し旗魚なれば直ちに其嘴を截り落すなり若し又盛漁の時前に突きたる魚を未だ捕り畢らざるに又其近傍にて魚に逢着したるときは矢繩に樽を附け海上に流し置き次の魚を突き然る後前の魚を捕獲することあり

第 二 十 六 圖 ハ ナ



第十九 臘胸獸ハナレ

北海道に於ては銛を「ハナレ」と云ふ其臘胸獸獵に用ふるものは二様あり其一は三又の木柄の頭に各一個の銛を附く尖頭身肉に突き入れは更に横轉し兩端支障して脱せんと欲するも復た脱す可らざるの装置なり下に記す第二十六圖甲の如し其二是形前者の銛と略ほ相似て柄頭一個を附く之を「一本ハナレ」と云ふ第二十六圖乙の如し又一種「一本ハナレ」の變形なるものあり即ち第二十六圖丙の如し是れ渡島國上磯郡釜谷村にて使用する所なり

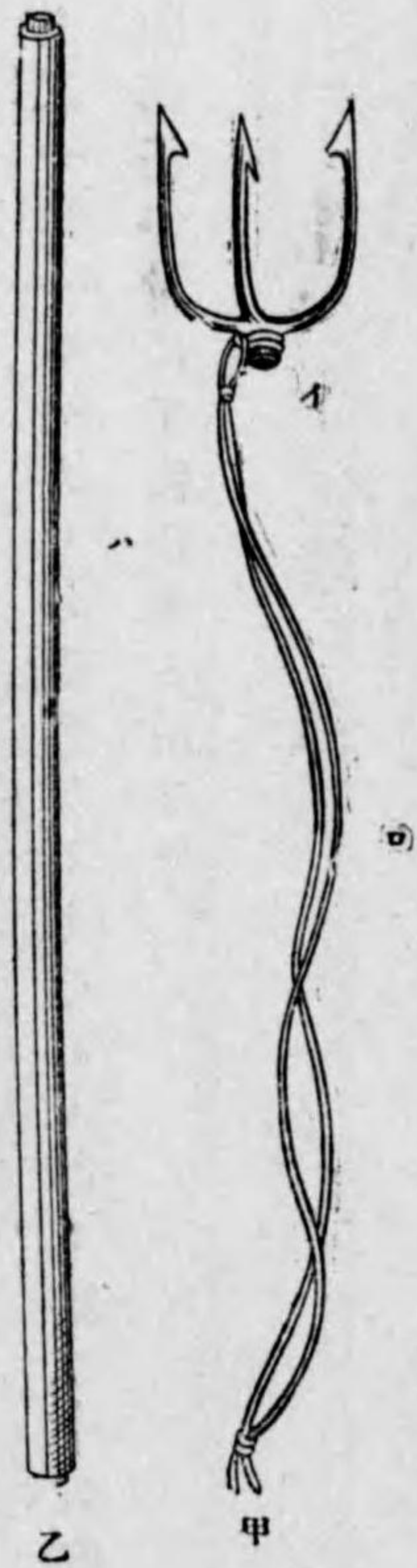
第二十 鱗 銛

筑前地方に於て鱗銛を使用する漁業の期節は夏至の頃に始まり霜降の頃に終る漁場は近海深さ五六尋の處とす  
銛は第二十七圖に示す如く三尖にして頭に逆銛あるものなり之に桎製長さ一丈一尺周二寸二分の柄を又銛の元には麻製の矢繩を附く



漁法は漁船一艘に漁夫三人乗にして其二人は鰯手一人は鉞手とす出船は薄暮の頃よりすることあり或は深夜暗黒に乗することあり一定せずと雖も凡て風波静穩にして鱒の光り多き夜を以て良期とす鉞手は鉞を執り船の表板に直立し鱒の鱗を縦横に簸揚せしめ游泳する方位を認め鰯手に指揮し船を進退せしむ鰯

第二十一圖 七鉞

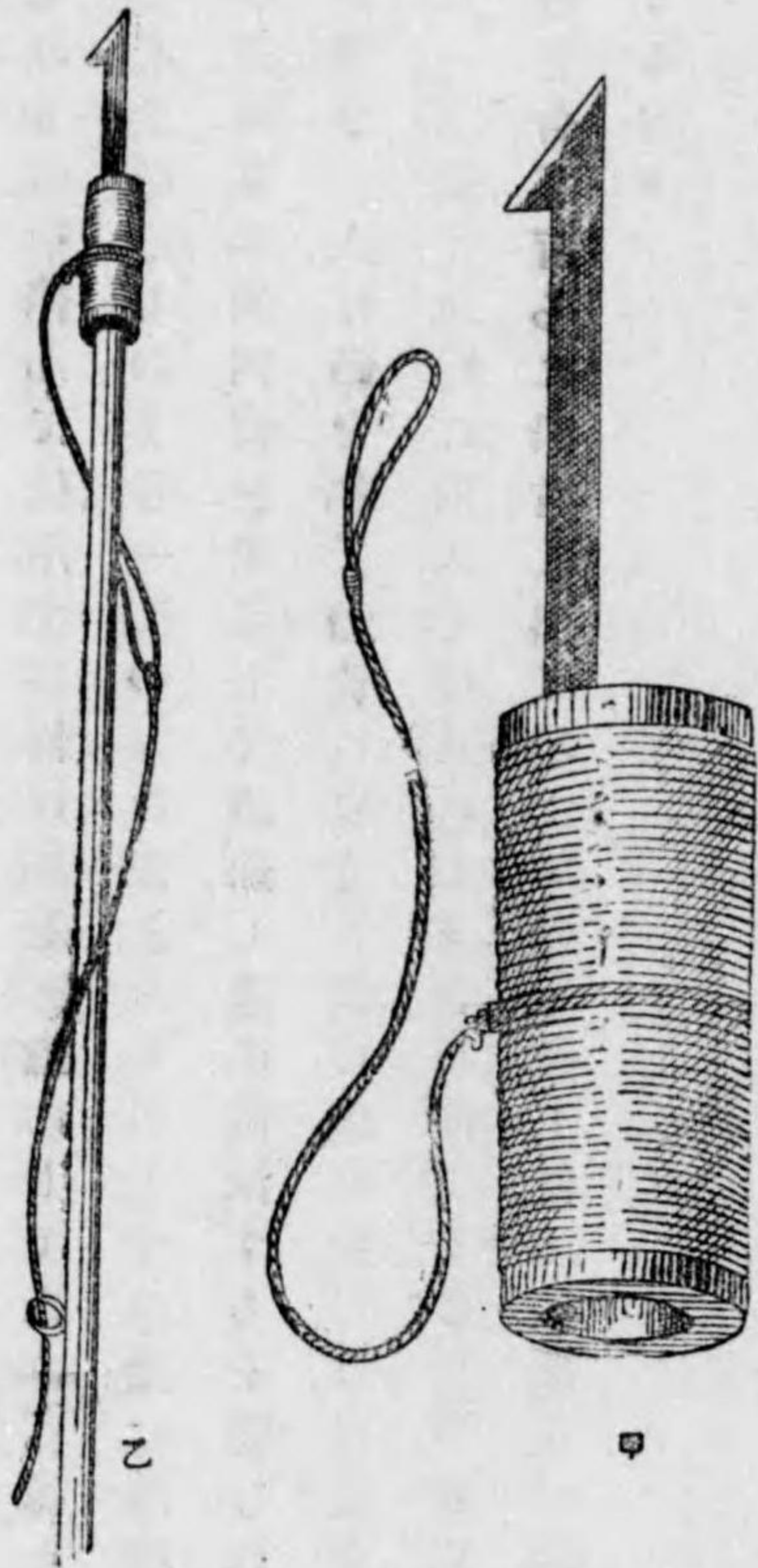


手は力を極めて簸揚せる鱒の所に漕ぎ寄すれば鉞手は魚に向て鉞を投す之と同時に鰯手は船を停め而して鉞柄を脱し矢繩を手繰り魚を水際に引寄せ釣にて打懸け捕獲するなり

第二十一 海龜突

伊豫國南宇和郡外海村字久良浦の漁民は善く此の漁を爲す其期節は夏月を専らとし漁場は播磨備前長門等の海上を主とし其他四國の沿海時には肥前長崎近傍にも出漁することあり冬に至れば土佐沖に出づ

第二十二圖 海龜鉞



甲は乙の廓大

乙鉞全形

鉞は第二十八圖に示す如く長さ四寸二分に作り其中一寸五分は柄に嵌入す柄鉞に附着して唯へからざるものと使用するに臨み装するものとあり其鉞に附着せ



るものは木材を圓く削り長さ三寸餘徑一寸三分許とし其一端に徑八分深さ八分の孔を穿ち之に臨時裝する柄を嵌入するの處となす使用の時に臨み裝するものは長柄と稱し椶を以て作る長さ七尋五尋三尋の三様あり漁場の深淺に依りて長短適宜のものを擇んで使用す手綱は麻絲三撚にして長さ百尋とし別に八十尋のもの七十尋のものと各一條つゝを備ふるものとす漁法は漁船一艘に漁夫五人乗組み銛四具手綱四條を準備して出船し龜の游泳するを認むれば四人は舳を押し之を逐ひ一人は銛を執て船首に直立し既に龜に近づけば銛を投す中すれば則ち龜は一旦深く水中に潜入し少時にして再び浮ふものなるを以て此時舳手の一人は舳を捨て直ちに船首に出て第二の銛を投し然る後龜足に鈎を打懸け引揚げ捕獲するなり

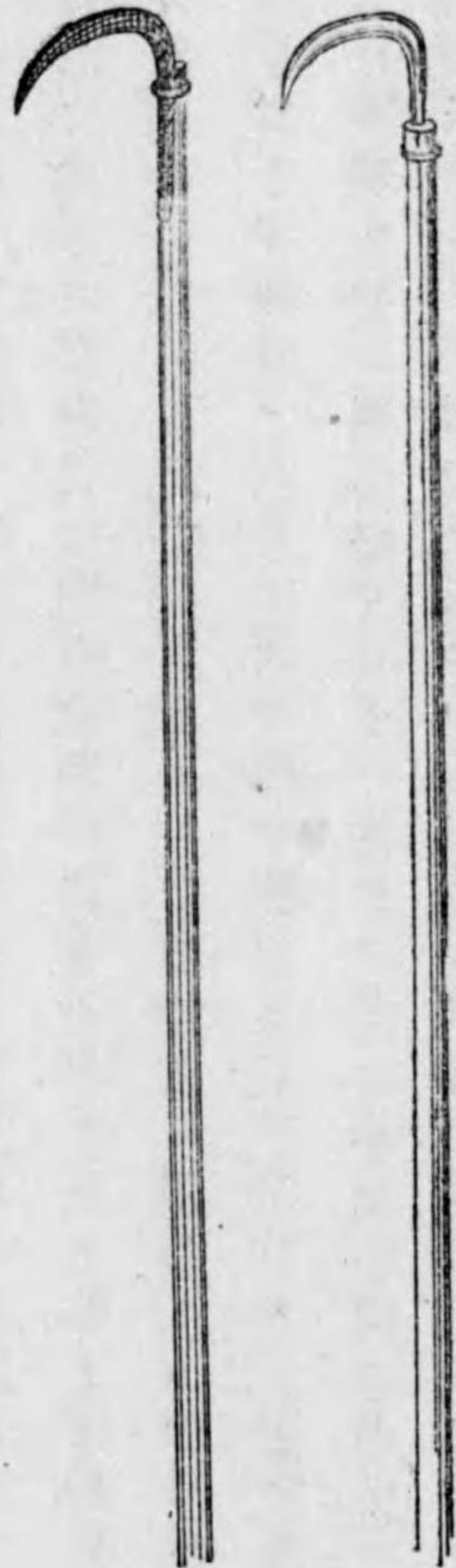
### 第二節 鮑鈎具

鈎とは字貫に劍屬古兵有鈎有鑲皆劍屬引來曰鈎推去曰鑲とあり又説文に鈎曲鈎也注曲物曰鈎因之以鈎取物亦曰鈎とあり今俗鈎は「カギ」と訓し其「カギ」と稱する物

は一條の鐵を勾曲せしめ物を懸くるものを指すと雖とも字貫に謂ふ所の引來曰鈎とあるに據れば鈎の字は今俗「カギ」と稱ふるものゝみに當つへきにあらず且説文の注に謂ふ所の鈎取物の鈎の字は勾に相同し即ち勾引勾留勾當等の勾と字義

圖九十二第

鈎具



齊し然れば則ち物を懸けて引き來り又は物を勾取するものは所謂「カギ」にあらずも共に鈎具と稱すへし但た鎌は概ね海草を刈り取るに用ゐるものなれば之に類せざるに似たれども實際は之を芟刈したる後其鎌の尖頭に懸け勾取するものなるを以て今之を鈎具に屬せしむ

鈎と鈎と固より同字なり然れとも此には鈎の字を書し鈎の字を用ゐず是れ「ハリ」



の釣と辨別し易からしめんか爲めにして其説既に釣具總論中釣の條下に述べたるが如し

### 第一 打釣

或は懸釣とも稱ふ此器は陸上諸種の作業に於ても多く用ゐる所にして漁業に用ゐるものと雖も形狀敢て著しき差あるにあらず第二十九圖に示す所のものは其原形にして地方の慣習又は漁獲物等に依り小差ありと雖とも特に圖を掲ぐべき程の大異あるなし但た海中に用ゐるものは陸上に用ゐるものに比すれば柄は殊に長きを常とす猶時としては別に柄を繼ぎ足して用ゐることあり而して之を使用するは各種の物に應し必ずしも一定せず因て今其各種の中に二三を記入す  
釣を柄に嵌むるには柄の一端の中心に孔を穿ち之に釣の本を嵌め込み上より鐵箍を以て締むるものあり又柄の外部へ釣の本を附け鐵釘を以て之を柄に打込み而して上より鐵箍を以て締むるものあり普通に於ては二者敢て優劣なしと雖とも其の多く力を費すものには後者を可とす何となれば前者は釣を打込む力に因

り釣の本は柄中に沈み爲めに柄を裂くこと往々これあれとも後者は其患ひ少ければなり

#### 一 北海道にて使用する鰈釣

北海道渡島國茅部郡戸井村邊にては鰈を捕るに釣を以てす釣の形は大抵前圖に異ならず柄は方言「しうり」と稱する木を以て作る長さ一丈計漁夫之を持ち岸上に立ち鰈の小魚を逐ふて岸邊に來るを覗ひ釣を以て直ちに打懸け捕獲するなり迂濶の手段に似たれとも其盛漁に際しては僅かに一時間位にして五六十尾を獲るは容易なりと云ふ無資力の漁民には亦重寶の器と云ふべく且之を以て北海道の魚類に富める一端を察すへし然れども今は殆ど此事なし

#### 二 小笠原にて使用する鱒釣

小笠原島に於て鱒を捕るにも亦打釣を用ふ柄の長短は齊しからされとも短きは一丈餘長きは五六尋に至る該島に産する櫻欄を四ツ割にして用ふ其捕獲法は二月上旬に至れば鱒は海面に浮ひ交尾するものなるを以て其時を窺ひ牝鱒を囹となして牡鱒を誘ふなり先づ重量六七貫匁乃至七八貫匁の錨に櫻欄繩を附けて



海底に沈め水面尙五六尺の繩を餘し之を以て罎龜を縛し海面に放ち置き牡龜來りて交尾するを待ち釣を牡龜の肩に打込み船を寄せて直ちに捕ふるなり元來鱒龜は性極めて多姪にして一たび交尾すれば一週間に至るも敢て倦色なく甚しきは十數日を経るものあり其交尾の際に在りては漁夫之に近づくも恐るゝ色なく釣を打込むも尙ほ交りたる儘離るゝことなし故に之を獲る極めて容易とす

### 三 越後地方にて使用する鱒釣

越後國北魚沼郡破間川の源流黒又川又は平石川等にて鱒を捕るに淵潛瀬潛と稱する漁法あり之を爲すに亦釣を以て主用の器となすものにして其捕法頗る奇なり其漁場は河中巖石亂點し水其間を流れ或は奔湍となり或は碧潭を爲せる處にして炎暑の候十四五名乃至二十人夥伴を結んで爲すものなり其淵瀬は各自右手に釣を持ち左手に石を抱き兩岸又は河中に露はるゝ岩石の上に足場を見定め二名若くは三四名つゝ並立して各氣息を調へ然る後深さ一丈乃至三丈四五尺の水底へ一齊に潜へ各其體を斜めに構へて或は其釣を岩に突き當て或は二人相對して其釣を突き合せ或は又其後より釣を出す等の方法あり此時別に上流より一人

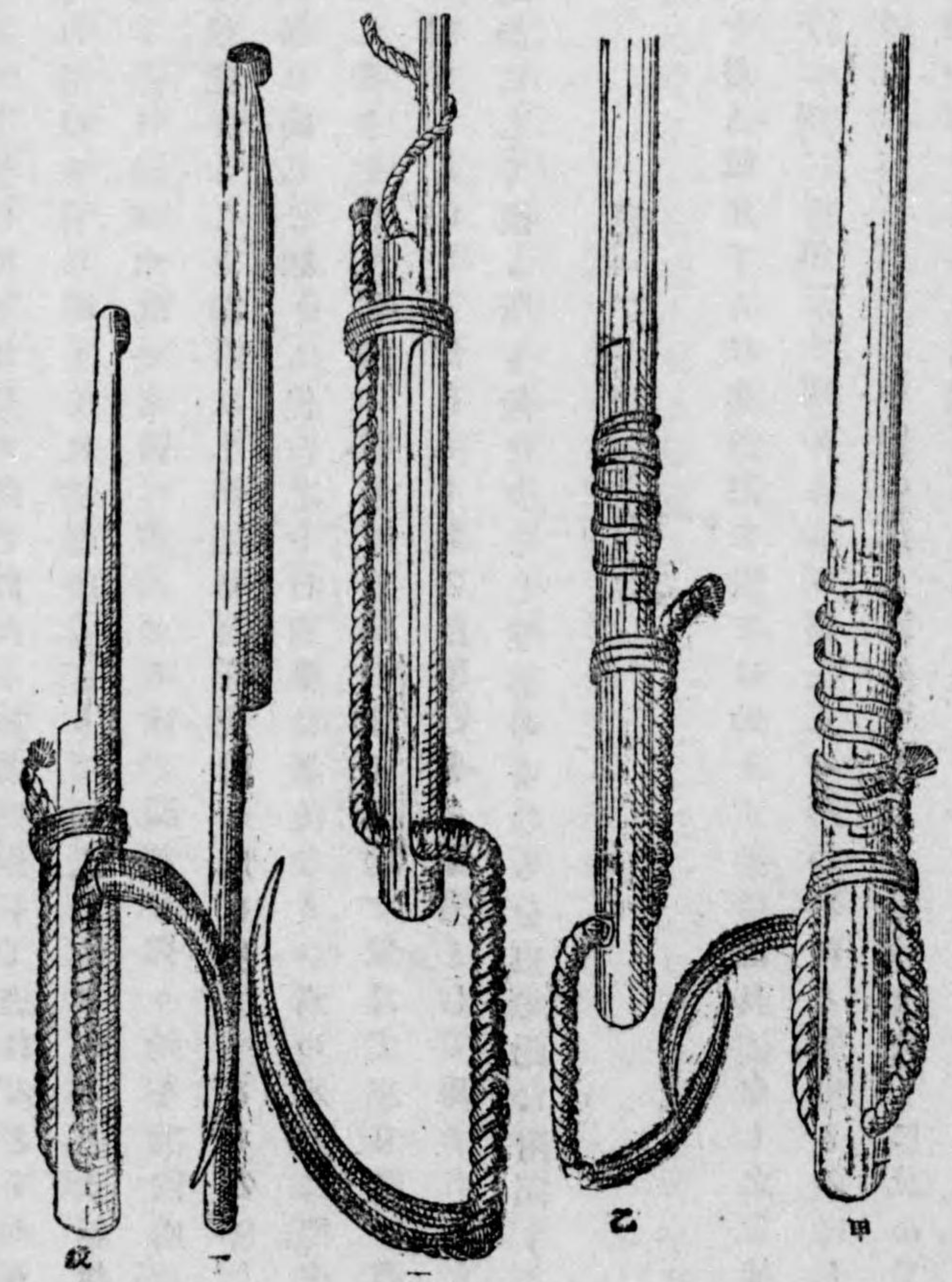
小礫を把て下流に投下す是に於て群れる鱒は狼狽して逃れんとするも或は人體に遮られ或は岩石に障へられ進退維谷まりて釣上に泳ぎ來るとき忽然其釣を翻して之を懸け或は水底の岩窟に潜入せる鱒の腹部を探り釣を其陰處に挿入して引出し捕獲するなり瀬潛は水渦旋轉白沫飛騰の所に於てするものにして其方法大略淵潛に同じと雖とも但た之を行ふ處は激流なるか爲め水勢に押流され自由に游泳し難きを以て水勢の淀める岩間の側に其釣を差當て以て鱒の溯り來るものを捕獲するものなり然れとも此の漁事は専ら職業として爲すにあらず畢竟農間の遊漁にして獲る所も甚た少なし唯事の奇なるを以て此に附記す

### 第二 鮭鱒捕釣

鮭鱒類を最も饒産するは北海道に於ては釣を主要の漁具となし之を捕獲するもの多し下に掲ぐる第三十圖のものは舊土人の用ゐ來れる所のものにして「マリツブ」と稱す此釣は尖鋒常に甲圖の如く逆勾するも一旦魚を突くに及んで忽ち翻轉して乙圖の如くになり魚體に突き入るを以て發刺跳躍するも決して脱すること

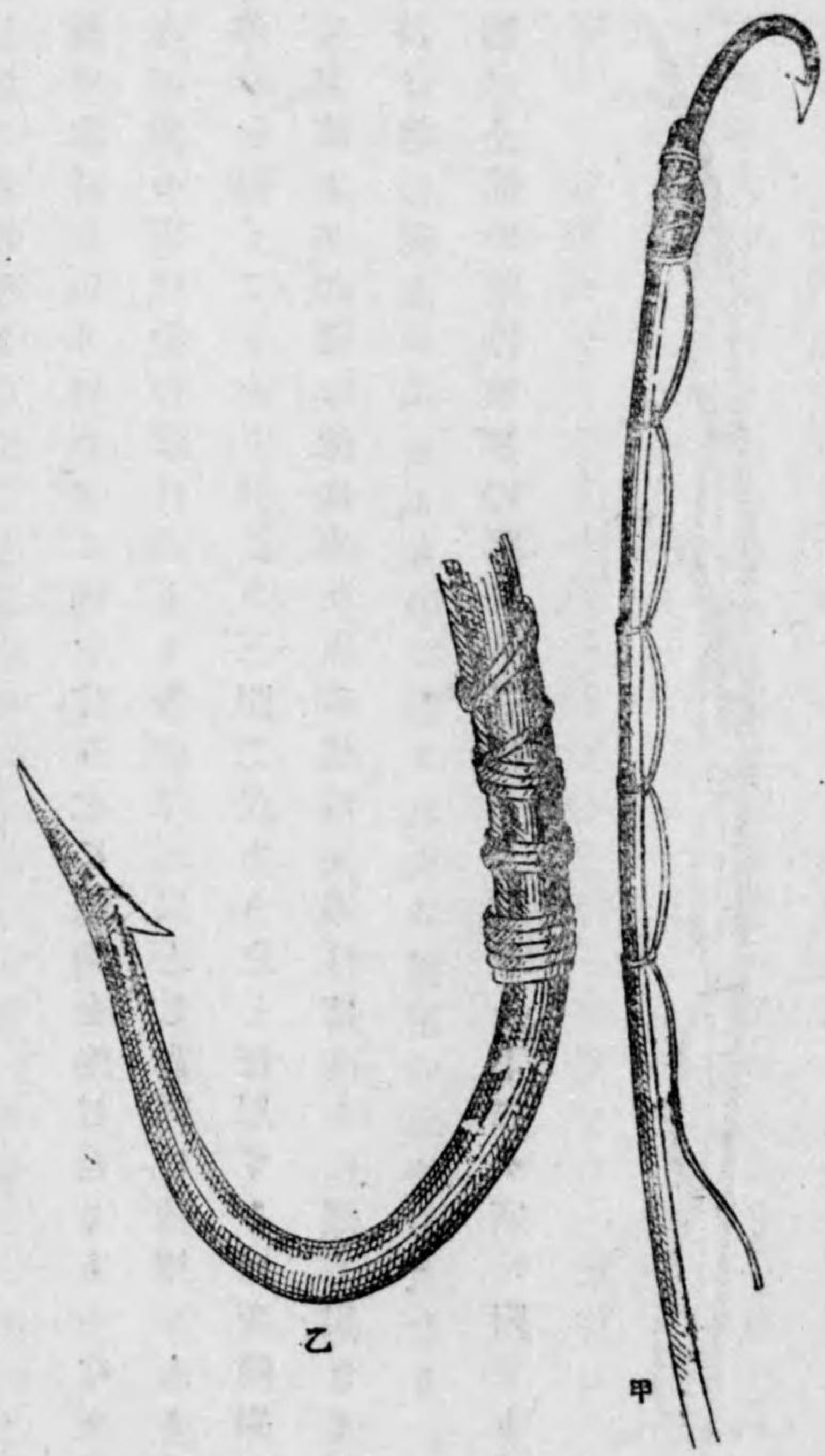


（のもしるせ用使の人土舊） プツリマ 圖十三第



特殊漁業 扱釣具類 釣具 鮭鱒捕釣

一 鈎 鱒 鮭 圖一十三第



なし故に移住内地人も亦之を使用し大に其便を稱す舊土人は専ら河筋を徒涉して使用せしものなれとも近來は船上よりも使用す丙圖は甲より更に大なるもの

にして乙の如く正勾に復したる形を示したるなり又一種甲よりも小なるものあ

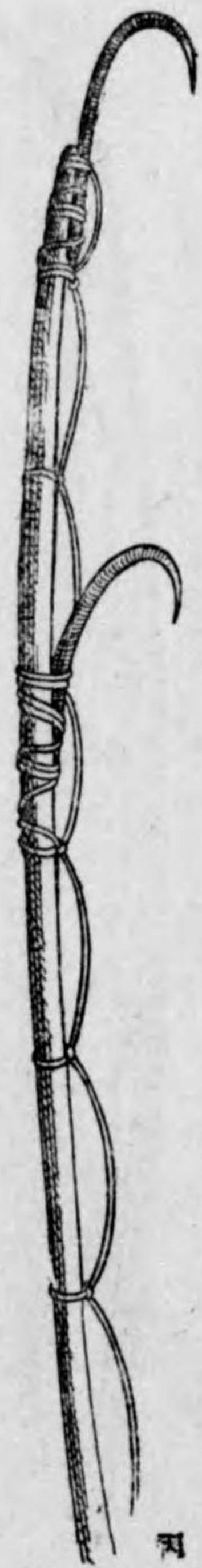


り俗に小鉾と云ふ形及び用法とも甲者に異なることなし丁戊は木柄を接續すべき形を示したるものなり

第三十一圖は木材を以て斜形なる柄を作り之に鐵鈎を附けたるものなり或は携帶に便せんが爲め柄は鈎の附け元より僅に二三尺とし實際に使用せんとするに當り更に他木を繼ぐことあり其長さ三間二尺あり之を使用するは夜間細流の河筋に沿ふて上流より次第に流れ來り魚の觸るゝあれば直ちに強く引きて懸げ捕るなり乙圖は鈎の原形を示せるものにして其大さ實形の三分の二なり

第三十二圖は全體の製作前者に異ならざれども鈎を上下二ヶ所に附せり是れ其

第三十二圖 二鈎鮎鮎



魚の觸るゝ所同しからざるも時に隨て何れの鈎か其用を爲すの装置なり

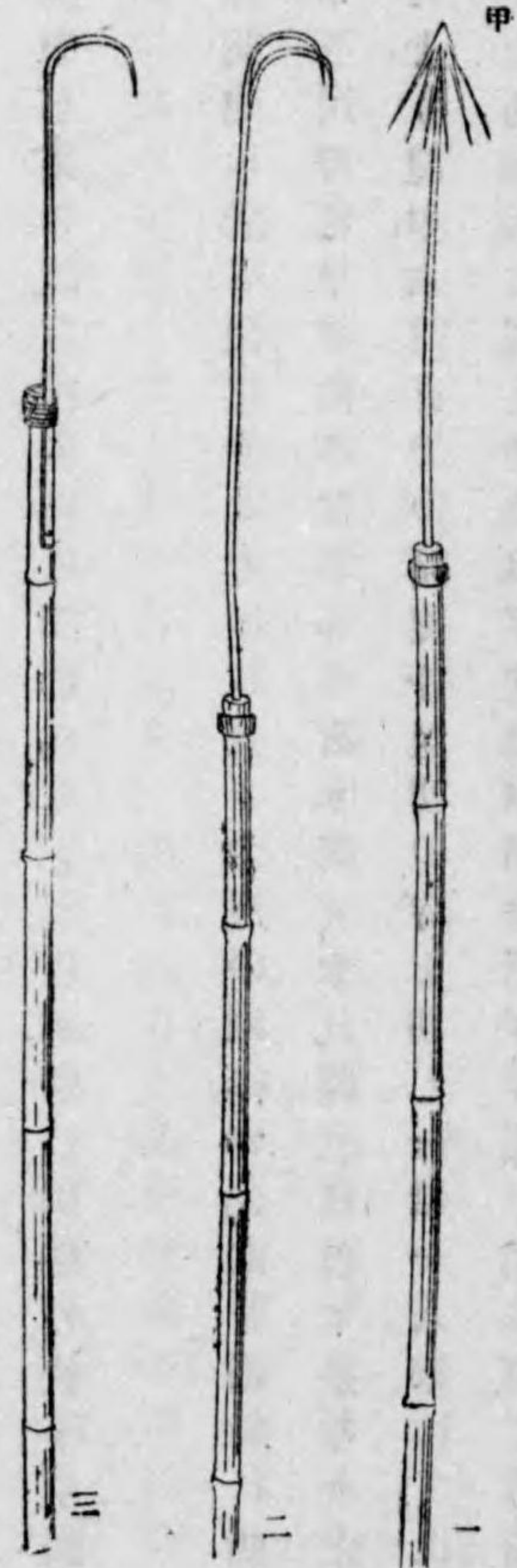
### 第三 蛸 鈎

蛸鈎は所在之を用ゐる所なれども形狀に至りては大同にして小異あり今蛸の饒産を以て名ある備後地方のものを記さんと同國沼隈郡松永灣に使用するものは長さ一尺周圍一寸の鐵棒の先きに長さ一寸五分周四分の鐵鉾六個を裝し他の一端を長さ二間周六寸位の竹竿に挿み鐵環を以て締め固めたるものにして第三十三圖に掲ぐる一に於けるが如し漁業の期節は十月より翌年五月までの間にして一船一人乘にて晝間沖合に出て干潮の時を待て蛸の巢窟を窺ふ巢窟は一方に空穴を開き他の一方に土砂を吹き出すこと恰も土龍の土を鬆たるが如くなるを以て鑑識すべし穴の深さ凡そ一尺五寸に過ぎず故に其穴を認めたる時は此具を以て其中を突き試み蛸の身に觸れたるときは鉾頭に引懸け快手引揚げ捕獲するなり

又一種同地に於て使用するものに長さ二尺の鐵棒の先端を兩鈎に曲げ他の一端を長さ五尺の竹竿に挿みたるものあり第三十三圖二は即ち是なり之を使用するは九月より翌年六月までの間夜分退朝の時を期し一船一人乘にて出漁し松明を焚きて之を舳艫に置くとときは其火光海面を照すに隨ひ蛸は漸く群集し來る其機



圖三十三 備後蛸釣



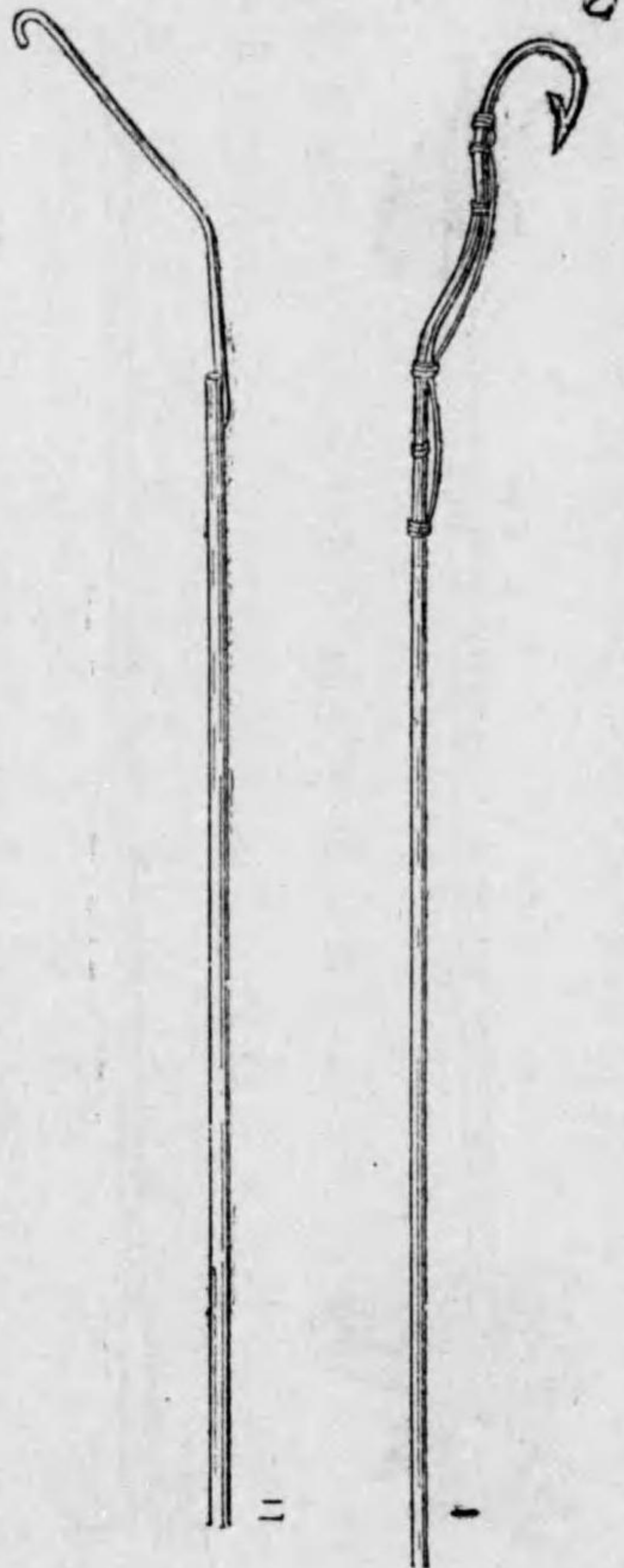
に乗し釣を下し急に引懸け捕獲するなり

又鐵製にして長さ一尺上部の幅二分下部は一番鐵線を彎曲して釣となし之を長さ凡そ九尺の竹竿に裝したるものあり即ち第三十三圖三の如し此具は安藝備後の各漁場一般に用ゐるものなり漁法は二尋半以内の海底に於て蛸の巢窟を探り該具の先きを以て巢窟の邊り五六寸の所を突き認むれば蛸は其響を以て餌の來るものとし漸く脚を出し竟に全身を露はす此時具を轉じて疾く之を引懸け捕獲するなり

一 北海道にて使用する蛸釣

北海道に於ける蛸釣には一種形狀を異にせるものあり即ち第三十四圖の如し而して其甲は渡島國福山町に二は上磯郡木古間村に使用するものにして釣の長さ

圖三十四 北海道蛸釣



二尺五寸許柄は一丈三尺許にして木を用ふ此の釣の腰大に屈曲せるは巖窟の間に刺し入れ模索して以て蛸を引懸くるに便ならしむるものなり

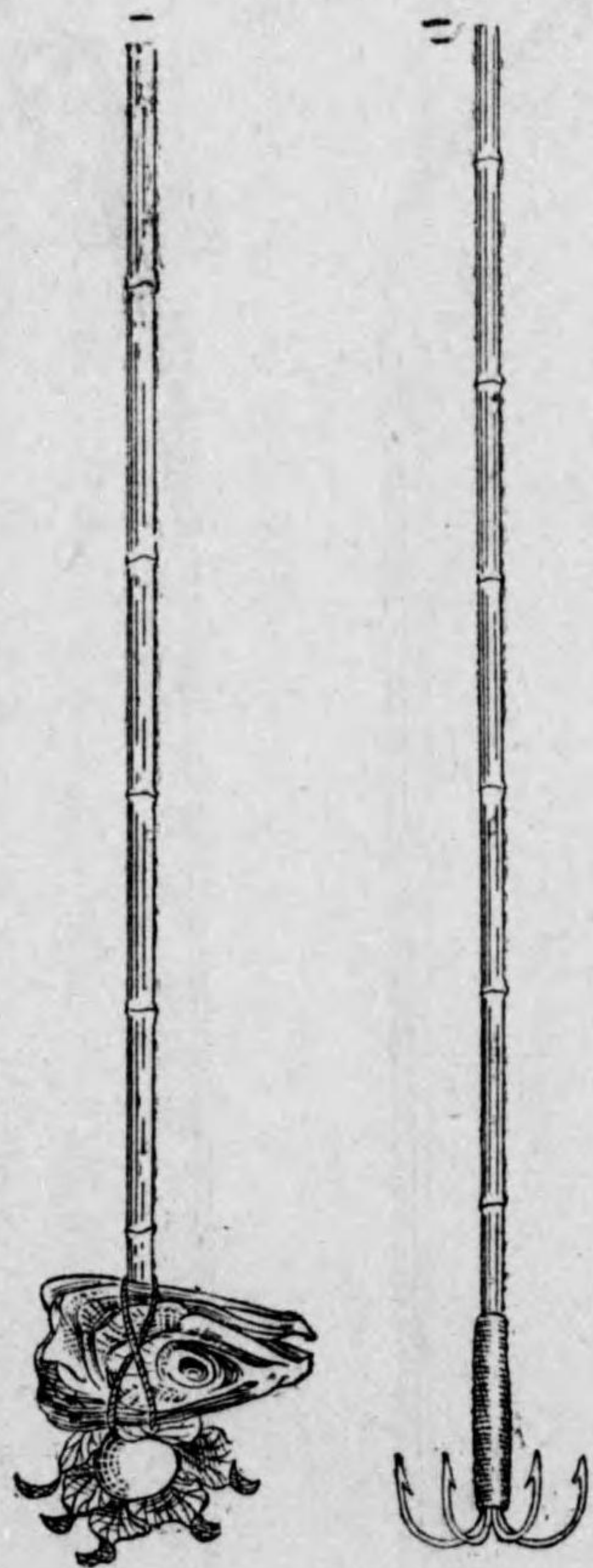
二 石見地方にて使用する蛸釣



石見地方に於て岩蛸を捕るに第三十五圖の一の如く長さ六尺許の竹竿の頭に鯖の頭を挿み其上に酸漿ホトフスを結び附けたるものと二の如き釣とを携へ小船に乗り又は巖窟上に立ち蛸の巖窟に潜み居る所を考へ先づ一圖のものを下せば酸漿の赤

圖五十三第

石見の蛸釣



き爲め蛸は容易に之を認めて巖窟を出づ而して鯖の頭を喰はんとして之に脚を掛く爰に於て二圖の釣を下し蛸に引懸け捕り揚るなり此の漁は晝間の業にして九月より十一月までの間を良期とす

三 陸中地方にて使用する蛸釣

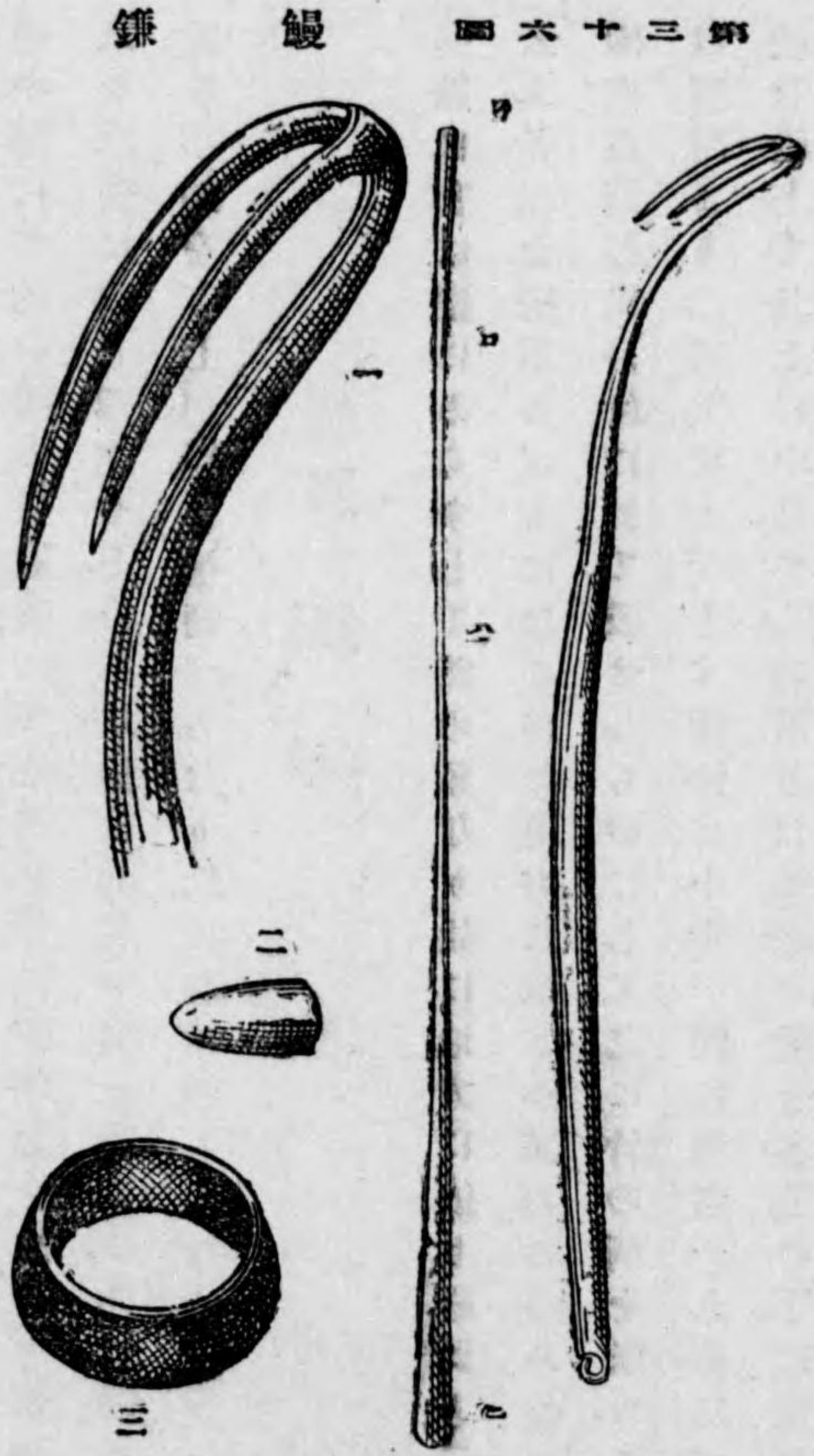
陸中國にて蛸を捕るに麻殻マカにて松明マツアカを作り夜間之を燃して水面を照しながら其灰を水面に落し浮流せしむれば蛸は其光と臭を逐ふて此に群り來るを以て此の時快手釣を下し引懸け捕獲するなり釣は尋常のものなれば別に圖せず

第四 鰻鎌

鰻鎌は實は鎌にあらずして釣の類なり故に地方に依り鰻釣ウナギカキと云ひ或は鰻搔ウナギカマとも云ふ各地大抵用ゐざるはなく但た地方に依り小差あるのみ茲に圖する所は武藏國南葛飾郡龜戸村に於て製せしものにして之に竹の柄を嵌めて使用する柄の長さは五尋より二尋矢引までとす漁法は小舟一艘に漁者一人乗にて豫め鱧の板子一枚を脱して其上に中央に孔の明きたる菴を敷き其孔の下に籠を入れ置き漁者は船の間に立ちて此の具を真直に水中に下し夏は泥中へ六七寸冬は一尺位を入れ片足を舟端に掛け身を後へ反して柄を引き釣の先を前の方泥中凡そ三尺程走らせ鰻の懸りたるときは之を菴の上に落すなり然かすれば鰻は菴の上を通ひ孔よ



り下の籠の中に落入るものとす又水至て浅き所にては水中に入り徒渉して之を爲すものあり此の業は年中行ふべしと雖とも水の濁りたる時及び夜分は鰻は



全形長サ一尺三寸  
八分  
背面  
イ部 厚二分  
ハ部 厚一分五厘  
ニ部 厚三分  
一、龐大三分ノ二  
二、側面ノ幅  
三、根元部環

出て游泳するものなるが故に之を爲すに利あらず且鰻の性たる其潜伏するにも

常に日光の注射に従ひ方向を變ずるものなれば此の漁は光線の方位を考へ側面よりするにあらざれば漁獲少なし人に由て巧拙あるは一に之に由るなり

### 第五 藁葉鈎

藁葉は筑後國山門郡柳川近傍に饒産す他國にて「メナシウナギ」と稱ふるものに相肖たり有明海の筑後川の注口邊深泥中に産す之を捕るの具は第三十七圖の如く

第三十七圖 藁葉鈎



鐵製にして長さ一尺許狀鰻鎌に似たる鈎にして之に長さ五六尺の竹柄を附け之を携へて或は泥中に入り又は船上より下し泥を掻き其鈎頭に引懸け捕獲するなり季節は二月頃より八月頃までとす

### 第六 鮎刈鈎



阿波地方に於て鮎刈釣と稱するは鋼鐵を以て製し竹の長さ三尋半乃至四尋なる

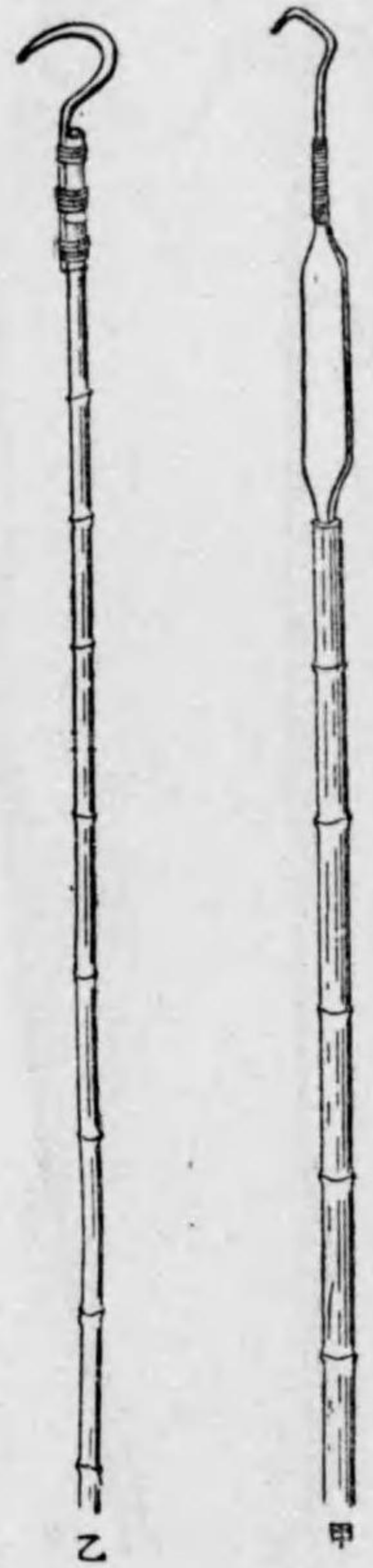


直き柄を附し岩石間又は淵に棲息する鮎を搔き捕ふるものにして其形狀は第三十八圖に示せるが如し

### 第七 鮎懸

因幡地方に於ける鮎懸は漁夫一人船に乗り海底暗礁ある所を漕ぎ廻り鮎の附着せるを認むれば此の器を下して引懸け捕獲するものなり釣は指の太さ位に作り之を第三十九圖甲の如く木に括り附け其木に竹の柄を繼ぎて用ふ木は薄くして

第三十九圖 鮎懸



甲 因幡國にて使用するもの

乙 志摩國にて使用するもの

撓む位なるを善しとす冬季は鮎を採るに突具を用ゐるは各地爲す所なれども此の具は鮎を傷つくることなきを以て勝れりとす又志摩地方の鮎懸は前者の如く木に括り附けることを爲さず釣へ直ちに竹の柄を附けて用ゐるなり釣の狀は第三十九圖乙の如し

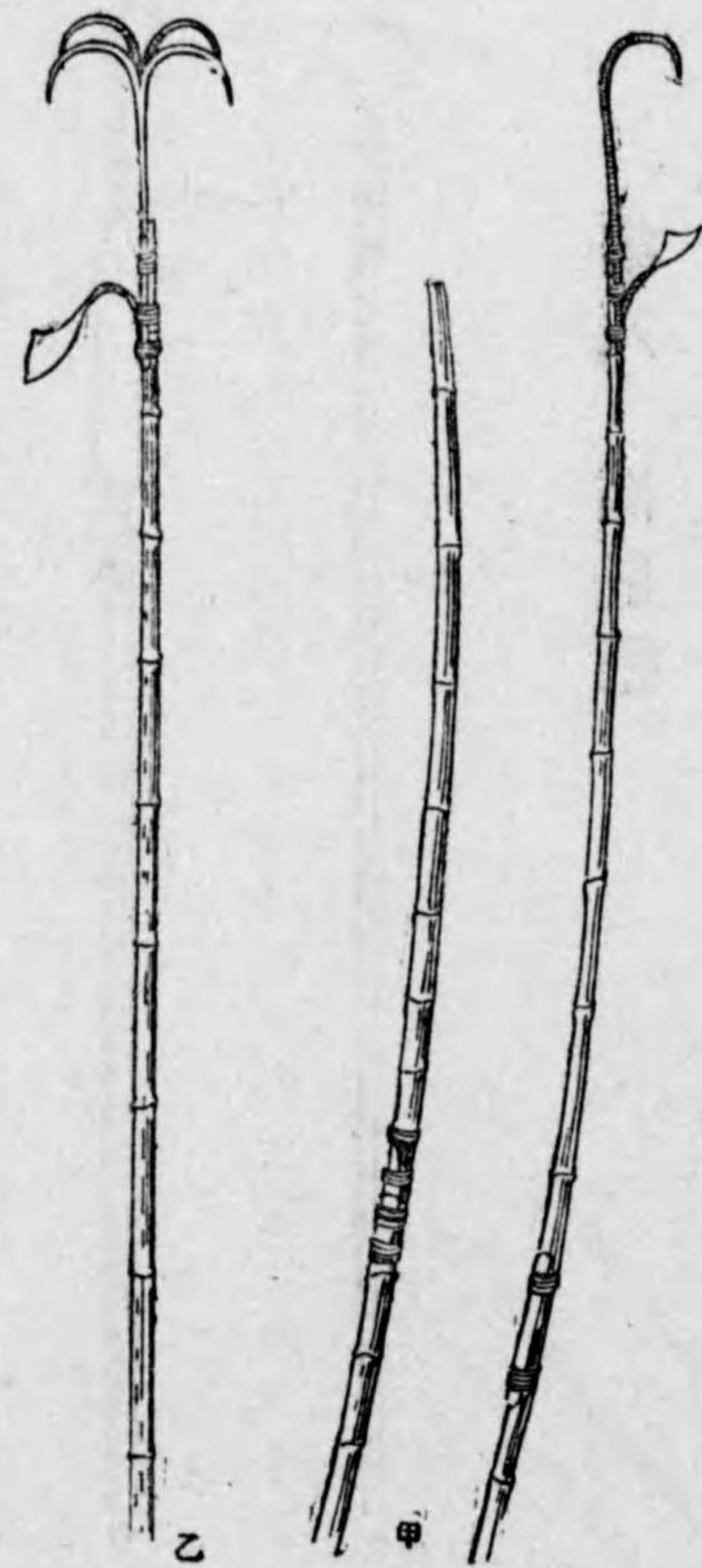
### 第八 海鼠懸

志摩國答志郡答志村に於ては海鼠を捕るに釣を用ゐる其の漁獲近村之に及ぶものなしと云ふ釣は第四十圖甲の如く尖頭より勾曲の處迄凡そ二寸其下四寸許之を竹棹の頭に附け棹の鈎元より三尺許距りたる處に鉛の重量百匁許を竹に孔を明



けて注ぎ込み若くは棒となしたるを括り附け錘となし以て深處に下すに便にす竹の長さ深處にありては九尋以上に及ぶ竹を継ぎ合せて用ふ其竹は反りあるものにして是れ使用し易きに由ると云ふ釣の括り元には鯨或は河豚の皮を附けて

海鼠懸 圖十四第



目標とす但た白色を要するのみなれば金巾にても足れり又一種第四十圖乙の如く四釣となしたるものを用ゐるものあり

第九 玉珧鈎

筑後國に於ける玉珧漁は深處に在るものは鉞を以て突き捕ると雖ども淺處に於ては打鈎を用ふ其漁法は一艘の船に漁者五人乃至七人位乗組み各自打鈎一個海桶一個を携へ潮の干方を計り筑紫瀨の沖合或は濱渚に至り深さ四五尺までの所を相し船を捨て水中に踏み込み海桶を後へ引き足にて貝の所在を搜り打鈎を下

圖一十四第



玉珧鈎一



右 筑後國にて使用するもの  
鈎巾四分厚二分柄付二寸八分  
左 肥後國にて使用するもの

し懸け捕るなり此の漁は敢て漁季を定めされども元來玉珧は夏泥中

五六寸の所にあり春秋は稍や上に出て冬に至り泥上に浮び常に潮流に向ふものなるを以て冬季を捕り易しとす故に専ら此時に於て漁す大抵夜業にして左手に篝火を照らし貝の所在を知り右手に鈎を携へ捕獲するなり

又東京内灣に面する上總國市原君津の兩郡の沿海に於ける玉珧漁業の季節は十



月より二月頃までの間にして漁法は漁船一艘に漁夫三四人乗組み海岸より二十丁内外深さ十尋内外の處に出て漁す其器は鐵製の熊手形にして之に長さ十尋許の櫂の柄を附けたるものにして此の器を下し玉珧を穂先に引懸け柄を手繰りて引揚げ捕獲するなり猶水の深き處に於ては柄を繼ぎ足して使用する

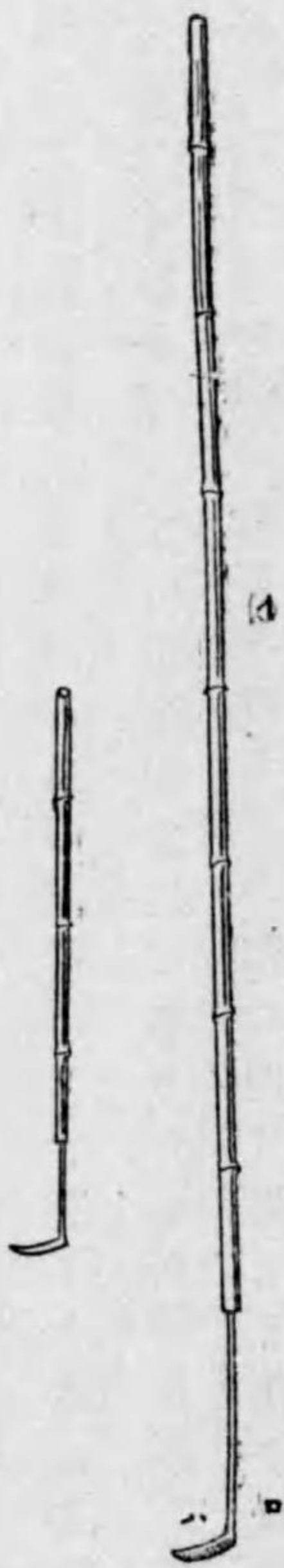
圖二十四第 玉珧二鈎



第十 蟬捕

蟬は筑後國沿海筑紫瀉に産すること甚だ多く該地方の特産とも謂ふべし之を漁するの季節は立冬の頃に始まり大寒の頃に終る其漁法は不熟練者は板に乗り鍬にて掘り採るもの多しと雖も老漁者は第四十三圖に示す如き鈎を用ふ之を使用するには一艘の船に數人乗組み洲脇或は川口等の干瀉に至り船を停む元來此の具は泥中一尺内外の深さの處に棲み泥上に呼吸の小孔を設み居るものなるを以

圖三十四第 蟬捕



イ 柄竹長二尺 三寸  
ロ 長四寸巾二分厚一分

て先づ其孔へ指を突き入れ孔を大にし而して鈎を突き入れ稍や抵觸するものは即ち蟬なるを以て此の時鈎をば或は右或は左へ捻りて一たび之を避け更に三四寸許下まで突き入れ然る後又元の如く上へ捻り戻し嚮きに抵觸したる物ある所に至りて鈎に懸け引揚げ捕收するなり

第十一 石勃卒搔

陸前地方に於ける「ホカヤキ」は所謂熊手に似て二又又は三又のものあり鐵製にし

圖四十四第 搔



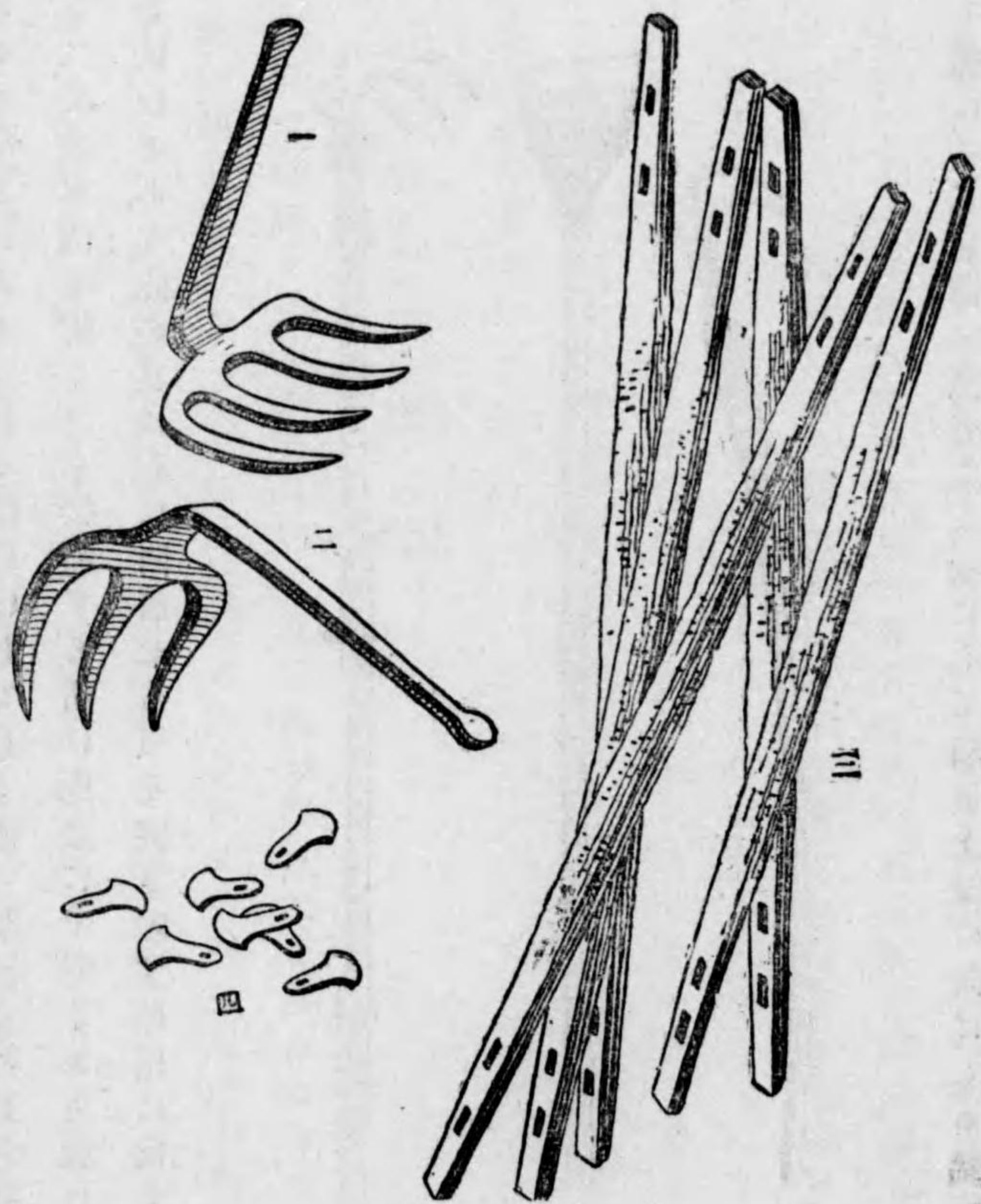


て全身の長さ六寸五分乃至七寸五分とす之に長さ一丈より一丈二三尺に至る竹の柄を附け水底を探り石勃卒を引懸け竿を手繰り揚げて之を採るなり

### 第十二 淡菜釣

安藝國上浦豊浦の兩漁場に於て淡菜を捕る器を瀬戸貝釣と稱す是れ該地方にては淡菜を瀬戸貝と稱するを以てなり其器二様あり一は鐵製にして頭の幅一寸六分其下幅一寸二分厚さ三分根の幅二寸三分厚さ五分之に四本の爪を附く爪の肩三寸長さ八寸根際方五分先きは方一分其重量一貫匁許のもの之を四ツ子熊手と云ふ一は頭の幅一寸八分其下幅一寸三分厚さ三分之に三本の爪を附け其根際方一寸先きは方二分其重量二貫匁許のもの之を三ツ子熊手と云ふ共に之に附するに長さ五尺幅二寸五分厚さ二寸の樫材を以て作りたる角棒を以てす其棒に長さ一寸幅二分の孔二ツを穿ち數多連接するの用に便す而して熊手は麻絲を以て棒に括り附け其上に又樫棒を連接すること通例十七本末に凡そ六寸五分廻りの竹竿を接續して以て全體を爲す

淡菜釣 圖五十四第

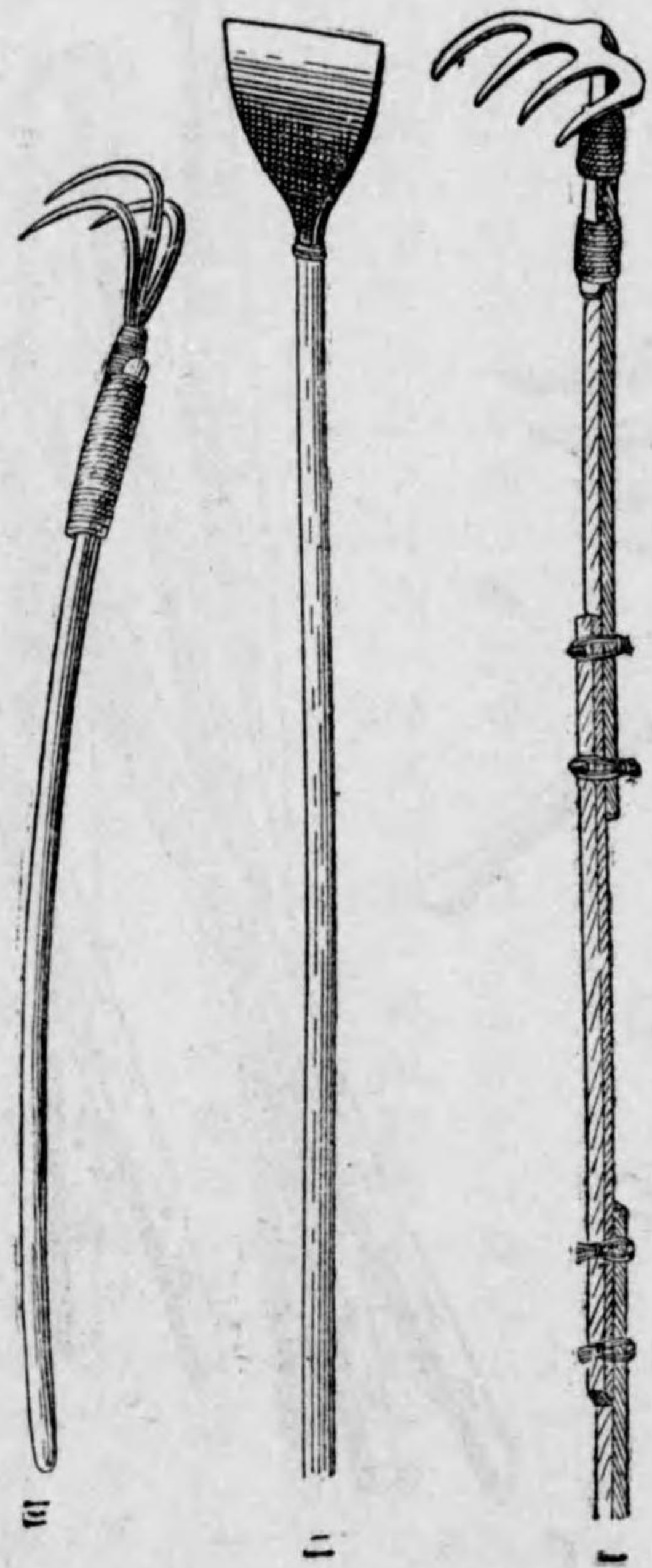


- 一 四ツ熊手
- 二 三ツ熊手
- 三 鐵き柄
- 四 留金



又別に「ツキモギ」と云ふものあり鐵製にして長さ四寸幅三寸の三角状を爲し其下部に長さ二尺の木柄を附く之を接續する所は胴金にて巻くあり或は筒状を爲して之れを嵌むるあり此の具は石に附着せる貝を突き離すの用に供するものなり

淡菜鉤 圖七十四第



漁法は一船に一具を備へ漁者二人乗にして船を上流に向はしめ錨三個を投じて

之を駐め満潮の時は暫く休止し其前後に於て先づ熊手の柄に椋棒を繼ぎ又竹竿を連續し之を下して海底を搔き石に附着せる所の貝に當らば其石と共に船に引揚げ「ツキモギ」を以て脱離し石は復た海に投ず其石の大なるは重量八十貫目乃至九十貫目小なるも二三貫目に下らず然も二人にて能く引揚ぐることを得べし而して貝の附着せること一石に三百個の多きに及ぶものあり少なきも十四五個を下らず此の漁は十月より翌年三月までの間を季節とし概ね晝間の業なれども寒中に限り夜間之を行ふ

第十三 摩<sup>すり</sup> 鈎<sup>かぎ</sup>

摩鈎は河川にて鮭鱒を捕ふる器にして東北地方往々之を用ゐるものあり其器は第四十七圖の如く鐵製にして上部は幅五寸許下部は長さ三尺許中間にて繼ぎ合せ釘にて止め自由に屈伸すべからしむ鈎曲部長さ四寸内外とす之に曳繩十尋許を附け河中小石ありて鮭鱒の産卵の爲め來るべき處を考へ之を伏せ小石にて曳繩を壓へ置き魚其處に來るとき急に曳繩を引けば摩鈎は翻轉して其鋒尖魚體を



圖八十四第 摩 鈎

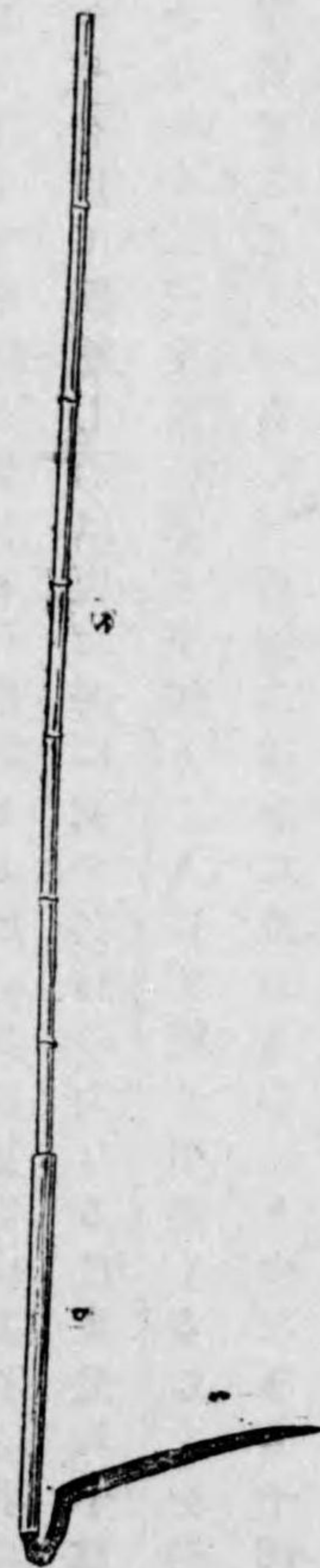


刺す此時漁者曳繩を取り疾走し陸に引揚げて捕獲するなり

### 第十四 藻採鈎

豊後國南海部郡に於て藻採鈎と稱ふるは専ら馬尾藻の類を採るものにして之を

圖八十四第 藻 採 鈎



收むるの目的は耕地の肥料に供するに在り其季節は一月より二月に至る鈎の形

は第四十八圖の如く鐵にて製し其横に斗出せるは長さ一尺餘あり之に長さ一尺四五寸の木柄を嵌め尙其末に周四五寸長さ二丈五尺許の竹を繼ぐ漁者は長さ三間許の小舟にて二三人乗組み磯邊に至り鈎を下し而して此の具を以て藻を引懸け舟中に採り入るゝなり

### 第十五 鎌

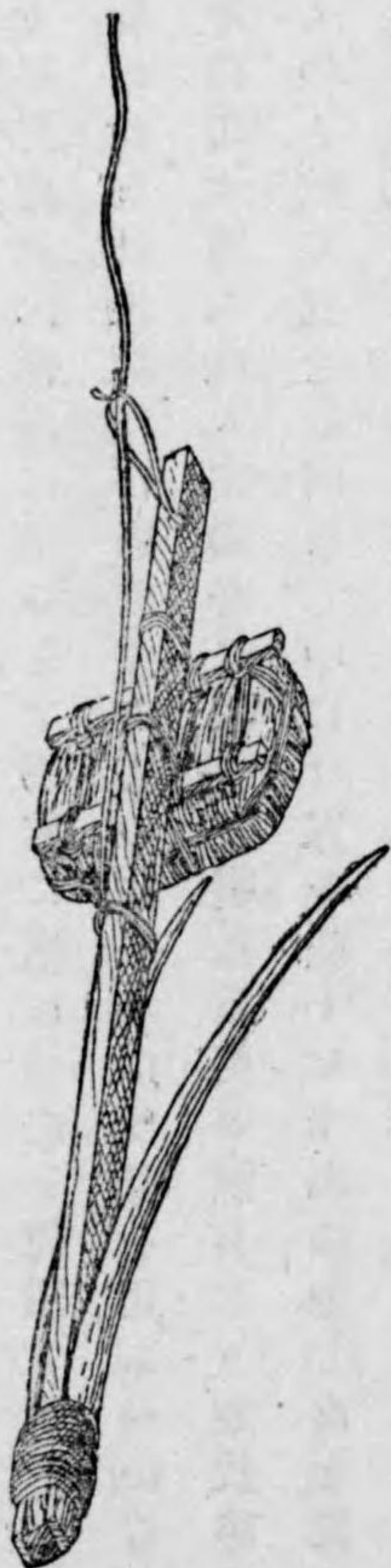
鎌は概ね海草類を刈取るに用ふ其刈取る所のもの敢て定まりあるにあらず和布荒布の類より馬尾藻其他雜藻に至るまで場處に應じて之を使用す就中北海道に於ける昆布採の如き其根磐石に固着するものに至ては他具を用ふべからざるを以て必ず鎌を以てす乃ち鎌も亦場合に依ては實に重要な漁具なり其狀尋常農家に使用するものと敢て異なる所なし中には刃を鋭くせず鋸の如き齒を設けたるを用ゐる地あり但だ形に差なきが故に別に圖を掲げず

### 第十六 昆布採底引



此具は深き海底に生ずる昆布を掻き採るの用に供す其の爪の部は適宜に反張せる堅材二本を括り合せて雙角状を作る其の長さ二尺許とす幹は檜の角材を用ゐ

第九十四圖 昆布採底引貝



長さ三尺許に作り中央の錘石は重量凡そ一貫五百目位のものをして以てするを普通とす之を以て海底を引曳し繁茂せる昆布を掻き取るなり

### 第三節 扱振具

扱振具とは其字の如く物を挟み取り又は振ち取るものを謂ふ固より二物にして一物兩用を兼ねるに非ず然るに此に收めて一類と爲すは蓋し類を分つこと多き

に過ぎて却て煩褥ならんことを恐るゝを以ての故のみ而して此の種の漁具は之を概稱するに如何なる名を以てすへきか正字未だ考ふる能はず因て今其使用の方法に依り直ちに扱振具と命けたり讀者宜しく此の意を諒し若し其正名あらば幸に垂教を賜へ

扱類は概ね貝類を挟み取るものにして其魚類に向て使用するは止た鰻扱みの一種あるのみ而して此の種の漁具は其數多からず且一の原形より次第に進化せるか如き状あるものを見ず故に之を概括して其形狀若くは用法を論せんこと難し讀者宜しく各條下に就きて知悉すへし

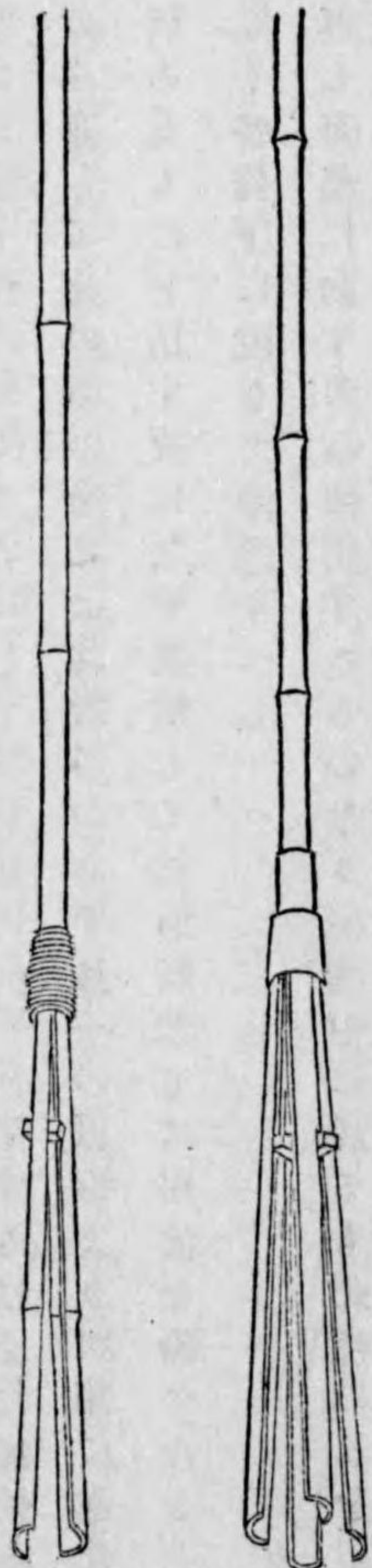
扱類は専ら海藻に向てのみ使用するものなり海藻中に於ても此種の具を用ゐるに堪ゆるものは昆布若布の如き其莖勁硬其葉長大なるものに止まり他の細小若くは軟弱なるものを採るに適せず故に是等に向ては鉤具若くは爬具を使用するものとす故に此の種類も亦た甚た少し但昆布は本邦水産物中最重要のものにして北海道人民中の大部分か生計に資する所のものたり故に其具は一見ム麼のものゝ如きも然も漸く進化の跡あるを見る即ち該條下に記す所の如し



第一 榮螺捕

榮螺は突て之を捕るものあり前に記したりと雖ども突て捕るときは貝を傷つて斃れしむることあるを以て挟み取るの優れるに如かず今安藝國佐伯郡深江村に於て爲す所を記さんに其器は二様ありて一は長さ三間徑一寸位の竹竿に長さ

第五十圖 榮螺採



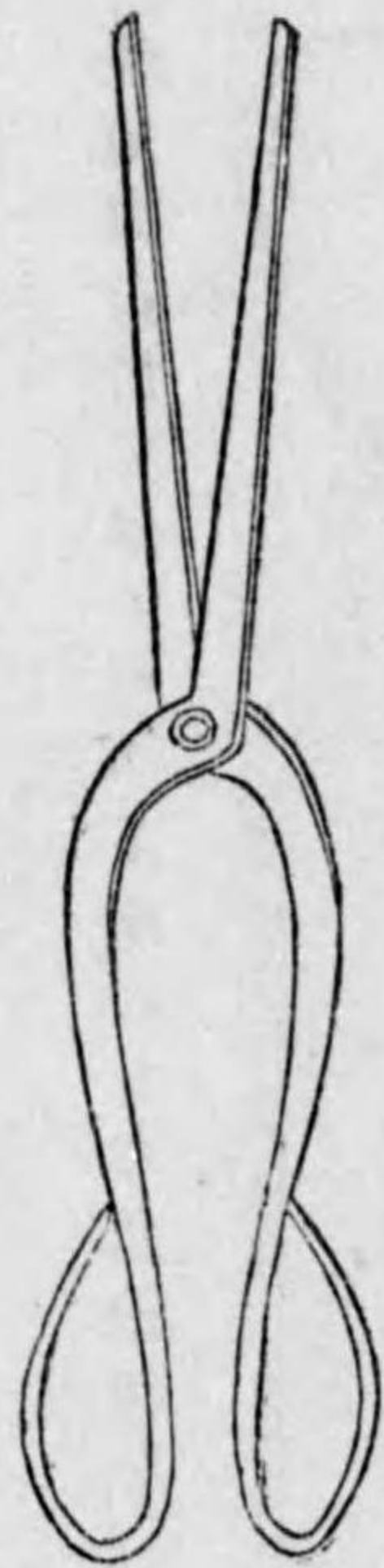
一尺餘の檜材を嵌め其先端八寸許を四裂して其裂止り一寸許の間胴金を以て堅く締め其裂目に長さ四分幅三分の方形なる木片を挿入し以て裂目をして四方に分張せしむるものとす他の一は竹の長さ太さ共前者に同しと雖も先端は一尺許を二裂し其根を麻絲にて堅く巻き固めたるものにして裂目に挿む所は木片の方

三分のものを用ふ之を使用する期節は冬春の間にして船上より海底の岩礁を覘ひ榮螺の在るを認むれば此の器を下し榮螺を其裂目に挟み竿を手繰り揚げて以て捕獲するものとす

第二 鰻挟

鰻挟は肥前國東北彼杵、南北高來の四郡に於て使用する者多し器の形は第五十一

第五十一圖 鰻挟



圖に示すか如く尋常の木挟キバサキに似て缺の部分長さ凡八九寸柄の部分六七寸あり及無

くして刻針を設く此の器を使用するには豫め河川の流末最も淺く凡五寸乃至一尺四五寸の處の石を取除き濶さ一坪程を深さ二尺位に掘り此に重量十斤乃至二十斤程の石を若干となく頭を水面に露出するまで積立て塚狀を爲さしむ斯の如きものは數ヶ所を設け置くときは日を経るに従ひ鰻來りて石の空隙中に潜む之



を鰻塚と云ふ因て時を計りて鰻塚の上部より石を取除けば鰻は驚き出て石の下部に潜入せんとするを此器を以て挾み捕るなり之を爲すの期節は陰曆五月より十月に至る

### 第三 鷺摺

鷺摺は土佐地方に於て多く用ゆる所にして水眼鏡を以て水底を覗ひ岩石に附着せる貝類を挾み捕るの器なり形状第五十二圖の如くにして其の鐵の部分長さ一尺六寸許柄の長さ二間半許とす多く牡蠣を捕るに用ゆるものなれとも他の各種の貝類を捕るにも用ゐて便なり



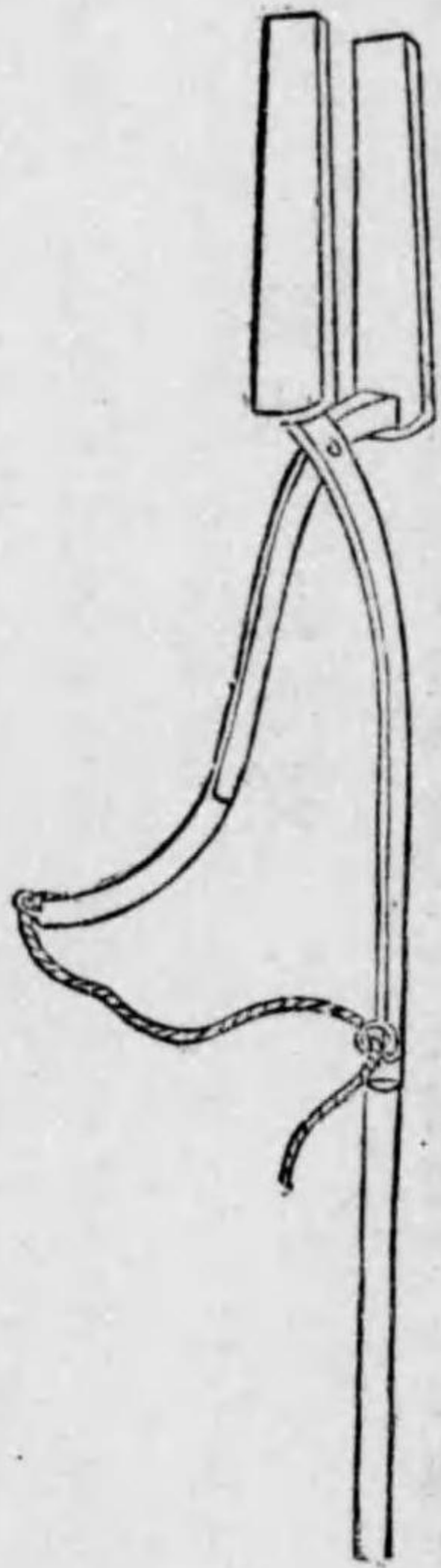
第五十二圖 鷺摺

### 第四 眞珠貝挾

此の具も亦土佐地方に行はるゝものにして専ら眞珠貝を捕るに用ゆる器にして

該地にては眞珠貝を玉貝と稱するを以て玉貝挾の名あるなり器の形は第五十三圖に示すか如くにして先きの鉄の長さ四寸許鐵柄の長さ二尺許木柄の長二間半

第五十三圖 眞珠貝挾



許とす此の器は鐵柄の頭の繩を結ふへき部分に重量あるを要す然されは鉄口を開かざるを

以てなり水底深ければ柄を継ぎ足して用ふ

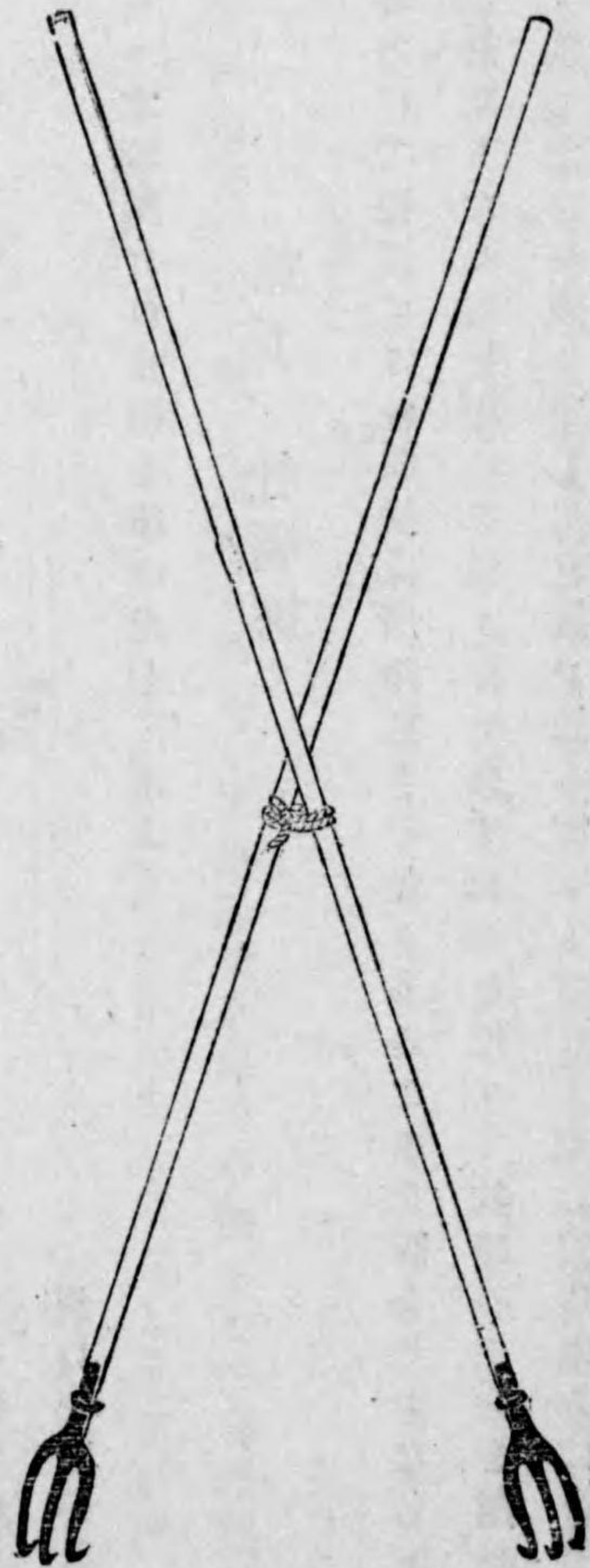
### 第五 牡蠣挾

陸前地方にて使用する牡蠣挾は所謂熊手の如きもの二本を腹合せとなし下端より二尺許距りたる處を繩にて括り合せ以て其柄を把りて鈎爬の部分を開合せしむへく爲し之を海底に下して牡蠣を挾み捕るものなり蓋し三陸地方に産する牡蠣は多くは所謂長牡蠣にして多數累着することなく概ね獨立す是れ此の具の用



特殊漁業 採鉤具類 挾振具 昆布採  
を爲す所以なり

第五十四圖 牡蠣挾



### 第六 昆布採

昆布は年々海外に輸出する價格凡そ一百万圓にして錫と相伯仲するのみならず内地に費消するものも亦巨額にして本邦水産物中の重要なものなり而して之を産するは北海道最も多く他は三陸地方にもあれとも出す所僅微にして品質も

亦劣る而して北海道と雖も全道盡く之を出すにあらす其重なる産地は東南兩海岸にして西海岸に至ては唯天鹽地方之を出すのみ且地方に由て種類品質を異にす然れとも採收の器具に至ては第五十五圖に示せる所の數種に過ぎず又採收の方法に於ても大差あることなし

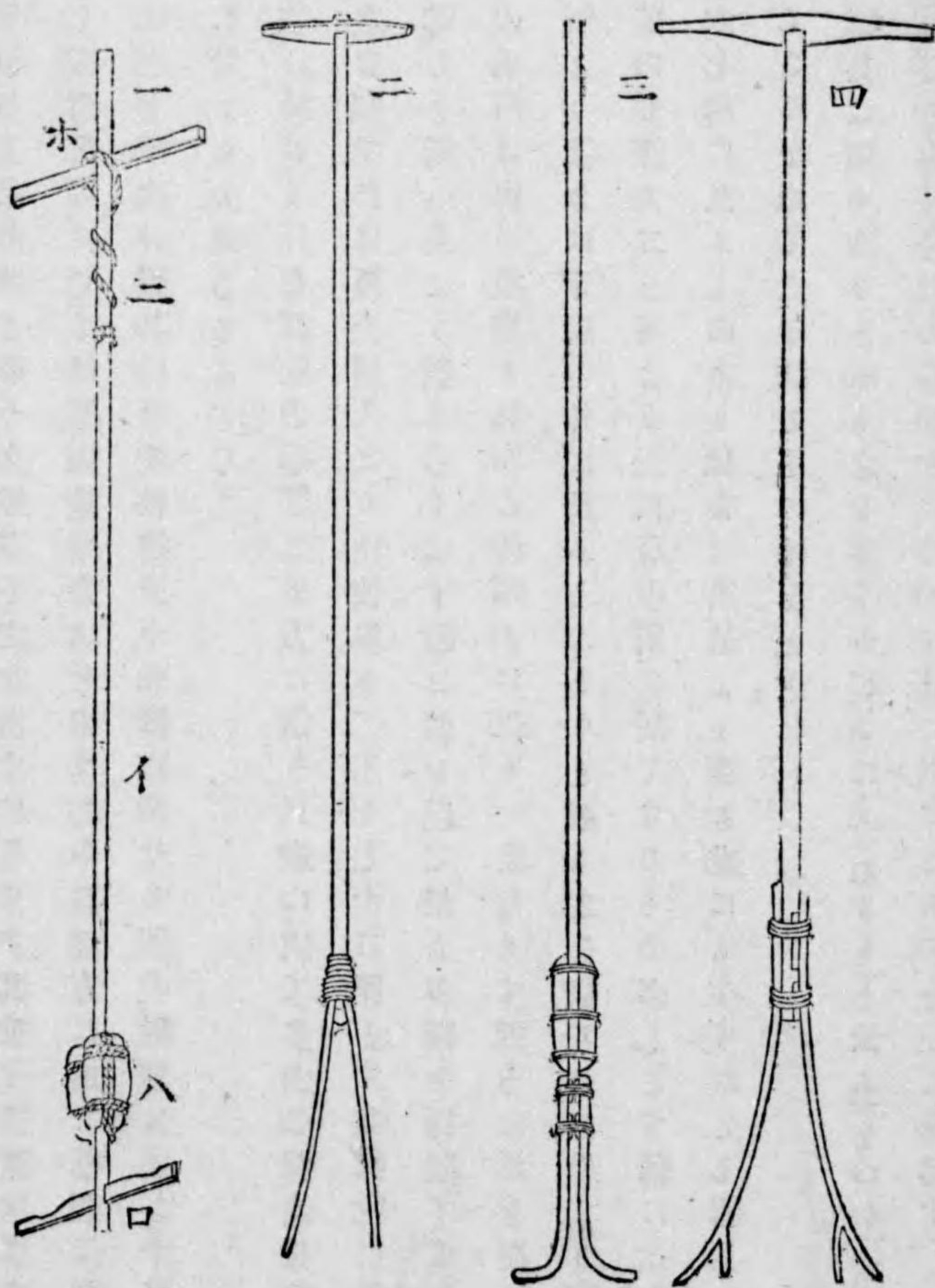
北海道に於ける昆布採收の季節は地方に依り又歲に依て多少の遲速長短ありと雖も之を概すれば夏土用入より秋彼岸まで凡そ七十日間とす其採收に着手の日を鉤卸しと稱へ是より數日若くは十數日間を以て最も多額を採收するの時とす採收の場所は海の模様と昆布の種類とに依り一定ならず近きは岸を距ること咫尺の所より遠きは千間の外に及ふものありと雖も之を概すれば岸より百間乃至三百間の間深さ二三尋より五六尋の所に於てするもの多しとす稀には七八尋より十六七尋に及ふものあり昆布は猶是より深き處にも生すれとも器具を下すに便ならざるを以て之を採るもの殆んど之なし

採收器具は種々ありと雖も之を要するに「さほ」又「ねぢり」と云ふ「まつか」鉤、底引鉤、鎌の數種なりとす今此の各種中にて挾振具に屬するものを左に解説す



圖五十五

昆布採具



圖中一は「サホ」又「ネヂリ」にして(イ)の木柄は檜或は樅等を削り成したるものにして長さは場處に依て異なれとも三丈許を通例とす(ロ)は木柄に孔を穿ち木片を横貫せるものにして其木片の長さ二尺五寸厚さ五分許とす是より凡そ四五寸を距りたる處に(ハ)の石を括り附け水中に沈下せしむるの力を添ふ其石の重量は三貫五百匁位を通例とす又柄の一端より二尺許距りたる處に菩提樹皮にて製したる繩(ニ)を括り之を柄に巻き附け其一端に(ホ)の把手を添ふ其長さ三尺許とす此の器は柄を執て昆布の在る所に下し(ホ)の把手を持て振廻し(ロ)の部に昆布を巻き絡ませて採り揚ぐるものなり

圖中二は「柴マツカ」と云ふ下部の二又は「ヒラカ」或は黄棟樹を以て作る長さ五尺許二端の把手は長さ一尺三四寸なるを普通とす二又を以て昆布を挟み把手を取て昆布を二又に巻き附かしめ振採るものにして是れ舊來慣用する所のものなり  
圖中三は「テンジンマツカ」と云ふ此具は第二のものより一變せし所にして近世の創製に係る二又の頭の反勾せるを以て昆布を引懸くるの便あり前者と相較べて優劣如何を察すべし



圖中四も亦「マツカ」の一種なり全體一形狀第二のものに異ならざれども唯其又尖に於て更に二個の小又あるの差あり此の具は一般に行はるゝにあらず圖する所は渡島國龜田郡湯川村に用ゐるものなり  
 以上各具の用途を概別すれば「サホ」は海底稍や深くして平坦なる處に用ゐ「マツカ」は淺くして且岩石多き處に用ゐるものとす  
 昆布を採收するに用ゐる船及び乗組人員は地方に依て同じからず根室、釧路地方に於ては此の業の規模大にして重に胴船海四五人乗及び持符船二人乗を用ゐる稀に圖合船八九人乗にて採收するものあり日高以南渡島各郡に於ては多くは持符船及び中船二人乗を以てし規模の極めて小なるものに至ては磯舟一人乗にて之を爲す

開拓使函館支廳は去明治十三年十一月を以て左の如く管内沿海昆布採收營業者へ告示せられたり事頗る收利上に關係あるを以て因みに此に附記す

昆布成育の年一年より減耗する趣を見聞し會て其原因を尋ぬるに諸説區區に涉ると雖も中に就き海藻の一種にして方言「ゴモ」と唱ふるもの叢生して昆

布の生暢を妨げ或は粘土汚泥等の若石を覆ふて著しく其發生を害すと暫く此の説に信を措き試みに明治十一年茅部郡尾札部村字稻荷濱に於て兼て昆布發生の稀少なる海底を撰び凡そ三百坪を區劃し人工を用ゐて彼の粘土汚泥を掃除し「ゴモ」其他の雜藻を拔取り置きたるに發生生暢大に宜く即ち本年採取は期に臨み其優劣を驗せん爲め他の人工を用ゐざる海底へ三百坪を區劃し同時に採收せしめたるに人工を用ゐたる方は三十貫匁の收穫にして人工を用ゐざる方は一貫匁の收穫なり之を比較すれば人工を用ゐたる方二倍九割の増加に當り實に驚くに堪へたり今や物産振興の時に方り本道著名の昆布年々減耗するは痛歎の至りに堪へず沿海營業の者篤く注意を加へ之が挽回を圖るべし

## 第七 和布採

此種の器具は各地方大抵相同じけれども詳に檢すれば悉く小異あり之を列舉せんには煩に堪へざれば唯其一二を記す



一 因幡國に於ける和布採

因幡國高草郡伏野村赤島平島等に於ける和布採收の季節は六月七月の間にして其器は一本の丸竹に二本の細竹を緊縛し之に繩を巻きたるものなり形狀は圖中一に示すが如し漁夫一人一舟を泛へ此の器を携へ陸地を距ること凡そ四五十町深さ二十五尋許にして海底岩礁ある處に至り若し風波ありて海底洞見し難ければ鎮波油チキアブを滴らし而して竿を下し和布を之に絡ませて以て引揚ぐるなり多きときは日に五十束を得ると云ふ

二 志摩國及伊勢國に於ける和布採

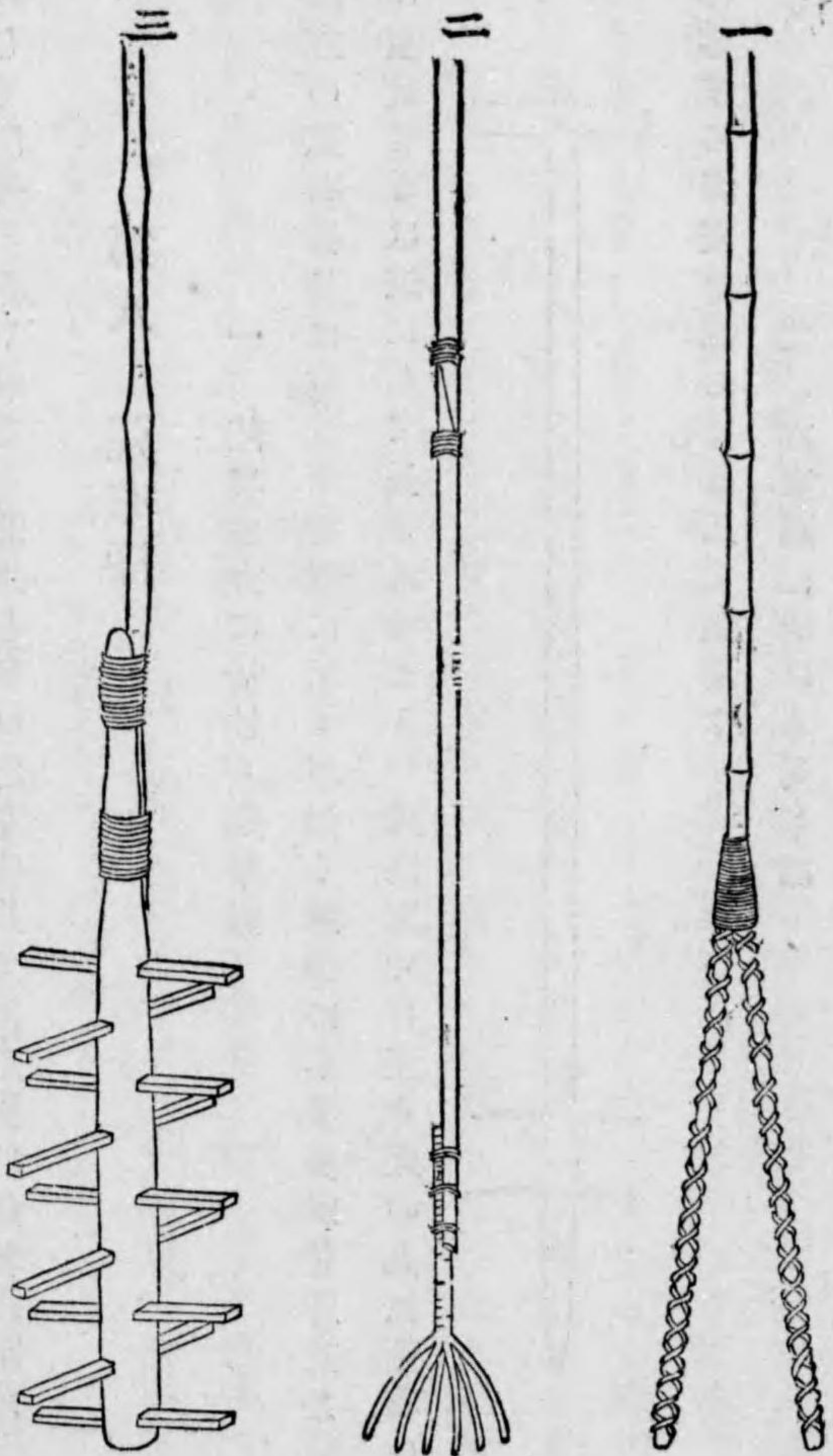
志摩國及伊勢國度會郡紀伊國北牟婁郡に於ける和布採收の季節は二月より五月までにして海婦の潜没して採るも之ありと雖も多くは圖中二に示すが如き具を用ふ其具は松の枝を椎又は桎にて作りたる棹頭に附けたるものなり採收の方法は前者に同じ此の具は荒布採にも用ゆ但だ荒布採の季節は六月とす

三 安藝備後地方に於ける和布採

安藝備後地方に於ける和布採收の季節は四五月の交にして音戸の瀬戸布刈の瀬

戸等潮流最も急なる處に在り其具は圖中三に示すが如く桎材を周圍四五寸長さ

和布採 圖六十五



一尺乃至二尺に作り此に桎の三分角長さ四五寸のものを二寸位の距離に五本乃



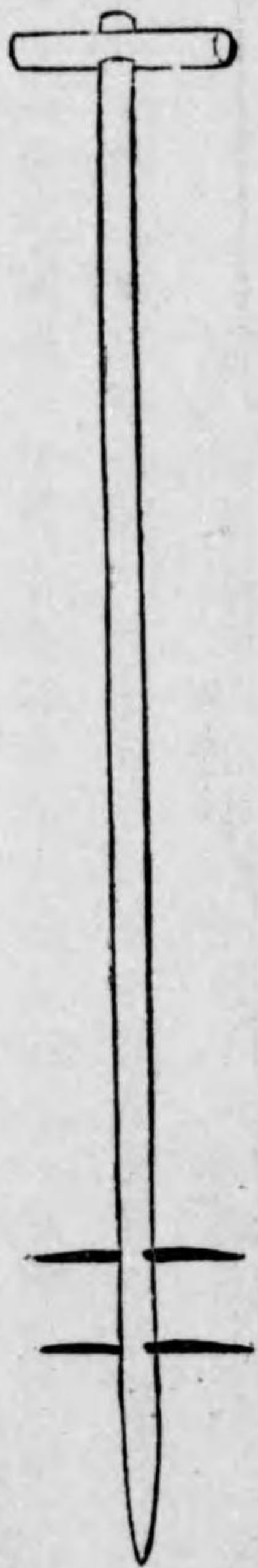
至十本を横さまに貫き其幹の一端に長さ四五尋の竹を括り附けて柄となしたるものにして潮勢の稍や緩なる時刻を候ひ之を使用す使用法は前者に同じ

### 第八 荒布採

#### 一 陸奥地方に於ける荒布採

陸奥地方の荒布採具は第五十七圖に示すが如く木造にして長四尋乃至九尋とす下部に横貫せるは鐵にして長さ八寸より一尺二三寸に至る此の具は荒布に限ら

第五十七圖 荒布採



す之に類する海藻を採るには凡て使用す

#### 二 志摩國に於ける荒布採

志摩國にて用ゐるものは若松の枝の岐れたる處を以てす方言「アッヂ」と云ふ枝の長さ六七寸柄は椗にて作る長さ三間より七間に至る

### 第四節 爬具

爬具とは水底若くは沙洲を爬搔し貝蟲藻を採る所の具を概稱す此の種は其簡單なるは陸上に用ゐる鍬と同様のものあり鐵籠を横たへ柄を付けたるが如きものあり櫛狀を爲し是にて搔くものあり漸く進んで其櫛狀に籠を添へ竟に綱を附するに至る其使用に於ても淺水若くは斤齒を徒歩して用ゐるあり船上より下すあり其器に綱を付け船を進めて引曳するあり竟に船中に轆轤を備へ之を廻轉して其器を運用するに至る今若し順次を逐ふて羅列するを見れば其進化の跡歴々徴すべきものあり而して其極めて簡單にして殆んど上古の漁具の觀あるものと雖も今日猶未だ廢せずして用ゐる所以のものは其土地の形勢と採らんと欲する物とに適當したると一には細民無資の輩と雖も容易に爲すことを得以て生計を資すべきを以てならん

此類に收めたるもの、中一種籠狀を爲し一見以て爬具視すべからざるに似たるものあり是等は其純然たる爬具たらざるは勿論なれども他に之を收むべき類門



なきのみならず用法上多少爬搔に幾き所あるを以て此に收めたるなり  
 此の種の中最も重要なるは海鼠を採るに用ゐる「コケタ」に「ハツサク」と稱ふる類  
 のものなり是等は皆網を附けたるのみならず其用法全く線網に異ならず然る  
 に之を線網の中に加へずして爬具中に收めたるは其使用上の効力重きを置く部  
 分は鐵爬に在りて網は其物を承くる客具たるを以てなり故に之を形を同じくす  
 るも綱口に附くる所の木竹類は其口を開張せしむるに在りて別に爬爪を備へざ  
 るものを以て線網とす

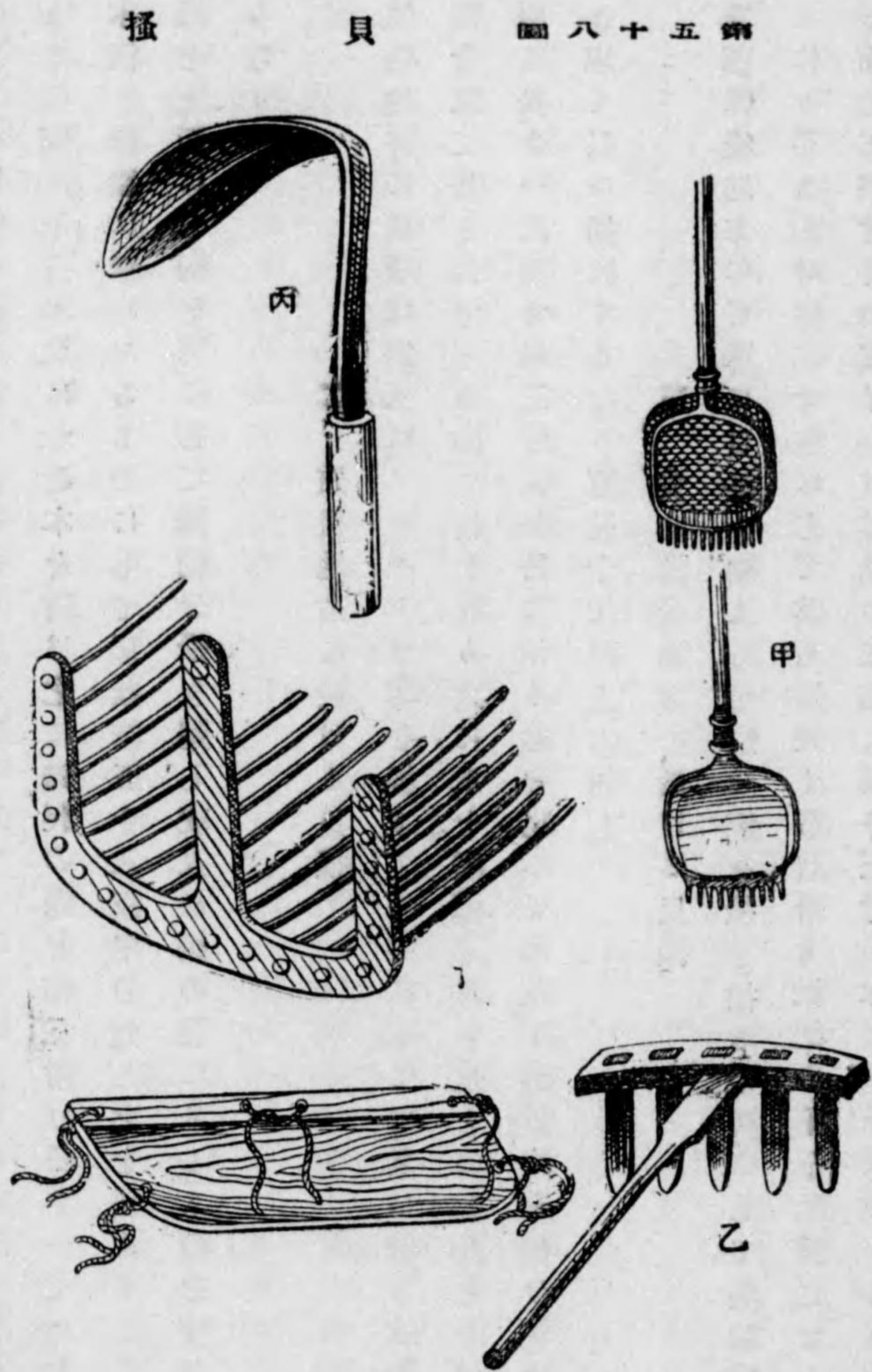
### 第一 貝搔

貝類を搔き捕るの具は其専ら目的とする所の物に因り蛤搔蜆搔等の名を附する  
 もの多しと雖も又單に貝搔と汎稱するものも所在之あり而して其形狀は地方に  
 依りて頗る差あり今其一二を記す

#### 一 陸前地方に於ける貝搔

陸前地方に於て貝搔と稱するは主として蜆又は鯛を採收するものにして其具は

圖八十五 貝搔





團扇形の鐵製の鑲を作り其周回一尺乃至一尺二寸とし一方に長さ三寸より四寸までの鐵瓜十五本又は十七本を附け之に鐵製の籠を結び附け長さ一丈六七尺の木柄を鐵鑲に嵌めたるものにして形狀第五十八圖甲の如し之を使用するには籠底を上面にし柄を肩にして海底を搔き廻し蛸又は鯛の籠に入るものを抄ひ揚ぐるなり

## 二 筑後地方に於ける貝搔

筑後地方の貝搔は鯛又は「メクハシヤ」等を漁するものにして其具は總て木製なり櫂を以て長さ九寸三分許の桁を作り之に爪を駢植し爪と爪との間凡そ一寸とす柄は長さ一尺四寸周三寸五分許に作る之を携へて海濱干潟の時を候ひ泥中を搔き以て貝を捕收するなり第五十八圖乙の如し

## 三 安藝備後地方に於ける貝搔

安藝備後地方にて單に貝搔と稱ふるは蛤及鯛を搔き捕るの具にして其製鐵を以て作り長さ四寸幅二寸許にして其兩端狭く形狀恰も批把の葉を反撓したるか如く而して四寸許の鐵軸あり其軸の末端に長さ三寸の木柄を嵌めたるものなり

漁者此具を携へ干潮の時を候ひ沙洲に至り柄を把りて沙を左右に搔き搜し露出する所の蛤及鯛を拾ひ收むるなり第五十八圖丙に示す如し又同圖丁は土佐國に於て使用する貝搔にして其下方に在るは丁の側方に結付すべき附屬具なり

## 第一 海茸採

海茸は筑後の國の沿岸所謂筑紫潟の特産にして之を捕る器を方言「ビョン」と云ふ其器に數様あり一は木製の短き撞木狀のもの、末に細き鐵を横に貫きたるものにて其撞木狀柄の長さは一尺二寸許頭に横たはる木の長さも亦一尺二寸許横に貫く鐵も同じ長さにして此器は淺き處にて使用す一は形は前者に似たるも撞木狀の柄は周六寸長さ二間半許頭に横はる木の長さ一尺五寸横に貫く鐵は一尺二寸許とす此の器は深き處にて使用するものなれども近年之を用ゐるもの殆んど希なり又一は總て木製にして其狀兒童の體操に用ゐる「ダンベル」の頭に木を横たへたるが如し又一種全く撞木と同じき狀のものあり

漁業の季節は一定せずと雖も概ね立冬の頃より大寒の頃まで専ら之を爲す漁法